

令和 2 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 檢 評 價 書
[日本高等教育評価機構]

令和 2 年(2020)年 6 月
高崎商科大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準1 使命・目的等	7
基準2 学生	15
基準3 教育課程	43
基準4 教員・職員	61
基準5 経営・管理と財務	72
基準6 内部質保証	82
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	88
基準A 地域連携	88
V. 特記事項	97
VI. 法令等遵守状況一覧	98

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 高崎商科大学の建学の精神・大学の基本理念

本学の母体となる学校法人高崎商科大学は、明治39(1906)年、創立者・佐藤タ子によって設立され、令和2(2020)年の今年、114周年を迎える。

高崎商科大学の建学の精神は、本学園創立以来の「自主・自立」である。本学はこの建学の精神に立脚し、「実学重視」「人間尊重」「未来創造」を教育理念に、平成13(2001)年に既設の高崎商科短期大学の一部を改組転換し開学、さらに広く深い教養を培い人格の陶冶に努めながら専門的な教育を行い、経済社会・産業界の興隆ならびに文化の発展に貢献しうる有為な人材を育成することを目指している。

地元産業界をはじめ広く社会において活躍することのできる人材を養成するためには、人間尊重の理念のもとに実学すなわち実務的専門教育を行わなければならないと考える。建学の精神・教育理念をふまえ、移り変わる社会の人材要請に的確に応えていかなくてはならない。社会の発展に貢献することのできる人材の育成は、豊かな人間性を涵養しつつ専門的教育を行うという全人的な教育が肝要である。

2. 本学の使命・目的

建学の精神である「自主・自立」に基づいて、「実学重視」は、グローバル化・情報化・高度化の進む社会の多様なニーズに対応し、商学に関する専門的教育によって高度な知識や実務的能力を養成し、21世紀「知識基盤社会」を担える経済・産業界のリーダーを育成することを教育目的としている。「人間尊重」は、自由闊達な学風のもとに豊かな教養と総合的な判断力を養い、社会人として必要な人間力を身に付けた人材を育成することを狙いとしている。また「未来創造」は、高度な専門教育と人間性の陶冶を結びつけて、一人ひとりが自己の能力を伸ばし未来を創造的に切り開く力を練成することを意味している。すなわち、専門教育と人間教育が相まってこそ、学ぶ者に高度な専門性を発揮しつつ未来を創造的に切り開くという真の力が備わるのである。

このような人材育成の目標を掲げる本学商学部商学科（平成22（2010）年4月から流通情報学部流通情報学科より名称変更）の研究において、社会の高度情報化・グローバル化の急速な進展を踏まえた現代の商学一流通・マーケティング、経営・会計、観光まちづくり等の領域に重点をおいた研究を推進すること、また、その成果を産業社会・地域の発展・活性化のために還元することの重要性が増してきている。こうした研究の進展は商学の新しい学的発展・体系化に大いに裨益することとなる。

ところで近年、国内外にわたる情報ネットワークの発達の中で、流通システム化・流通革新がめざましい勢いで進行してきた。こうした社会の構造変化に対応する人材育成と研究を行う本学の使命に対する社会の要請と期待が高まってきた中、平成18（2006）年4月より、大学院（修士課程）流通システム研究科流通システム専攻がスタートした。

その後、学部名称が「商学部」に変更されたことを受けて、大学院の「流通システム研究科流通システム専攻」も、平成23（2011）年度より「商学研究科商学専攻」に変更になった。平成25（2013）年度になり商学部の教育・研究との整合性をさらに高めるために、研究科のカリキュラム改革を行い、名実ともに6年間の一貫教育が可能な体制となつた。

以上のような本学開学以来の教育、研究、地域貢献活動の経験と実績を踏まえつつ、「商学科」を再編する新たな学科の開設が構想・計画され、平成29(2017)年度から、「経営学科」・「会計学科」の新しい2学科がスタート、令和2(2020)年度には完成年度を迎える。本学はビジネス系総合大学へ向け大きな第一歩を踏み出した。

ところで、令和元(2019)年度末頃、突如として、きわめて深刻な新型コロナウイルス感染症問題が発生、世界保健機関(WHO)より令和2(2020)年3月に「パンデミック宣言」が発せられ、わが国では4月になって全国へ向け「緊急事態宣言」が出された。

この新型コロナ問題により、本学においても甚大な影響は避けられず、令和元(2019)年度の学位記授与式および令和2(2020)年度入学式は中止やむなきに至った。

新学期の授業も通常の学年暦通りに行うことはできず、約1ヶ月繰下げの5月11日より「遠隔授業」として開始、「対面授業」の再開は6月下旬以降になる見込みである。授業とともに、学生たちの課外活動や就職活動、地域交流活動はじめ本学のさまざまな行事や業務も大きな制約を受けるところとなり、令和2(2020)年5月現在、対面授業への復帰など全面的に正常化する時期はなかなか見通せなくなっている。

学生、教職員、関係者一同、心を一つにして未曾有の困難を乗り切っていかなければならない。

3. 個性・特色

本学は商業都市高崎に位置している。高崎市は古くから関東・上越・信越をつなぐ交通の要衝として栄え、今日では準首都圏の枢要な地位を占めている。いわゆる「平成の大合併」により高崎市は群馬県下最大規模の中核都市となった。

本学は、平成28(2016)年度までは1学部(商学部)1学科(商学科)により構成される収容定員800人の小規模校であり、地元群馬県からの入学生が70%超える地域に根ざした大学である。平成29(2017)年度からは、社会のニーズに対応する改組転換により商学部経営学科・会計学科の2学科となった。

本学はその課せられた使命を果たす上で絶好の位置にあって、地域社会との緊密な連携も特色の1つとして商学系の特性を十分に発揮することができる。平成21(2009)年度から、これまで以上に地域貢献活動等を推進するため、国際・地域交流委員会を発展させた組織として「高崎商科大学国際・地域交流センター」を設置した。

この設置によって、地元で信頼される「地域密着型の大学」を目指していることがより鮮明になり、近隣の小中学校や公民館、道の駅、行政、民間企業、地元住民との交流・連携が一段と進むようになった。こうした実績が、平成25(2013)年度には、県内で唯一、文部科学省の「地(知)の拠点整備事業」(大学COC事業)の採択にも繋がることになった。この採択を受けて、大学の「国際・地域交流センター」は「高崎商科大学コミュニティ・パートナーシップ・センター」(CPCと略称)に発展的に改組された。

現在、地域活動拠点として、本学センターを中心に、やや距離のある富岡市には「富岡サテライト」を設置して、地域貢献活動を行っている。本学も連携してきた富岡製糸場が平成26(2014)年6月に世界遺産に登録され、富岡市との連携事業は新たな発展段階に入った。同年8月には、富岡市さらに高崎市との間で、地域連携事業に関して包括的協定を締結、平成27(2015)年になり下仁田町、30年には甘楽町とも協定を締結した。民

間企業としては、同じ時期に本学もその沿線に位置する上信線を運行する上信電鉄と包括協定を結び、JR東日本(高崎駅)とも協力関係を構築した。

さらに、平成27（2015）年秋には「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に参加校として加わることになり、新たに地元を代表する金融機関—高崎信用金庫、しののめ信用金庫とも包括的連携協定を結んだ。地域振興策を提起しながら地域貢献の人材を育成し、若者の地元就職をサポートしていく。

大学COC事業は平成29（2017）年度、そのプラス事業も令和元年度をもって終了したが、本学の特色ある地域貢献・交流活動を引き続き推進していくことはいうまでもない。平成29（2017）年10月には、本学の地元周辺に所在する古碑—「上野三碑」が「世界の記憶」遺産に登録されたことも加わって、地元との絆もますます強固になっている。平成30（2018）年度から、前年度末に完成した新校舎が使用開始となつたが、その1階フロアには、これまでの「コミュニティ・パートナーシップ・センター」を地域住民にいっそう親しみやすいようにと願って改称した「地域連携センター」を開設、装いも新たにスタート、3年目を迎えている。

また、少人数教育も本学の特色の一つであり、小規模校として学習支援から学生生活、就職支援まで、学生一人ひとりにきめ細かく対応する「面倒見よく育てる大学」「地元で最も信頼される大学」を目指している。こうした指導体制のもとに、就職率は経済環境・雇用情勢の変化を問わず、地元を中心に毎年度安定してほぼ100%を達成している。

さらに、平成25（2013）年度以降は日商簿記1級や「税理士試験」に科目合格する学生が多数にのぼるようになり、平成26（2014）年度は「公認会計士試験」（短答式）合格者、公立校教員採用試験、県庁や地元市役所の現役合格者も輩出した。平成27（2015）年度には待望の「公認会計士試験」（論文式）の現役合格者（1人）も誕生した。公認会計士の大学生現役合格は、群馬県内初の壮挙であり、翌平成28（2016）年度も3人が合格、うち2人は全国最年少合格となった。さらに、会計学科が始まった平成29（2017）年度は3人が合格、平成30（2018）年度は7人、令和元年度2人と合格者が続き、今後、これまで以上に多くの公認会計士試験（論文式）合格者が見込まれる。また、令和元（2019）年度には、日商簿記検定1級合格者22人を輩出したがうち1人が全国最高得点にて合格、日本商工会議所会頭より表彰を受ける予定である。経営学科においては、推奨資格の一つとして「中小企業診断士」の合格者をめざしていく。

平成25（2013）年度からは、本学の簿記会計教育の特性を活かして、全国規模での「高大連携・接続事業」を開始した。令和2年5月現在、北海道から九州まで全国の高校39校及び5つの団体（岐阜県・鹿児島県・埼玉県・岡山県・北海道）と高大連携協定（Haul-Aプロジェクト）を取り結んでいる。そのなかでも有力校については、卓越した指導体制を構築・維持するためにSAH（スーパー・アカウンティング・ハイスクール）に指定しており、今日まで8校・2団体を数える。こうした7年間の高大接続教育をめざす連携関係は、他の大学には見られない本学の大きな特色の一つとなっている。

なお、高大連携の本学の商業教育に関連して、令和2（2020）年度4月、文部科学省はそのHPにおいて「子供の学び応援サイト」を開設、本学に連なる「学修支援コンテンツ」を提供する「日本商業教育振興会」とともに、本学の名前も登場している。

このほか、世界的に著名なIT企業はじめ数社と協力関係を結ぶなど、本学独自の産学

連携の教育研究事業を推進しており、また、他の短期大学2校と連携協定を締結、まだ数は多くないが国内の大学、海外の大学とも包括的連携協定の締結を進めている。

本学は、個性ある魅力に富む教育、研究、地域貢献活動に取り組んで着実に実績をあげ、地域社会を基盤に広く現代産業社会のさまざまな要請に応えながら自らの存在意義を高めるため、揺るぎない商大「ブランド」の確立・維持へ向けて努力していく。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学の母体となる学校法人高崎商科大学は、明治39(1906)年、創立者・佐藤タ子によって設立された「私立裁縫女学校」をもって始まる。

学園創立80周年にあたって本学の前身となる短期大学の設置計画が策定され、昭和63(1988)年、高崎商科短期大学が開学となった。その後、21世紀の幕開けと同時に、本学・高崎商科大学が設置され、さらに平成18(2006)年には高崎商科大学大学院が開学した。令和3(2021)年、大学は開学20周年の節目を迎える。本学園「中期計画」において大学「20周年事業(toTUC計画)」に取り組んでいる。

本学園は、創立以来「自主・自立」の建学の精神に立ち、明治・大正・昭和・平成をつらぬき優に100年を超える歴史を閲しながら令和の今日に至っている。学校法人高崎商科大学は、沿革史に通覧されるように幼稚園から高等学校、短期大学、大学、大学院を擁する総合学園として社会の発展に貢献する有為な人材を輩出する使命を果たしてきている。

明治39 (1906) 年 4月 8日	私立裁縫女学校、高崎市柳川町2番地80に創立
明治40 (1907) 年 3月 9日	私立佐藤裁縫女学校と改称
明治42 (1909) 年 6月 1日	本科、師範科、専修科、研究科を設置
明治44 (1911) 年 4月 1日	師範科卒業生に無試験検定による小学校専科正教員の資格を与えられる
昭和18 (1943) 年 4月 1日	財団法人に組織変更、佐藤高等技芸女学校（甲種実業学校）と改称、校舎を現在地の大橋町237番地に移転
昭和23 (1948) 年 4月 1日	学校教育法による高等学校となり、佐藤技芸高等学校と改称家庭科を設置
昭和25 (1950) 年 2月 1日	校名を高崎技芸高等学校と改称
昭和26 (1951) 年 3月 1日	財団法人から学校法人に組織変更
昭和36 (1961) 年 6月 1日	佐藤学園高等学校と校名変更
昭和43 (1968) 年 4月 1日	佐藤学園高等学校附属幼稚園開園
昭和62 (1987) 年12月23日	学校法人名を佐藤学園から高崎佐藤学園に変更 高崎商科短期大学設置認可
昭和63 (1988) 年 4月 1日	高崎商科短期大学商学科開学
平成 4 (1992) 年12月21日	高崎商科短期大学に秘書科増設認可
平成 5 (1993) 年 4月 1日	秘書科開学
平成12 (2000) 年12月21日	高崎商科大学設置認可

平成13（2001）年4月1日	高崎商科大学流通情報学部流通情報学科開学 短期大学の名称を高崎商科大学短期大学部に変更し、 秘書科を現代ビジネス学科に名称変更
平成17（2005）年12月5日	高崎商科大学大学院流通システム研究科設置認可
平成18（2006）年4月1日	高崎商科大学大学院流通システム研究科開学
平成20（2008）年8月1日	学校法人名を高崎佐藤学園から高崎商科大学に変更
平成22（2010）年4月1日	高崎商科大学流通情報学部流通情報学科を商学部商学科 に名称変更
平成23（2011）年4月1日	高崎商科大学大学院流通システム研究科を商学研究科に 名称変更
平成29（2017）年4月1日	高崎商科大学商学部商学科から商学部経営学科・会計学科 に変更

2. 本学の現況（令和2年5月1日現在）

・大学名 高崎商科大学

・所在地 群馬県根小屋町741番地

・学部構成 大学院 商学研究科
商学部 経営学科、会計学科、商学科

※経営学科と会計学科は平成29年度開設

商学科は同年度募集停止（3年次編入は除く）

・学生数、教員数、職員数

・学部学生数（令和2年5月1日現在）

学部		学科	入学定員	編入学定員	収容定員	在籍学生総数	在籍学生数内訳			
							1年次	2年次	3年次	4年次
商学部		経営学科	130	—	520	492	151	150	110	81
		会計学科	70	—	280	289	81	73	74	61
		商学科	195	(3年次)10	800	16	0	0	1	15

・大学院学生数（令和2年5月1日現在）

研究科	専攻	入学定員	収容定員	在籍学生総数	在籍学生数内訳	
					1年次	2年次
商学研究科	商学専攻	5	10	4	1	3

・教員数（令和2年5月1日現在）

学部・学科、研究科・専攻		専任教員数				助手	兼任 教員数
		教 授	准教授	講 師	計		
商学部	経営学科	17	6	0	23	0	17
	会計学科	7	3	0	10	0	
商学研究科	商学専攻	(13)	(3)	(0)	(16)	0	5(4)
合 計		24	9	0	33	0	0

※ 大学院研究科の専任教員数及び兼任教員数の（ ）内は、学部の専任教員及び兼任教員が兼務の数

・職員数（令和2年5月1日現在）

専任職員	嘱託職員	パート職員	派遣	合計
21	0	7	0	28

※ 各職員数は、大学職員の合計

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、平成 13(2001) 年 4 月に高崎商科大学として開設された。開設に際しては、前身の高崎商科短期大学の建学の精神を継承しながら、「実学重視」「人間尊重」に加え新たに「未来創造」を教育理念に掲げ、未来志向の全人教育を目指してきている。こうした教育方針は、大学開設後、社会のニーズの変化に対応し、学部名称や学科名称が変更されても変わることなく継承され息づいている。

建学の精神に基づく教育理念を明確に示し具体的に実行するために、以下の通り本学の使命・目的を明示している。

1) 高崎商科大学学則

- ・その第 1 条において、教育基本法及び学校教育法に則って、建学の精神に基づいた本学の使命と目的を明記している。
- ・第 6 条では、商学部において教養教育と専門分野の教育・研究を行い、知識基盤社会を支える人材を養成するという目的を明確に示している。

2) 『学生便覧』(令和 2 (2020) 年度)

- ・学生の便に供する便覧では建学の精神及び教育理念を明記しつつ、これを 3 つのポリシー「アドミッションポリシー」「カリキュラムポリシー」「ディプロマポリシー」に明文化している。とくに「ディプロマポリシー」については、学科ごとに明確に記している。

さらに教育目的について、学生の学修に目的意識を持たせるべく、学科ごとかつ履修コースごとに人材育成の方針として明瞭にかつ具体的に記述している。

3) 大学ホームページ・入学案内サイト

- ・「ホームページ」において、受験生をはじめ外部の閲覧者に対しても、本学の建学の精神、教育理念に基づいた魅力ある教育内容・実績及び人材育成の目的、三つのポリシーを一か所にまとめて分かり易く具体的に明示している。

・また「ホームページ」の「受験生向け」ページ、および「受験生向け入学案内サイト」においても、建学の精神とともに教育目的にしたがって「アドミッションポリシー」を提示し、人材育成の具体的な内容をビジュアルな手法を駆使して分かり易く、本格的なICT利活用社会を迎える中、紙使用の印刷物からWeb形式の受験生用サイトに切り替えながら発信力を強化している。

4) その他

建学の精神、教育理念をキャンパスの目に付き易い場所に掲げ、あるいはまた各種の学内外広報媒体等において明示し周知に努めている。

1-1-② 簡潔な文章化

前項でみてきたように複数のメディアで「建学の精神・教育理念」を簡潔の述べ、ホームページの「学長メッセージ」で受験生に本学の教育の特長を分かり易く具体的に説明している。

この他、入学案内サイトのみならず企業向けパンフレットなどにおいても簡潔に説明してきている。また、オープンキャンパスや保護者会、後援会、合同企業説明会、入学式・卒業式などあらゆる機会を捉えて、口頭でも簡潔に言及し本学の教育成果・実績にいかに繋がっているかを説明している。

1-1-③ 個性・特色の明示

個性や特色があればこそ、大学は光り輝く。しかし、その内容や人材育成の成果を積極的に外へ発信しなければ、大学の魅力は光彩を放つことができない。

商学部は、企業連携による実践教育を重視した「経営学科」、会計実務家による専門教育の「会計学科」という、それぞれに特色のある教育内容を常に念頭におき、本学のHP、あらゆる出版物、印刷物、さらにはさまざまなメディア対応をも含めて、社会に対して明確に分かりやすく伝わるように最大限の努力を重ねてきている。

本学では、ここ5年連続で現役学生が「公認会計士論文式試験」に合格しているが、このことについても、毎年度合格実績を積み上げながら、繰り返し発信していくことによって、全国的にも多くの人々に知られるようになってきた。メディアは、すでに「公認会計士論文式試験において、高崎商科大学の現役学生の3年連続の合格」について、「北関東・甲信越の国公私立大学の中で唯一の快挙である」と報じていたが、令和元（2019）年度には5年連続・合計16人の合格実績となった。

1-1-④ 変化への対応

1) 学部・学科教育

本学では「自主・自立」の建学の精神および学部教育の「実学尊重」「人間教育」「未来創造」の教育理念のもとに大学「中期計画」を定めて、社会の情勢変化に対応した人材育成を行うことのできる体制をとっている。

平成29(2017)年度から、学部教育を刷新し商学科から「経営学科」「会計学科」の2つの新学科を開設したのもその表れである。また、こうした養育内容の変化の効果を

高めるために、最新設備を完備した、すぐれて機能性に富む斬新な新校舎も建設された。

2) IR 部門の活用

社会情勢の変化や文部科学省の教育行政の変化に迅速に対応する上で、IR 部門の役割はますます重要度を増している。

18 歳人口の減少や AI の普及とグローバル化を軸とした社会構造の変化は、教育全般へ大きな影響を及ぼし、そのため大学間競争も熾烈さを増しており、この面でも個々の他の大学などの動静をベンチマー킹することは決して疎かにはできない。もはや、IR 活動なくして大学の管理運営なし、との認識を肝に銘じて、改善・改良・改革を間断なく推進していく。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神・教育理念と目的及び行動規範は、学則・ホームページなどで明示している通りだが、今後ともさらに Web 発信力も活用し、内外に周知徹底する努力を強化していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学を設置する学校法人高崎商科大学の理事会は理事 7 人、監事 2 人、評議員会は 15 人で構成されている。学長は、理事と評議員を兼ねており、大学商学部長、短期大学部現代ビジネス学科長、事務局長、事務局次長は評議員を兼ねている。

大学の現状と課題は学長より教育理念や年度運営方針と関連付けて毎回詳細な報告がなされている。学則や規程の改定の際には学長より提起され実質的な協議の中で、役員の十分な理解と支持を得られている。

大学の執行機関として、大学協議会が設置され、月 1 回開催されている。「大学協議会」では、学長、副学長、学部長、研究科長、学生部長、各センター長および研究所長、副理事長、事務局長、事務局次長などの役職者が大学・大学院、併設の短大部について現状の把握に努め、学長のリーダーシップを支えている。建学の精神、教育理念、大学の目的、学部の目的に沿って具体的な施策を進める中核となっている。必要に応じて開催される中長期計画策定会議、カリキュラム検討会議等にも大学協議会のメンバーが含まれる体制を取り、意思疎通と連携に努めている。

本学の使命・目的、教育目的を効果的に遂行していくために、教職員が横断的に参加する合議体が設置されている。具体的には「メディアセンター」、「学生生活・学習支援センター」、「地域連携センター」、「経理研究所」などのセンター及び研究所、「教務委員会」、「学生委員会」、「入試委員会」、「就職委員会」、「FD推進委員会」などの委員会が該当し、有効に機能している。全ての教職員は、これらの合議体の1つ以上に所属することで具体的な業務を通して、使命・目的、教育目的を共有し具現化に参画しており、大学の円滑な運営にも資するものとなっている。詳細は1-2-③及び④で述べるが、中期計画や3つのポリシーの策定も、複数の合議体が規程に沿って連携しつつ、協議・決定を行なう過程をたどってきた。

使命・目的、教育目的の制定及び関連する施策について、学内の適切な合議体や教員組織、事務組織において周知、協議、意見聴取の機会を設け、全学的に共有して教育・研究・地域貢献活動に取り組む体制を作っている。併設されている高崎商科大学短期大学部を含めて、教職協同を進めるために、年度内に2回全学会議を開催している。年度初めの全学会議では年度運営方針や中期計画等が示され、年度半ばの全学会議では前年度の決算を踏まえて学校法人の財政状況が共有される。

新任の教職員に対しても、非常勤講師も含めて毎年度着任早々に、FD・SD研修を含むガイダンスを実施し、本学の建学の精神及び使命・目的、教育目的の理解・周知を徹底している

1-2-② 学内外への周知

大学のホームページを通じて、建学の精神、教育理念、学科の目的(人材育成の方針)を明示することで、使命・目的、教育目的の周知を図っている。ホームページに加え、学生に対しては「学生便覧」や学内の掲示版に明記し、保護者に対しては「保護者のためのガイドブック」に明記することで、周知している。

学長は、入学式、卒業式など様々な学生や保護者、関係者の参加する行事の機会を活用して、折々の切り口から建学の精神に言及しており、学生には日常的に意識させ、自らのものとなるように促し、保護者や関係者には継続的な周知を図っている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-①で述べたように、本学は「中長期計画策定会議」を設置している。令和元(2019)年度にて満了した第1期中期計画(以下「中期計画」と表記)の策定は以下の過程で行われ、使命・目的、教育目的を反映させた。

建学の精神である「自主・自立」を、中期計画では、教育、経営両面から捉え直した。教育面では「社会的に独り立ち」した「自ら行動を起こせる人材」を育成することを「大学の使命」と捉えた。また、そのような教育を実現するために、経営面では、「他に依存せず、自ら判断して自ら未来を切り開く組織」の実現を、本学の「経営方針」と捉えた。

「大学の使命」は、「建学の精神」と「教育理念」を実現するために大学が担う役割の観点から、以下にまとめられた。

卒業後、経済的に独り立ちできるよう社会人としての意識や心構えを持たせ、実社会において必要とされるスキルを、実学を教授することによって身に付けさせる。キャンパスライフ等を通して教職員、他の学生との関わり合いを深め、社会性豊かな人材を育む。ゼミ等の授業、課外活動等を通して自主性を育み、自ら考え、行動を起こせる、未来を切り開ける人材を育成する。

「経営方針」は、「大学の使命を果たすため、経営側が掲げる方針として以下の4点にまとめられた。

- ・具体的なビジョンを掲げ、全教職員が一丸となって改革、教育の質向上に取り組み、学生の能力向上に資する環境づくりに努める
- ・教職員は自己の能力開発に努め、社会人・組織人としての責務を全うする
- ・健全な財務基盤の確立と計画的かつ効果的な投資
- ・協働できる組織の構築

「経営方針」を基に、大学としてどのようなビジョンをもって運営にあたるべきかの観点から、「経営ビジョン 目指すべき目標」として以下の4点がまとめられた。

- I 効果的な実学の提供による、代替不能な人材の育成と、コミュニケーションあふれるキャンパスの創造
- II 会計・地域を中心とした独自力(ブランド)の確立により、大学力を向上させ、学生に選ばれる大学となる
- III 教職協働体制の強化による組織力の向上と、自ら考え、判断し、動ける、自主性の高い“個”的”の育成
- IV 附属高校との連携体制強化

「経営ビジョン 目指すべき目標」ごとに、より具体的な行動計画の細目が策定された。この細目ごとに予算も含む進捗の確認と施策の検証が年度終了ごとに実施されている。中期計画の策定、実施プロセス全体が、本学の使命・目的、教育目的である建学の精神や教育理念に立ち返りつつ行われ、教職員の意識改革を促しながら本学の持続的な発展に資する形で行なわれてきた。

また、令和2年(2020)度より実施される第2期中期計画の策定が、令和元(2019)年度中に、中長期計画策定会議にて行われた。アセスメントポリシーを元に実施された調査の詳細な分析結果や外部評価委員会の議論なども議論された。時代に即してあらためて建学の精神や教育理念をとらえなおし、「ミッション」と「ビジョン」を策定し、行動計画の細目を策定した。

1-2-④ 3つのポリシーへの反映

1-2-①の第1期中期計画の策定を受けて、学長はカリキュラム検討会議を組織した。同会議は平成27(2015)年に学長にディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを含む答申を行った。答申における2ポリシーと整合性を持ったアドミッションポリシーが、入試・広報委員会、大学協議会における協議の後、教授会において決定され、全教職員

に周知されるプロセスを踏んだ。

具体的には以下のような流れで3つのポリシーに反映された。

カリキュラム検討会議は、中期計画での「大学の使命」、「経営方針」、「経営ビジョン（目指すべき目標）」を踏まえ、「学部及び学科の人材育成の方針」を定め、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを策定した。この策定プロセスは、抽象的な理念を実現するために具体的な方針を定めてゆく流れとなっている。

商学部の人材育成の方針の第一項目を「総合的に実践する応用能力を有した幅広い職業人」の養成とし、対応する学科レベルの人材育成の方針では、経営学科が「経営の諸活動を主体的かつ合理的に行うことのできる経営実践者」、会計学科が「事業体の維持・存続・発展にむけて主体的に行動できる会計実務者」の養成とした。

これらには中期計画の「大学の使命」の「独り立ちできる社会人のための意識」「実社会で必要とされるスキルのための実学」「キャンパスでの教職員、学生との関わりを通じた社会性豊かな人材」「自主性」「自ら考え行動を起こせる、未来を切り開ける人材」などのキーワード、また、「ビジョン（経営の方針）」の「効果的な実学の提供による、代替不能な人材の育成とコミュニケーションあふれるキャンパスの創造」「会計・地域を中心とした独自力（ブランド）の確立により、大学力を向上させ、学生に選ばれる大学となる」の項目を反映したものとした。

商学部のディプロマポリシーの4項目の主題とそれに関連する教育理念を以下に定め、体系性と関連性を高めた。

- ・第一項目 人間性(自主自立、人間尊重)
- ・第二項目 教養(実学重視、未来創造)
- ・第三項目 専門教育(未来創造)
- ・第四項目 地域 (自主自立)

経営学科、会計学科固有のディプロマポリシーは第三項目で書き分ける形として、その他の項目は両学科共通のものとした。

入試広報委員会(平成30(2018)年度に入試委員会に改称)では、カリキュラム検討会議で策定したカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーと整合を持たせてアドミッションポリシーを策定した。具体的にはカリキュラムポリシーに沿った学修に対応するために求める学力として、基本的な知識技能と態度を示し、中でも国語能力を重視することを追記した。さらに望ましい活動や歓迎する問題意識や志向性を示した。このような形で、建学の精神、教育理念、大学の使命、経営方針、経営ビジョン（目指すべき目標）、学部・学科の人材育成方針、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの順に、体系性と整合性を保ちつつ、それぞれの段階に応じた組織体での協議を経て策定されてきている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学では学則の規定に従い、商学部、経営学科、会計学科、商学科(平成29(2017)年度募集停止)、大学院商学研究科を設置している。学長のリーダーシップを支える執行機関として大学協議会が置かれている。重要事項について審議を行い学長に意見を述べる機関として学部教授会、大学院教授会が置かれている。規程に基づき、委員会が配置さ

れ、委員会細則が定められている。また教授会規程以外の独立した規程を根拠に置かれている委員会があり、センター・研究所はすべて独立した規程に基づいて置かれている。

「使命・目的」及び「教育目的」は、全学的に共有して推進されるものであり、教員組織、職員組織、教員職員双方をメンバーとする委員会、センター及び研究所による分掌で具体的な施策が推進されている。14の委員会のうち、特に「使命・目的」及び「教育目的」からブレイクダウンした具体的な施策である「ビジョン(目指すべき目標)」に関連したものを以下に列挙する。

- (1) FD推進委員会 I および III、効果的な実学提供、アクティブ・ラーニング推進、教職協働
- (2) 教務委員会 I および IV カリキュラムのスリム化、教育目的および到達目標の見える化、附属高校との高大連携
- (3) 入試委員会 II および IV (入試に関わる広報活動を通じた) プランディング、附属高校との学生募集面での連携
- (4) 外部資金獲得委員会 II および III 研究活動の活性化と競争的資金獲得支援
- (5) SD推進委員会 III 組織力向上と個の自主性
- (6) 国際交流委員会 I グローバル化の推進

また、センター・研究所として、(1)学生生活・学習支援センター (2)メディアセンター (3)地域連携センター(CPC) (4)経理研究所が置かれている。

(1)の学生生活・学習支援センターは「高崎商科大学学生生活・学習支援センター規程」に基づいて設置されており、学生生活の支援、学習活動の支援及び学習効果の向上に役立つ活動を目的に掲げている。センターが規定される目的に沿って行う業務は学生相談、学修計画立案相談、学習方法の指導、資格取得の助言、学生の社会的スキルやコミュニケーションスキル学習の促進を図る活動と多岐に亘っており、本学が学則に掲げる「広く深い教養と人格の陶冶」に努める上で必要となる学生支援全般を行う組織として機能している。平成 29 (2017) 年度までは課外の海外学修プログラムの推進を行なってきたが、平成 30 (2018) 年度に新設された国際交流委員会に移管した。

(2)のメディアセンターは「高崎商科大学メディアセンター規程」に基づいて設置されており、研究の実施に係る全学的な事項を審議するとともに、情報や語学における教育システム及び図書館の管理運営を担当し、学生に対する教育の支援、学生の調査研究の支援等を目的に掲げている。センターが規定される目的に沿って行う業務は情報教育施設の利用に関する事項、図書館資料に関する事項、図書館の利用に関する事項、紀要の作成に関する事項となっている。当該センターは学生の学習を円滑に進め、常に安定した学習環境を提供するため、前述の業務を行っている。また教員の研究活動、教育活動を活性化させその成果を広く周知することによって地域振興に資するため、紀要の発刊等を行っている。

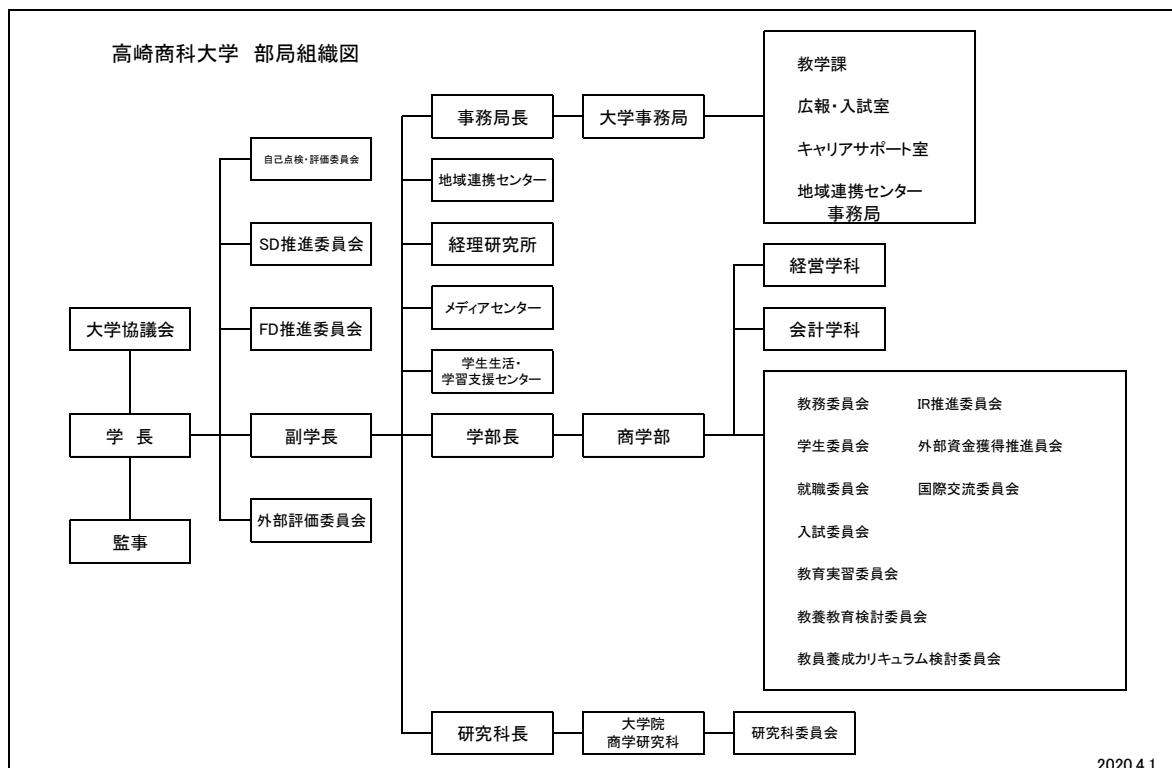
(3)の地域連携センター(CPC)は「高崎商科大学地域連携センター規程」に基づいて設置されており、本学教育理念に基づき地域連携、生涯学習、地域課題解決に関する取り組みを通じて社会貢献を果たすこと、また、地域社会に対する窓口としての役割を果た

し、地域振興及び人材育成を通して地域社会の発展に貢献することを目的に掲げている。センターが規定される目的に沿って行う業務は地域連携及び地域課題解決等に係る企画立案や調査研究や学生によるまちづくり活動及び調査研究活動の支援、公開講座の実施、近隣小・中学校への教育支援等である。当該センターは、地域活動を通じ、本学が学則に掲げる「産業の興隆並びに文化の発展に貢献しうる有為な人材を育成すること」に努めている。

(4) の経理研究所は「高崎商科大学経理研究所規程」に基づいて設置されており、簿記、会計、経理領域に関する学術研究及び教育水準の向上を図り、地域社会並びに地域産業の発展に貢献することを目的に掲げている。研究所が規定される目的に沿って行う業務は簿記、会計、経理領域に関する研究、調査、専門知識の提供である。当該研究所は上記の地域連携センターと並んで本学が中期計画に掲げる「独自力(ブランド)の確立」等の重点項目を推進する上で、大きな役割を担う組織である。まさに学則に掲げる「広く社会科学に関する学問を研究教授」することを体現する組織であり、高大連携事業に関する業務(ホール A プロジェクト)などを推進している。

このように、教育研究組織は【表 1-2-1】のとおり、教授会、委員会、センター・研究所間で、相互に有機的に連携し合って本学の使命に沿って教育目的に整合する教育研究が行う体制が整っている。

【表 1-2-1】



(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

経営学科、会計学科設置以前の本学においては、建学の精神、教育理念、学部・学科の人材育成方針、3 つのポリシーは策定時期も異なり、必ずしも整合性をもったものではなかった。中期計画の策定と履行、特に新学科の設置に伴う改訂のプロセスで、学内

組織における手続を通して整合性のあるものとなり、また、学校法人、大学各層の組織の理解を得、具体的な施策に反映することができた。

今後は以下の3点での改善が必要である。

- (1) 使命・目的、教育目的と整合性を維持して学則をはじめとする諸規定を運用し、必要に応じた改訂を行なう。
- (2) 中期計画の年度ごとのPDCAを全学的に共有することで、教職員それぞれが使命・目的、教育目的を具体的な施策に即して、深い理解を持ち、個人レベル、組織レベルでの活動に活かすように促す。
- (3) 第1期中期計画の知見を第2期中期計画の運用に反映させる。

[基準1の自己評価]

以下の3点より、基準1を満たしていると判断した。

1. 建学の精神である「自主・自立」をもとに教育理念である「実学重視」「人間尊重」「未来創造」を定め、それらを基に、大学の使命・目的、教育目的を定め、広く公表している。
2. 商都高崎における商科大学としての本学の特色を、使命・目的、教育目的に反映させ、また、その使命・目的、教育目的に沿った形で、経営学科における企業連携による実践教育、会計学科における会計実務家による専門教育など本学の特色を発展させてきた。
3. 平成29(2017)年設置の経営学科、会計学科の準備を通じて、学校法人、大学それぞれの関連する研究教育組織を含む様々なレベルの合議体にて、中長期計画、3つのポリシーが策定され、そのプロセスを通じて使命・目的、教育目的が反映された。

基準2. 学生

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

「基準項目2-1を満たしている。」

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
〈商学部〉

本学のアドミッションポリシーは、平成17(2005)年度に、それまでのAOアドミッションポリシーを発展させる形で初めて策定された。入試・広報委員会、および大学協議会における協議の後、教授会において決定され、全教職員に周知されてきた。その後もカリキュラム改定を踏まえた修正が加えられてきた。平成29(2017)年4月に新たに経営学科、会計学科が商学部に設置されるにあたり、あらためてアドミッションポリシーの策定を行った。具体的には以下の手順を踏んだ。

平成 27(2015)年にカリキュラム検討会議から学長へ以下を含む答申が行われた。

①新学科の人材育成方針 ②ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシー ③カリキュラム本体、・カリキュラムの周知方針。

これは人材育成方針を実質化するために、ディプロマポリシーからカリキュラムポリシーへと到達点に向けてカリキュラムを整備したものである。

この答申を踏まえて新学科カリキュラムの整備を進めるのと並行して、答申における 2 ポリシーと整合性を持ったアドミッションポリシーが入試・広報委員会、大学協議会における協議の後、教授会において決定され、全教職員に周知された。

令和 2(2020)年 5 月時点で、令和 3(2021)年度入試に適用される本学のアドミッションポリシーは以下のとおり明確にされている。

高崎商科大学商学部は、本学の「人材育成の方針」に立脚し、総合的に実践する応用能力を有した幅広い職業人を育成します。

本学部への志望者には、基礎的・基本的な知識や技能を求めます。特に、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」などの国語科の学習内容を重視します。この学力に加えて、大学の学びに不可欠である、上記の知識や技能を活用して、自ら課題を発見し、解決に向けて探求し、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を求めます。

また、商業やコミュニケーションなどに関する資格の取得、学内外での商業や地域に関する幅広い活動は望ましいと考えます。関連する競技会などへの参加や高度な資格の取得は評価します。

例えば、以下のような問題意識や志向性を持っている志望者を歓迎します。

1. ビジネスマネジメント開発や起業を通じて、企業社会の革新を志す人
2. 会計学の専門性を深め、職業会計人としての社会貢献を目指す人
3. 多様な人と協働して、地域の課題解決に取り組む人

志望者を受け入れるために、上記のような学力、態度、活動実績、志向性を総合的に評価します。そのため、全ての試験種別で、調査書に加え、任意の活動報告書を評価や面接に活用します。

現在は、アドミッションポリシー全文が、入学試験要項や大学公式サイト内の入試情報ページ、大学ポートレート、学生便覧、「SHODAI 保護者のためのガイドブック」、学生会発行の SHODAI キャンパスガイド、に掲載され、明示・公表されている。

さらに、受験生、保護者、高校生、高等学校教諭等の学外者に対して以下の媒体や機械を活用している。・大学公式サイト、・年 8 回開催されるオープンキャンパス（令和元（2019）年度）、59 回の進学説明会（令和元（2019）年度）、・随時行われる高等学校からの大学訪問、・高校から依頼の出前授業、・高校教員対象の説明会。

〈大学院商学研究科〉

大学院については、大学院入学試験要項並びに大学公式サイト内の入試情報ページ、大学ポートレート、学修の手引きにて、3 つのポリシーを明記している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

〈商学部〉

開学以来、選抜方法を多様化することで、多様な志望者に対応できる入学試験制度を構築、運用してきた。新学科設置に伴うアドミッションポリシーを実質的に担保するために、以下を入試制度に組み入れている。

アドミッションポリシー第2文「本学部への志望者には、基礎的・基本的な知識や技能を求める。特に、話すこと・聞くこと・書くこと・読むことなどの国語科の学習内容を重視します」に対応して・推薦入試での評定平均を含めた総合的評価、・AO入試での基礎学力を問う口頭試問、・一般入試・センター試験利用入試での国語の必須化、などを行ってきた。

アドミッションポリシー第3文「この学力に加えて、大学の学びに不可欠である、上記の知識や技能を活用して、自ら課題を発見し、解決に向けて探求し、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を求める。」に対応して、1推薦入試、AO入試での面接質問事項の精査、受け入れ判断における学びの態度の重視 2全入試種別における任意の活動報告書の新設などを行ってきた。

アドミッションポリシー第4文「また、商業やコミュニケーションなどに関する資格の取得、学内外での商業や地域に関する幅広い活動は望ましいと考えます」に対応して、・推薦入試、AO入試での面接質問事項の精査、・資格特待制度、・全入試種別における任意の活動報告書の新設などを行ってきた。

アドミッションポリシー第5文「関連する競技会などへの参加や高度な資格の取得は評価します」に対応して、・会計士特待生入試及びHaul-A特待生入試、・資格特待制度、・全入試種別における任意の活動報告書などの対応を行ってきた。

入学者の選抜業務は、教授会に設置された組織である入試委員会と大学事務局組織に設置された広報・入試室が中心となって実施している。入学試験要項の作成、願書受付から合否通知発送、入学手続きまでの業務を公正かつ正確に実施している。

また、試験当日は、学長を入試本部長とする入試本部が設置され、入試委員を中心にして厳正に試験を実施している。入試問題はすべて本学の専任教員から構成される作問委員が作成する。科目ごとの取りまとめ、確認、校正の手順が「入試関連業務実施のガイドライン」としてまとめられ、学習指導要領や入試制度の変化に応じて内容の確認が行われている。これまで一部の科目について外部機関による精査を実施してきたが、令和2(2020)年度入試より全科目に拡大し、問題や解答例の適合性と本学の入試問題として適切な水準の確保を図っている。

合否判定の審査においては、試験結果に基づきアドミッションポリシーとの適合性も考慮して、学長、学部長、入試委員長、入試委員、事務局長、事務局次長、広報・入試室長からなる予備審査会で審査を行い、最終的な合否はその後開催される教授会の審議を経て、学長が決定している。

入学試験の区分と選抜方法の概要については、「入学試験要項」並びにホームページを通じて公表されている。

上記の入試制度の詳細及び運用がアドミッションポリシーに即したものとなっているかの検討は入試委員会で隨時行なわれている。入学後に入学者がアドミッションポリシーにどの程度適合しているかについての組織的な検証は行なわれていなかつたが、平成

30（2018）年度に制定されたアセスメントポリシーに沿い令和元（2019）年入学生より、学習到達度アセスメントを実施した。結果の分析がIR推進委員会で開始された。

〈大学院商学研究科〉

大学院でも学部同様、アドミッションポリシーに沿った入試制度の運用を行なっている。具体的には、一般入試（学部卒業者対象）、社会人入試（企業で働く者、主婦等でさらに学ぼうとする者対象）、外国人留学生入試の区分を設け、一般入試では専門科目試験及び面接試験、社会人入試では小論文試験及び面接試験、外国人留学生に対しては小論文試験及び日本語・面接試験により判定を行っている。また、本学出身者については「学内推薦入試制度」を設けており、GPAが2.3以上の学生を対象としている。いずれの入試制度も面接が含まれており、アドミッションポリシーに沿ったものとなるように大学院研究科委員会で周知が行なわれている。

入学試験の実施については学部と同様の手続きで進められる。合否判定も試験結果に基づき、学長、研究科長、大学院研究科委員会委員による予備審査会で審査を行い、その後開催される大学院教授会の審議を経て、学長が決定している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

〈商学部〉

学部における過去5年間の在籍者数の状況は、のとおりである。収容定員充足率の平均は %となっており、学生数は適切に管理されている。

学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者の推移（過去5年間）は、のとおりである。アドミッションポリシーに沿い、適切な学生数の維持のため、予備審査会及び教授会では区別別定員数を意識しながら合否判定を行ってきたが、令和2（2020）年度入試では以下の結果となった。

- 1) 学部全体では、入学定員充足率は116.0%となり、3年連続で学部単位での定員を確保し、適正規模に管理する選抜を行うことができた。
- 2) 経営学科が充足率 116.2 %、会計学科が 115.7 %、となった。いずれも定員超過となつたが、クラス編成や教室変更、開講数の調整で対応を行ない、定員で想定している教育の質を確保している。会計学科は4年連続、経営学科は2年連続での定員確保である。
- 3) 入試種別定員を超える入学者を受け入れた入試種別は両学科の推薦入試、経営学科のAO入試であった。

〈大学院商学研究科〉

大学院における過去3年間の入学者数の内訳は、のとおりである。令和元（2019）年度入試での入学者がなかった。在学生を対象とした大学院教育を実施しつつ定員確保の方策が望まれる。

（3）2-1 の改善・向上方策（将来計画）

〈商学部〉

中期計画と学科新設に対応して、使命・目的、教育目的に沿った形で、アドミッショ

ンポリシーを改定し入試制度の整備を行なった。引き続き新学科の理念を具現化し、ステークホルダーに伝えていく活動を軸に、入学者受け入れの施策を取っていく。

アドミッションポリシーを明確にし、入学試験要項や大学ホームページ公式サイト、大学ポートレートに掲載、明示している。また、オープンキャンパスや進学説明会、高等学校の大学見学等の機会に説明を行い、アドミッションポリシーの周知を図っている。

アドミッションポリシーと入試制度は、いわば車の両輪として、志願者、保護者、高等学校教員等の関係者に向けた大学からのメッセージを形成するとの観点にたち、大学ホームページなどのツール類、オープンキャンパス等の諸行事内容を見直すと同時に、広報・学生募集活動を一層強化し周知を図っていく。

入試日程、入試科目など入試制度の検討や入学試験の実施は、入試委員会を中心に検討され、厳正に実施されてきた。文部科学省「入学者選抜実施要項」に基づく見直しも年度ごとに行っている。

長らく定員割れの状況が続いていたが、平成 29 (2017) 年度入試で会計学科が定員を確保、平成 30 (2018) 年度入試で商学部としての定員を確保し、令和元 (2019) 年度入試以降は両学科ともに定員を確保し続けている。中期計画に沿った学部・学科の再編や施設整備が効を奏したと思われる。今後も引き続き中期計画の確実な履行と PDCA を進める中で、独自のブランド力のもつ魅力ある大学となることを目指していく必要がある。

〈大学院商学研究科〉

大学院については入学定員を満たしておらず、改善策が必要である。まだ歴史も浅く当然とも言えるのかも知れないが、本学出身者だけでなく他大学出身者や社会人入学者に認知されるかが今後の課題である。

より魅力ある教育内容とするためコース、カリキュラムの見直しを行うとともに、学内からの進学希望者の増加を図るため、学部との連携を強化していく。カリキュラムについては、税理士試験の科目免除も視野にいれた科目の増設などを行ってきた。今後は商学部の二学科体制との整合性を意識しつつ、あらたなカリキュラムの検討が望まれる。また、容易ではないが他大学出身者や社会人入学等、学外からの進学希望者の増加も図るため、教育・研究内容やアドミッションポリシーの積極的な広報に努め、社会に認知されるよう一層努力していく。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

〈商学部〉

●オリエンテーション

高等学校から大学での学生生活へ移行するために、新入学生全員に対して、「入学前教育」に引き続き、入学式の翌日から 3 日間のオリエンテーションを実施している（令和 2 年（2020）年度は、コロナ禍の関係で中止）。その中で、学修・履修に関するこのほか、学生生活全般にわたる説明、指導が行われる。特に学修・履修に関しては、学部長による大学での学修の概要の説明があり、連携した形で、時間割作成、履修登録の助言と指導が事務局教学課教務担当職員によって行われる。

2 年次以降の在学生に対しても、学年別に新年度オリエンテーションが実施される。改めて卒業に向けて取得が必要となる単位数の計算を行い、綿密に履修計画を練ること、卒業要件や卒業見込証明書の発行条件等について丁寧に説明を行い、時間割作成、履修登録について再度のガイダンスを事務局教学課教務担当職員が行っている。ガイダンスの中では具体的に質問等を受けながら指導、助言も行っている。

●ゼミナール形式授業

本学では担任制はとっていないが、1 年次の「日本語リテラシー I・II」、2 年次の「日本語リテラシー III・IV」、3 年次の「経営学研究法（前）・経営学課題研究（後）、会計学研究法（前）・会計学課題研究（後）」、4 年次の「経営学卒業研究 I（前）・経営学卒業研究 II（後）、会計学卒業研究 I（前）・会計学卒業研究 II（後）」と 4 年間にわたり必修科目であるゼミナール形式授業科目に所属することになっており、ゼミナール形式科目担当教員は、学修のみならず就職、進路からアルバイトに至るまで、学生生活全般についての相談を受け、学生を指導・助言し、きめ細かく学生をサポートする体制となっている。

●自己発展評価シート

自己発展評価シート「未来創造プラン」により、大学 4 年間における目標設定及び管理が行える体制が整えられている。授業や能力向上への取り組みなどについて学生本人が自己管理し、ゼミナール担当教員が相談、助言を行いながら将来の目標に向かって有意義かつ充実した大学生活が送れるようサポートしている。

●オフィスアワー

すべての専任教員は、前期・後期の各期に週 2 回のオフィスアワーを設定し、学生的相談を受け付けている。2 回のうちの 1 回は授業時間帯に、残り 1 回は昼休みの時間帯に設定するよう配慮されている。オフィスアワーの時間帯は、教員が研究室に待機し、学生の質問・相談に応じているが、多くの教員は通常授業日には研究室もしくは学内にいることが多く、オフィスアワー以外の不定期な来訪であっても、学生の質問・相談に対応している。

兼任講師についても、オフィスアワーの設定を義務付けている。専任教員とは研究室を保有していない面で異なるが、本学では講師控室を用意しており、授業の開始前もしくは終了後に学生からの相談に応じる様、文書にて依頼を行っている。仮に授業前後で時間を割くことが出来ない場合でも、自身のメールアドレスを学生に通知するなどの対応を行い、学生による相談を受け付けることが出来る体制確立を強く依頼している。

●学生生活・学習支援センター

学生の学修に関する疑問や問題点を解決するための組織として「学生生活・学習支

援センター」が設置され、①学習支援・スタディーズスキル育成、②学生相談・自己発見・自己実現支援、③資格取得・キャリア形成支援の活動を行っている。

平成 30(2018)年度には、今後海外に学生を引率する必要などを考慮し、ネイティブスピーカーを含む専任教員 7 人事務職員 4 人とした。そして、センターの業務繁忙の為、令和元（2019）年度には、事務職員 1 人を増員した。センター員は、毎年度相談の多くなる 4 月～5 月にかけては、毎日昼休みにはセンターに常駐し、学生相談を受け付ける体制を整えている。また、6 月以降は、担当の教員は各研究室でオフィスアワーとして待機し、事務局に相談依頼があったときに随時対応している。

●資格・検定試験対策講座

「資格の杜」「学びの杜」と題し、学生のスキルアップ、資格取得、キャリア形成を支援するため、学生生活・学習支援センターにおいて各種資格・検定対策講座等を開設している。「資格の杜」では国内及び総合旅行取扱管理者、情報処理技術者等、教員採用試験（公立・私立）等の講座を開設しており、ファイナンシャルプランナー（FP）や TOEIC、IT パスポート等の資格取得を対象とした通信講座も用意している。「学びの杜」では、主に学生の主体的学習を促し、学問に対する興味・関心を持たせることを目的とし、毎年複数の講座を設定している。平成 29（2017）年度には「日商簿記検定試験対策講座」「ブライダルプランニング」「ベトナム勉強会」等が実施され、平成 30(2018)年度は「金融に関する一般教養」「公務員試験（面接試験対策）」等が、実施された。また、令和元（2019）年度は、中小企業診断士講座も実施された。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

●TA制度とチューター制度

ティーチング・アシstanto (TA) 制度については、大学院生を対象として導入されており、学部生に対する演習、実習等の授業に係る教育補助業務を行うこととしている。この制度は「高崎商科大学大学院ティーチング・アシstanto 規程」に基づいて設置されており、大学教育の充実及び指導者としての資質向上のための教育訓練の機会提供を目的としている。商学部の専任教員からのティーチング・アシstanto の要請があった場合、学部長を経由して大学院研究科長に要請がなされる。選考基準には教育補助に係る授業科目、もしくは当該授業科目と密接な関連のある授業科目において優秀な成績を修めていることが条件となっており、学部生に対する支援の質を確保している。

学部ではチューター制度を導入している。チューター制度は「高崎商科大学チューター規程」に基づいて設置されており、学生同士の意思疎通を円滑にし、学習への取り組みや卒業後の進路などの学生生活を送る上での全般的な問題解決を図り、かつチューターも含めた学生相互の成長を促すことを目的としている。学習支援の観点からも、チューターとして選出されるためには学業特待生 A 以上、もしくは入学時資格特待生 A 以上に該当する資格を保有していることを条件としている。また、専任教員の推薦も必要とされており、審査の段階では、申請学生の科目履修状況、単位修得状況、日頃からの授業態度、人柄などを十分に考慮し、学部長面接を経て、総合的に判断することが決められている。

なお、令和 2 (2020) 年度前期においては、新型コロナウイルスの影響により、全学的に遠隔授業が実施されたが、この際、遠隔授業をスムーズに実施するための緊急措置として「遠隔授業チューター」を特別に採用して授業の円滑な実施を支援した。この時の採用の条件は、GPA 2.6 以上の 3 年生もしくは 4 年生とした。

●成績不良者対応

学期末や年度末に成績不良の学生に対し、学部長、教務担当職員と学生生活・学習支援センターとが協力して個別に面談を行い、原因の把握、問題解決のための助言を行うとともに、次年度の履修計画、学修計画の支援も行っている。

学期末や年度末の個別面談とは別に、日頃より退学・留年を減らす対応策の一つとして、平成 29 (2017) 年度までは、演習科目については学部長からの依頼により、担当教員から 2 カ月に一度の割合で出欠表のコピーの提出を受け、欠席の多い学生などを早期に把握するよう努めてきた。しかしながら、最長で 2 カ月間対応が遅れる場合があることから、平成 30 (2018) 年度からは、担当教員が日頃の出席状況等を把握し、学内教育支援ネットワークシステムの A-Portal に出欠登録するとともに、フォローや支援が必要と判断された学生はその都度事務局に連絡するように変更された。連絡を受けたのち、学生生活・学習支援センターが中心となって、状況や原因の把握などのため、学生と面談を行う体制を執っている。

また、過去 3 年間の退学者の状況は、【表 2-2-1】に示すとおりであり、各年度の 5 月 1 日付の在学者数を分母とした退学率は、平成 29 (2017) 年度が 5.0%、平成 30 (2018) 年度が 3.4%、令和元 (2019) 年度が 4.2% となっており、3 年間の退学率平均は 4.2% である。

表2-2-1 商学部の退学者の状況（過去3年間）(令和2年5月1日現在)

学 部	平成 29 年度					平成 30 年度					令和元年度				
	1年	2年	3年	4年	合計	1年	2年	3年	4年	合計	1年	2年	3年	4年	合計
退学者 (A)	13	7	7	5	32	9	9	5	0	23	11	12	3	5	31
在籍者 (B)	169	155	156	165	645	202	157	158	154	671	230	194	154	164	742
退学率(A/B) %	7.7	4.5	4.5	3.0	5.0	4.5	5.7	3.2	0.0	3.4	4.8	6.2	1.9	3.0	4.2

※在籍者は各年度5月1日付けの数値

●教育支援ネットワークシステム

学内教育支援ネットワークシステムにより、PC から学生の履修情報や成績情報、GPA などの学生情報を教職員が閲覧可能となっているほか、IC カードの学生証による出欠管理システムにより出席状況も確認でき、学習支援、指導に活用されている。このシステムにより、学生が現在履修している科目について、複数にまたがって出席状況などを把握できることから、一科目の出席状況のみでは見落とすこともあった出席偏り状況も把握でき、早期に助言などを行うことにより、退学や留年などの低減へつなげることを目指している。

また、学生も履修状況や取得単位、授業への出席状況、その他休講・補講・定期試

験日程等の掲示板情報を自分で確認・管理できるようになっている。

平成 26（2014）年度には、これまで別システムでの管理を行っていた就職情報についても、学内教育支援ネットワークシステムとの統合を行ったことにより、学生側としては、ネットワークシステムにて求人検索が可能となるなど、利便性が飛躍的に向上している。また、教職員側としては、就職や進路に関連する面談記録を閲覧できるなど、学生支援を行うまでの情報が充実することとなった。

なお、この学内教育支援ネットワークシステムは平成 29（2017）年度までは「Web Campus」と呼ばれたシステムであったが、平成 30（2018）年度からは、「Active Portal（通称 A-Portal）」と呼ばれるシステムに更新されている。

●情報施設の開放

コンピュータ教室 3 室は、授業で使用していない時間帯は開放しており、自由に使用することが可能となっている。自習やレポート作成、情報の検索・収集などさまざまに活用できる。また、各建物のエントランスに設置されているパソコンも自由に使用可能である。なお、PC のトラブル対策、利用相談については、メディアセンターにヘルプデスクが設置され、専従の技術者が対応している。

●教員相互による授業公開

授業改善に向けた取り組みの一環として、FD 推進委員会により前期及び後期の終わりの時期に、教員相互の授業開放期間を設け、他の教員の授業を参観できる制度を確立している。実施に際して、期間中に他の教員の授業を少なくとも 2 回は参観するよう義務付けており、さらに、参観後は「開放授業参観報告書」に必要事項を記入の上、事務局に提出することになっている。またこの制度は、専任教員だけでなく、非常勤講師にも適用している。なお、授業開放期間は、平成 29（2017）年度までは一週間となっていたが、確実に参観できるように平成 30（2018）年度から二週間に変更された。さらに参観回数は専任教員、非常勤教員の授業を計 2 回以上参観するように変更され、報告書も学内教育支援ネットワークシステム（A-Portal）を介しての提出へと変更になっている。

なお、平成 27（2015）年度からは事務職員にも授業を参観できるものとすると同時に、授業期間中はいつでも授業を参観できるものとした。なお、積極的に他の教員の授業を参観してもらうために、前述の授業開放期間は職員にも継続して設けている。

●学生による授業アンケート

前期及び後期末に学生による授業アンケートを実施している。これは学生の意見を汲み上げるとともに、FD 推進委員会により組織的な授業改善活動の一環として実施されているもので、教員の担当科目に対するアンケート結果を授業改善のための資料として教職員間に開示し、レーダーチャート方式等による集計結果は、一号館エントランス掲示板に掲示することによって学生に公開している。次年度の履修計画を練る上で参考にできる様、後期については 3 月に行われる在学生の健康診断日に合わせて掲示を行っている。また、授業アンケートによる結果が平均値を大きく下回る場合は、

該当の教員に対して「授業改善計画書」の提出を義務付けている。

さらに大学全体の改善のため「学生生活満足度調査」を毎年度実施しており、その中で学習・教育システムの満足度について調査している。また特待生を対象として学習や資格取得へのニーズを把握するための面談も実施している。

●教職員の協働体制

本学では、全てのセンター及び委員会において、教員と職員が配置されており、教職協働の体制が確立されている。事務職員は単なる議事録係としてではなく、正式なセンター員及び委員として配置されており、センター及び委員が行う活動には全て関わることとなっている。全学の教学をマネジメントする「大学協議会」や本学の方向性を示す「中長期計画策定会議」、教育の質向上を図る「FD推進委員会」においても事務局長、事務局次長を中心とするメンバーが配置されている。

〈大学院商学研究科〉

大学院については、平成19（2007）年度より、学部教育の充実及び大学院学生に教育訓練の機会を提供することを目的として、「高崎商科大学大学院ティーチング・アシスタント規程」が制定され、TA制度が導入されている。また、標準修業年限を超えて一定の期間に亘り計画的に教育課程を履修する学生に対しては、学費を履修年数に応じて徴収する「長期履修制度」を設けている。

大学院の目的は、大学院学則第1条において「教育基本法及び学校教育法に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること」と定めている。そのため修士論文作成に関して、1年次の年度末に中間報告会を実施、また2年次生には修士論文発表会での研究成果の発表とその後に行われる最終試験での審査合格を義務付け、主査1人・副査2人による指導・助言・評価を行っている。修了判定については、主査及び副査の判定に基づき、大学院研究科委員会において学生一人ひとりの修了要件を確認し、大学協議会で再確認した後に、大学院教授会の議を経て、学長が課程修了を認定するという厳正なシステムを採っている。充実した研究が行えるよう、1年次生と2年次生用に各1部屋の研究室に各学生に専用の机とPCが用意され、院生の自習環境も整備されている。

大学院については、少人数ということもあり、院生からの意見・要望等は、基本的には研究指導担当教員や事務局教務担当への窓口相談等で対応している。特に、院生から休学や退学などについて相談を受ける際には、研究指導担当教員が必ず面談を行い、院生が置かれた状況を把握し、状況の改善に向けて取り組んでいる。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

〈商学部〉

教職協働体制については、今後も従来の体制を継続するものとし、今後新設の組織も含めた全てのセンター及び委員会に教員と職員を配置する。FD推進の活発化に併せて、事務職員の能力向上も促進するため、平成27（2015）年度より「SD推進委員会」を発足させ、職員の能力開発活動を行っているが、「大学設置基準第42条の3」の「研

修の機会等」に基づき、平成 29（2017）年度からは新たに大学執行部として学部長を構成員に加え、また平成 30（2018）年度は専任教員 1 人を追加した。令和元（2019）年度も専任教員 1 人を追加して教職協働体制を強化し、SD 活動の推進に臨んでいる。

〈大学院商学研究科〉

大学院についても学部と同様に「大学協議会」を中心として教育方針・内容の改善が検討され、平成 23（2011）年度より、研究科・専攻名称が「流通システム研究科」「流通システム専攻」から「商学研究科」「商学専攻」に変更された。また、将来構想委員会（平成 26（2014）年度からは「中長期計画策定会議」）や大学院研究科委員会において、名称変更に伴うカリキュラムの見直し、改善等についても検討している。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

（1）2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

（2）2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

令和元（2019）年度の卒業生の進路状況は、卒業生 147 人に対し、就職希望者 137 人、内就職者 134 人で就職率は 98% となっている。就職率は近年の雇用情勢を反映し、全体的に高水準となっており、全国平均（文部科学省・厚生労働省発表）と差異はないが、就職希望率については全国平均より 15 ポイント以上高く、本学の特徴となっている。また、就職希望者数（137 人）に対する内定件数（232 件）の割合（本学では内定獲得率と呼称）が 169% となっており、複数の選択肢から十分に比較検討ができ、満足度や納得感の高い進路選択が行われている。これは個々の学生に対して、社会的・職業的自立に関する指導のための体制が整備されている結果と考えている。就職希望外についても「活動停止」と表記したものは、公認会計士等を目指す前向きな就職浪人を指しており、在学中の学修から自身の将来設計へつなげるキャリア形成意識が育まれていることを表している。就業先としては、「商学」に関わる業界として、卸・小売業が多くを占めているが、簿記・会計教育に力を入れ職業会計人としての知識、技能の育成を行っていることもあり、会計事務所も目立っている。また地域の風土も影響しているが、COC 事業での各種取り組みにより、学生の地域志向が強く反映した結果として、より地域に根付いた就業先が多くなっている。

体制の整備状況として、まず教育課程内についてであるが、平成 25（2013）年度より正課科目としてキャリア教育を提供する体制を整えた。

また、平成 26（2014）年度からは文部科学省による「地（知）の拠点事業」（大学 COC 事業）の推進に伴い、各授業科目内にてフィールドワーク等の取り組みの増強を推進し、平成 27（2015）年度からは、1 年次のゼミとして機能している「教養演習 I」（現、日本語リテラシー）において共通シラバスの下、フィールドワークを実施している。地域に出て人と触れ合い、座学で得た知識を知恵に変えていくという意味においては、これらの学びもキャリア教育の一環として位置づけることができる。さらに平成 28（2016）年

度には、キャリア教育・職業教育をテーマとしたFD研修会を実施し、キャリア教育・職業教育が、担当の教職員のみが行う取り組みではなく、全学的な位置付けとして教職員への意識啓発ならびに就職環境の現状への理解促進を図った。

平成29（2017）年度より商学科から経営学科、会計学科の二学科体制になったことから、カリキュラムの改善を図り、現行の「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」を必修科目とし、基礎教育科目において「社会の理解」という区分設定することと専門教育科目の「学部共通基幹科目」区分における長期及び短期の「キャリアプログラム」という科目により、社会を知る機会を確保する体制となっている。

一方、教育課程外については、主に就職委員会及びキャリアサポート室が担当する各種就職ガイダンスが挙げられる。就職活動全体に係る網羅型の複数回連続ガイダンスである「就職活動支援講座」を基幹として組み立てている。就職活動の意義や目的、社会人として求められる能力、文章の書き方、伝わる話し方、自己分析、インターンシップの意義など、キャリア教育的内容を多く含んだ側面と、全体のタイムスケジュール、情報収集の仕方、履歴書の書き方、面接対策、求人票の見方など、ノウハウ提供的側面の双方が講座に含まれている。長期間の複数回講座のため、しっかりと計画をたてる必要があるが、計画の段階からキャリア教育の授業を担当する教員と連携し、授業の進捗と連動することによる相乗効果を期待できるものとなっている。

この基幹となる「就職活動支援講座」に紐づける形で各種のスポット講座やキャリアイベントを企画、実施することでキャリア意識の醸成ならびに効果増大を図っている。

「履歴書・エントリーシート講座」や「SPI 対策講座」「面接攻略講座」「マナー講座(面接・電話)」「パソコン講座(メール)」など就職活動における採用試験を想定した対策講座や、「OHBY カードによるカードソート演習」「卒業生との座談会」「夏季集中就活対策講座」「卒業予定者対象社会人ガイダンス」「職種別ガイダンス」など学生の能力や知識の獲得、スキル向上、将来に対する意識向上を目的としたキャリア教育型のガイダンスを基幹講座の進捗や学生の動向に応じてバランスを考えて配置している。

キャリア形成や就職支援を目的としたイベントを次の通り企画、実施している。企業から協力を得ておこなう業界研究セミナーを年1回（12月）、就職イベントとは一線を画し、1業種1社のみの参画で全学年対象に実施している。就職イベントでは、学内にて企画・運営を行う合同企業説明会を年1回（令和元（2019）年度は新型コロナウィルスの感染拡大防止のため中止）、5～6社の企業を呼んでの小規模企業説明会を年数回、他大学と共に催で行う合同企業説明会が2回（連携協定締結5大学と合同の企業説明会では会場は持ち回り）、学内にて独自に行う個別企業の説明会を毎年約60回企画し、社会人と触れ合う機会も多く設けている。これらの就職イベントは、いずれも学生が興味を持った企業のブースを訪問する形式のため、イメージや思い込みによる偏りがあり、視野を広げるきっかけとはなりにくい場となっている。そのため業界研究セミナーでは、参画企業がプレゼンテーションをおこなう形式を導入している。これにより従来の形式ではブース訪問していないだろう企業の話を聞くことができ、新たな発見や直接話を聴かないとわからないことがあることを実感することで、視野を広げ比較検討材料を多く持つ納得感のある進路選択を可能としている。加えて平成30（2018）年度から「弟子入りラーニング～営業のカバン持ち編～」を企画実施している。これは体験的に職業観を醸

成する目的で、BtoB企業の営業社員に丸1日同行させていただくというもの。営業職に対するネガティブなイメージ（ノルマや顧客の言いなり等）を払拭するとともにBtoB企業の仕事や働き方を理解することで視野を広げることにつなげている。更に移動中の雑談などから社会人の考え方や心掛けを理解することができる。就業体験は伴っていないが、現実の新入社員も初日から仕事ができる訳ではなく、最初は先輩社員の仕事を見ることから学んでいることに目をつけ、代理学習から自己効力感を高めることが期待できる。個別の企業説明会においては、参加人数がある程度絞られ、場合によっては少人数となるため、社会、業界、企業をより深く知る良い機会となっている。これらのイベントは、個々の企業・団体の理解と協力がなければ成立しない。学生への支援のため企業等のニーズを把握することは勿論だが、本学への理解を得て相互にメリットのある関係を築くことが重要となる。そのためキャリアサポート室では毎年企業訪問件数や企業との接触機会に関する取り組みを年度目標に掲げている。

また、大学3年次にはゼミナール形式授業科目を担当している教員が、大学4年次にはキャリアサポート室員が学年全員を対象に個別面談の機会を設けており、マンツーマンで教育、指導を行う体制が確立されている。更に学生は、この初期面談により相談できる場があることを認識し、ゼミやキャリアサポート室が卒業までの期間（場合によっては卒業後も）随時相談できる環境であると把握されている。このように、教育課程内外において、社会的・職業的自立に関する指導を行う体制が整備されている。

近年、労働市場その他就職関係の状況は絶えず変化しているため、企業のニーズの把握に努め、企業の求める人材を輩出することがディプロマポリシーにおいても必要不可欠となっている。そのため平成27（2015）年度から卒業生が就業している企業へ卒業生の評価を依頼している。この評価は、就業後3ヶ月から6ヶ月で実施し、企業での経験や成長を含まない所謂「学士力」を問うものとなっている。ディプロマポリシーの成果確認とともに企業から教育に取り入れてもらいたい内容を問う等社会のニーズを踏まえた教育改善への資料収集の取り組みにもなっている。平成29（2017）年度には過去3年の卒業生評価をまとめ、社会の学校教育へのニーズとして就職委員会から教授会へ報告をおこなった。また、卒業生の就業状況は、以前からキャリアサポート室職員による企業訪問等で確認していたが、平成26（2014）年度から同窓会の協力を得て卒業後3年を経過したところでアンケート調査を実施している。これにより企業訪問だけではわからない卒業生本人からの意見収集が可能となっている。

（3）2-3の改善・向上方策（将来計画）

キャリア教育は特に理論と実践が大きく絡んでくる。よって理論や実践への偏りを調整することが必要となる。教育課程内のキャリア教育と教育課程外の社会的・職業的自立に関する講座やイベント等との連携を図ることによって、課題はあるもののそれぞれの進捗を合わせることで相乗効果を高め充実したキャリア形成、納得感のある進路選択を促してきているが、令和元（2019）年度以降のカリキュラムにおいては、3年次配当の必修キャリア教育科目が無いため、授業科目と講座やイベントの連携による相乗効果は期待できない。そのため絶えず変化する労働市場の動向や企業情報等についてキャリア教育担当教員と就職委員会、キャリアサポート室の情報共有をおこない、教育課程内

と教育課程外での役割を明確にすることが求められる。

さらに教育課程外においては、常に各業界動向をチェックすることが必要となり、企業の人事担当者との親密な繋がりが不可欠となる。よってキャリアサポート室所属の職員は、年間の企業訪問数を目標にしている。今後、会計学科から職業会計人としての素養を身につけた学生を輩出するにあたり、新規求人開拓も必要となる。

最後に教職員のスキルアップが改善・向上方策として挙げられる。近年、学生からの相談内容は複雑化、かつ長期化する傾向にある。これも就職難が長く続いたことによる影響が原因の一つと考えられるが、将来の方向性や自分の適性など、職業に直接関連する相談の他に、人間関係や気持ちなどの内面的相談なども増加しており、対応する職員は高度なキャリアカウンセリング能力を必要とする。平成 26（2014）年度にはキャリアサポート室員 1 人がキャリアコンサルタントの資格を取得したが、引き続き資格取得を推進する必要がある。また、能力開発を促進させるため、SD 推進委員会を中心に、資格保有者からの知識やスキルの伝達を目的とした内部勉強会等の実施と、外部研修への参加等、啓発活動を更に活発化させ、また個々の能力開発活動を促進するための制度導入を検討し、引き続き教職員の学生応対能力向上を図る必要がある。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では小規模大学の利点を活かし、きめ細かい学生への支援が展開できるように努めている。全学生が安定した学生生活を送り、学修に専念できるように様々な組織や支援体制を整備している。

1) 学生サービス、厚生補導のための組織

学生サービス全般を充実させるための組織としては、「学生生活・学習支援センター規程」にもとづき、「学生生活・学習支援センター」が設置されている。学生生活・学習支援センターでは、主に①学習支援・スタディーズスキル育成、②学生相談・自己発見・自己実現支援、③資格取得・キャリア形成のための支援が行われている。また、学生の学生生活の中で発生する問題や悩み、学修に関する質問や相談を受けるための窓口として学生生活・学習支援センターでは「学習支援室」を設置している。毎日担当教員が順番に常駐して様々な学修相談に応じている他に、事務局窓口では随時学生の相談に乗るなど、相談窓口機能を果たしている。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2（2020）年 4 月以降対面授業が開始されるまでの期間は、事務局で予約を受け付け、Zoom により遠隔相談を実施している。

当該センターには専任教員 7 人（うち 2 人は併設の短期大学部専任教員）と、専任職員 5 人が兼担として所属しており、学生の様々な相談に対応している。また、専任職員 5 人のうち、1 人は養護職員を充てており、体調を崩した学生の対応や健康に関する相談

にも対応できるよう、配慮している。

特に授業の出席状況が良くない学生は、その背景に経済的問題や家庭の問題、精神的問題等、時には深刻な問題を抱えている場合があるため、ゼミを担当する教員からの情報や各科目における出席状況をもとに、隨時心配な学生への電話連絡、呼び出し、必要に応じて個別面談、個別相談を実施している。令和元（2019）年度には、成績が確定した2月末から3月にかけて、卒業不可の学生、進級要件未充足の学生（GPA1.0未満）、4年間の修業年数で卒業できないことが確定した学生、休学中の学生に対して、個別面談を実施した。その中で、個々の学生が抱えている問題を把握し、対応策の検討や今後の学修計画の策定、学生の学修環境の整備への助言、学修意欲の確認を行った。

また、こころの悩みを感じる学生に対しては「学生生活支援室」が設置されている。臨床心理士が月に3日間相談を受け付けており、守秘義務に十分配慮しながら支援を行っている。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2（2020）年4月以降対面授業が開始されるまでの期間は、Zoomによる遠隔相談を実施している。

学生が大学生活を送っていく中で生じる様々な問題に対応する組織として、「高崎商科大学学生委員会細則」にもとづき、「学生委員会」が設置されている。当該委員会では、①学生の厚生に関すること、②学生の課外活動に関すること、③学生会活動の育成・指導に関することなど、厚生補導業務に従事している。当該委員会には専任教員5人（うち2人は併設の短期大学部専任教員）と、専任職員3人が兼担として所属しており、学生の様々な問題に対応している。課外活動を行う中で発生する相談や、学生の懲戒等への対応も行っている。課外活動への支援等は教学課の事務職員が隨時対応しており、フェイス・ツー・フェイスのきめ細かいサービスの提供が行われている。

特に配慮の必要な新入生に関しては、スムーズに大学生活に慣れていくように、以下のとおり様々な支援体制を整備し、実施している。

●自宅外通学生・留学生の集い

新たに一人暮らしを始めた新入生を対象に、自宅外通学生の集いを4月下旬に実施している。新潟、長野、それ以外の地域、留学生など出身地域ごとに集まり、学生同士及び学生と教職員がお互いに面識を持つことにより、友人ができずに孤立することを未然に防止しようという取り組みである。平成29（2017）年度入学生については、自宅外通学者29人、留学生7人の合計36人が、平成30（2018）年度入学生については、自宅外通学者46人、留学生15人の合計61人が、令和元（2019）年度入学生については、自宅外通学者43人、留学生10人の合計53人が当該イベントに参加した。なお、令和2（2020）年度入学生については、新型コロナウイルス感染拡大防止のためZoomで実施し、45人の新入生が参加した。

●オリエンテーション時における、学生サービスや相談窓口の案内

例年、新入生に対しては入学式の翌日から3日間、オリエンテーションが実施されているが、令和2（2020）年度入学生については、緊急事態宣言を受け学生の学内立ち入り禁止措置が取られたため、Web配信に切り替えた。その中で学修・履修については勿論のこと、学生生活全般に亘る説明が行われた。

2年次以降の在学生に対しても、例年と異なりWeb配信によるオリエンテーションに切り替えた。時間割作成、履修計画のガイダンスが事務局教学課教育・学習支援グループ員によって行われた。

●ゼミナール形式授業科目を通じての学生生活全般への支援

本学では担任制は採っていないが、経営学科の学生については、「日本語リテラシーI・II・III・IV」、「経営学研究法」、「経営学課題研究」、「経営学卒業研究I」、「経営学卒業研究II」が、会計学科の学生については、「日本語リテラシーI・II・III・IV」、「会計学研究法」、「会計学課題研究」、「会計学卒業研究I」、「会計学卒業研究II」が必修科目となっており、ゼミナール的な機能を果たしている。

上記のゼミナール形式授業科目及び各科目では、担当教員によって学修指導のみならず、就職や進路、アルバイト等に至るまで、学生生活全般についてきめ細かい指導・助言が行われ、小規模大学ならではの手厚いサポートが行われている。

2) 経済的側面からの支援

学生が安心して勉学を継続できるように経済的側面から支援する仕組みとしては、日本学生支援機構奨学金、その他各種奨学金と、本学独自の後援会緊急貸与奨学金、ワーカクスタディ奨学金がある。本学後援会による緊急貸与奨学金とは、卒業年次生を対象とし、家計の急変に対応するために設けられたものである。ワーカクスタディ奨学金は学生委員会にて管理されており、経済的に困窮している学生を対象とし、各学年から2人を選出する。選出された学生は大学事務局の業務を月間一定時間（月間20時間以内）行うことにより、月額3万円以内の奨学金給付を得ることができる。

令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、学生への緊急支援策が5月1日付けで出された。具体的な内容としては、遠隔授業のためのネット環境整備支援金として全学生を対象に一律1人50,000円を支給することになった。また、学生の不安払しょくを目的として、「学生ピアソポーター」を配置することになり、同じく有償で募集することが決定された。

私費留学生については、「私費外国人留学生学習奨励費」「私費外国人留学生授業料減免」の制度が整備されており、【表2-4-1】のように活用されている。

各種奨学金の利用状況は、以下【表2-4-1】のとおりである。入学時から家計困窮に苦しんでいる学生や、在学中の家計急変によって休学や退学を考えなければならなくなつた学生からの問い合わせに対しては、隨時親身な対応を行つてゐる。また、学生の状況を的確に把握し、学業に支障がないように職種や時間に配慮しながらアルバイトの紹介等も行つてゐる。

【表2-4-1】 奨学金の状況 (令和元年度)

奨学金の名称	学内・学外 の別	給付・貸与 の別	支給対象 学生数(a)	在籍学生 総数(b)	在籍学生数に対す る比率(a / b * 100)
日本学生支援機構奨学金(第1種)	学外	貸与	196	722	27.1%

日本学生支援機構奨学金(第2種)	学外	貸与	223	722	30.9%
日本学生支援機構奨学金（給付）	学外	給付	10	722	1.4%
私費外国人留学生学習奨励費	学外	給付	2	722	0.3%
私費外国人留学生授業料減免（新入生）	学内	給付	11	722	1.5%
私費外国人留学生授業料減免	学内	給付	17	722	2.4%
ワークスタディ奨学金	学内	給付	10	722	1.4%
後援会 緊急貸与奨学金	学外	貸与	0	722	0.0%

3) 学生の課外活動への支援

学生の人間教育の観点から、また学生が有意義な学生生活を過ごすために課外活動は重要な意義がある。本学では「学生会会則」にもとづき、学生全員が会員となる「学生会」が組織されている。学生会は学生自らが企画立案しながら活動している学生自治団体で、経済面では後援会を通じて資金支援を行っている。前年度の支援状況については、以下【表2-4-2】の通りである。

「学生会」には①学生総会、②学生会執行部、③クラブ連絡協議会、④彩霞祭実行委員会、⑤選挙管理委員会、⑥監査委員会の各機関が置かれ、運営されている。また、サークル活動や部活動、各種同好会の活動を支援するため、部室や体育館、サークル活動の拠点として活用できる学内諸施設を提供している。学生会主催の行事としては、主に新入生歓迎会を兼ねた「体育祭」や、近隣の方々多く参加する「七夕祭」、「彩霞祭」と呼ばれる文化祭等が例年開催されており、活気ある学生主体の課外活動が実施されている。しかしながら令和2(2020)年度は、新型コロナウィルス感染症の影響を受けて、例年4月に行われている「部活・サークル紹介」や5月に行われている「体育祭」が中止され、代わってWebで「サークル紹介」、「学生総会」が行われた。また、7月に実施予定の「七夕祭」の中止も決定されている。

学生の課外活動の支援として、教室や駐車場等必要な施設を提供してほか、「学生委員会」が学生の課外活動についての指導・助言を行っている。

【表2-4-2】 学生の課外活動への支援状況（令和元年度実績）

	活動資金支援		
	件数	金額	1件あたりの金額
サークル活動	100	954,644	9,546
ボランティア活動	8	55,940	6,993
起業活動（ビジネスアイデーコンテスト）	4	42,037	10,509
私大スポーツ大会	2	92,000	46,000
ゼミ活動助成	98	196,000	2,000

また、「国際交流委員会」が設置され、課外活動としての各種海外研修プログラム（IPPOプロジェクト）が実施されている。

平成 27（2015）年度より学生へ異文化体験や語学を学ぶ機会を提供するため、ベトナム Short Stay Program が行われ、平成 27（2015）年・平成 28（2016）年 9 月にはそれぞれ 6 人ずつ、平成 29（2017）年度には短大生 1 人、平成 30（2018）年度には大学生 2 人、短大生 1 人、令和元（2019）年度には大学生 1 人、短大生 2 人、合計 3 人の学生が参加した。平成 27（2015）年 3 月にはベトナムフォンドン大学及び MINA 日本語学校との協定が締結され、平成 27（2015）年以降は毎年 9 月にフォンドン大学から 1 年間の予定で、それぞれ 2 人ずつの交換留学生が来日するなど、国際交流事業が展開している。

また、平成 27（2015）年 12 月にはベトナムの国立貿易大学、平成 29（2017）年 12 月にはハノイ国家大学との協定も締結され、平成 30（2018）年 9 月、令和元（2019）年 9 月には新たに 2 人ずつの交換留学生を受け入れた。平成 28（2016）年度にはブルネイでの海外インターンシップが実施され、1 人参加した。平成 28（2016）年度には、インドやハワイでの海外ボランティアプログラムも開始されるなど、ベトナム以外の地域との海外交流プログラムも実施されている。

〈大学院商学研究科〉

大学院生については、修士論文作成に向けての指導・助言のみならず、計画的に研究活動を行うことができるよう学生生活全般に亘っての相談を受け付けるなど、手厚い支援が行われている。少人数ということもあり、研究指導担当教員のみならず研究科長による面談や関係教員による個別指導を隨時実施している。

（3）2-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では近年、地域ボランティア活動、海外研究プログラムなど正課外の活動も充実しており、正課科目と連携して、学生の人間的成长を図っている。

学生生活満足度の向上にむけて今後検討すべき点は、留学生と日本人学生とが交流を深められるような機会を設定することがあげられる。従来から行われている留学生の集いや交換留学生の歓迎会は留学生同士の交流の機会にはなるが、日本人学生との交流を深める機会がやや少ない。平成 30（2018）年度、令和元（2019）年度には、川越市への日帰りバスツアーが企画、実行され、留学生と本学日本人学生との交流が促進された。今後も IPP0 プロジェクトなどを通じて、学生を海外に送り出すだけではなく、本学に在籍する留学生との交流を深めることは、日常の学生生活の中で国際感覚を身につけるよい機会となるため、交流の機会を増やしていく企画が実施されることが望まれる。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

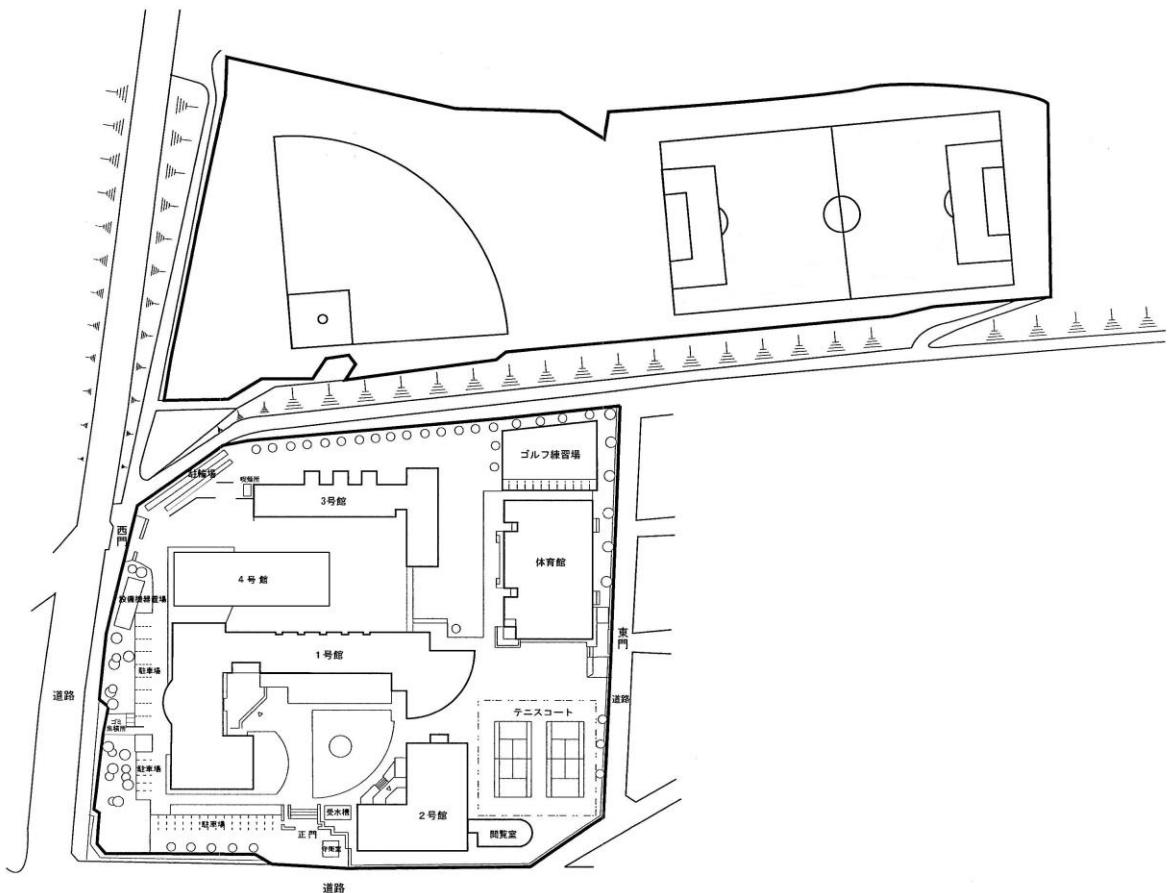
（1）2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

高崎商科大学のキャンパスは、高崎市の郊外、観音山丘陵の南端に位置し、北には清流烏川が流れ、また赤城・榛名・妙義の上毛三山が望まれる、風光明媚な教育研究に相応しい立地にある。上信電鉄「高崎商科大学前駅」はJR高崎駅より10分の距離にあり、利便性も高い。またキャンパスは「高崎商科大学前駅」より徒歩4分の距離にあり、併設の高崎商科大学短期大学部とキャンパスを共用している。



校地、校舎の面積は、【表2-5-1】のとおりである。校地については、高崎商科大学の大学設置基準に規定される必要校地面積は $8,000\text{m}^2$ 、共用する短大の短期大学設置基準に規定される必要校地面積は $2,400\text{m}^2$ で、合計の設置基準面積は $10,400\text{m}^2$ である。これに対して本学は、 $38,132.02\text{m}^2$ を保有している。

また、校舎についても、それぞれ設置基準に規定される必要校舎面積は、大学 $4,958\text{m}^2$ 、短大 $2,100\text{m}^2$ の合計 $7,058\text{m}^2$ であるが、大学全体として $13,474.12\text{m}^2$ を保有している。新学科の設置に伴い、既存の談話室(328.11m^2)を取り壊し、跡地に新たな教育棟4号館(通称SKY)を建設した。4号館は従来の学生食堂を含んでおり、さらにラーニングコモンズスペース、5教室、5研究室、経理研究所を備えており、学修環境はより充実した。

大学と併設されている短大は同一キャンパス内にあり、校地・校舎を共用しているが、それぞれ十分な面積を有しており、教育研究、学生の課外活動においても支障のない規模となっている。

【表 2-5-1】

区分	収容定員	校 地		校 舎	
		基準面積	現有面積	基準面積	現有面積
高崎商科大学	810 人	8,000.00 m ²		4,958.00 m ²	6,171.61 m ²
高崎商科大学短期大学部	240 人	2,400.00 m ²		2,100.00 m ²	2,143.91 m ²
共 用			38,132.02 m ²		4,053.64 m ²
計		10,400.00 m ²	38,132.02 m ²	7,058.00 m ²	12,369.16 m ²

※上記校舎面積は【表2-5-2】に記載のある体育館を除く

校舎施設は、昭和63（1988）年の短大開学時に建設された1号館のほか、平成5（1993）年の短大学科増設時に建設された2号館と平成13（2001）年の大学開設時に建設された3号館、並びに体育館、そして、平成30（2018）年に建設された、4号館等からなり、各建物の施設概要は、【表2-5-2】のとおりである。

【表 2-5-2】

建物名	面積 (m ²)	主 要 施 設
1 号館	4,091.92	(管理棟) 理事長室、学長室、法人本部長室、学部長・学科長室、会議室、メディアセンター室、サーバー室、学生生活・学習支援センター室、事務局、法人事務室、講師控室、教員研究室、学生生活支援室、保健室、応接室、同窓会事務局、教育情報資料室 (教室棟) 講義室、大講義室、コンピュータ室、大学院生研究室、自習室、倉庫、コンビニ
2 号館	2,996.83	図書館、学生ラウンジ、講義室、コンピュータ室、アクティブ・ラーニング実習室、クリエイティブ・コモンズ、ENGLISH COMMONS、Self Study Room、教員研究室、会議室
3 号館	2,938.12	講義室、コンピュータ室、ゼミ室、キャリアサポート室、教員研究室、学生ホール
4 号館	2,331.93	講義室、教員研究室、経理研究所、地域連携センター、学生食堂、SKY ATRIUM、LEARNING COMMONS
守衛室	10.36	守衛室
体育館	1,104.96	アリーナ、器具庫、シャワー室、部室
合 計	13,474.12	

講義室、演習室や情報処理学習施設等の概要は、【表 2-5-3】のとおりである。講義室、演習室には、多くの教室で PC、プロジェクタ、TV、書画カメラなどのマルチメディア機器および学内 LAN（有線・無線）が整備されており、電子教材やビデオ教材、書画カメラによる資料のスクリーン表示などを活用した授業が行えるよう環境が整えられている。また、平成 27（2015）年 3 月には 1 号館および 2 号館に新たにアクティブ・ラーニング室を設置した。アクティブ・ラーニング室には複数のプロジェクタ、可動式の机・椅子等の什器、可動式のホワイトボード、グループワーク用の貸与 PC、リアルタイムで学生の動向が分かるクリッカーシステム等を整えている。

平成 28（2016）年に 3 号館 1 階のゼミ室及び 2 号館 2 階の講義室の机椅子を可動式に変更し、グループワーク等の能動的な授業展開を可能とした。そして、平成 29（2017）年度には、新しく 4 号館が建設になり、すべての講義室は、プロジェクタ、可動式の机・椅子があり、アクティブ・ラーニングに対応した。

【表 2-5-2】

館	教室番号	教室	収容 人数	教師卓パソコン	wi-fi(親機)	学生用パソコン設置	DVD (デジタル放送録画再生 非対応)	プロジェクター
2号館	111	アクティブ・ラーニング	40人	○	貸出用専用AP	6	Blue-Ray	○(4台)
	112	講義室	56人	-	-	-	○	-
	113	講義室	72人	-	-	-	○	-
		大講義室	324人	○	-	-	Blue-Ray	○
	121	OA教室	52人	○	-	52	○	センターモニター
	122	公務員工房	--人	-	-	-	-	-
	131	中講義室	160人	○	●*	-	○	○
	132	礼法室	--人	-	-	-	-	-
	133	講義室	22人	○	専用AP	-	PC対応	プラズマ表示
	134	講義室	72人	○	専用AP	-	PC対応	プラズマ表示
	135	講義室	72人	○	専用AP	-	PC対応	プラズマ表示
		図書館	-	-	貸出用専用AP	40	Blue-Ray	モニター
		ラウンジ	-	-	-	9	-	
	211	イングリッシュコモンズ	-	-	-	-	-	-
	212	セルフスタディルーム		-	-	-	-	モニター
3号館	221	講義室	63人	○	貸出用専用AP	-	○	○
	222	中講義室	150人	○	●*	-	-	○
	223	講義室	54人	-	貸出用専用AP	-	Blue-Ray	○
	231	講義室	63人	○	貸出用専用AP	-	○	○
	232	中講義室	137人	○	-	-	○	○
	233	Apple	12人	-	-	12	-	-
	234	OA教室	48人	○	-	48	PC対応	○(2台)
	235	講義室	36人	-	-	-	-	-
	236	講義室(メイク)	30人	○	-	-	○	
	237	アクティブ・ラーニング	48人	○	貸出用専用AP	9	Blue-Ray	○(3台)
		キャリアサポート室	--人	-	●*	5	-	-
	311	ゼミ室 I	20人	-	貸出用専用AP	-	○	-
	312	ゼミ室 II	20人	-	貸出用専用AP	-	-	-
	313	ゼミ室 III	20人	-	貸出用専用AP	-	○	-
	314	ゼミ室 IV	20人	-	貸出用専用AP	-	○	-
	315	ゼミ室 V	20人	-	貸出用専用AP	-	○	-
4号館	321	講義室 I	110人	○	●*	-	○	○
	322	講義室 II	100人	○	-	-	○	○
	323	ゼミ室 VI	24人	-	貸出用専用AP	-	-	-
	324	ゼミ室 VII	24人	-	貸出用専用AP	-	-	-
	331	中講義室	180人	○	●*	-	○	○
	332	OA教室	54人	○	-	54	PC対応	センターモニター
	421	小講義室	54人	○			Blue-Ray	○
	422	小講義室	54人	○			Blue-Ray	○
	431	小講義室	45人	○			Blue-Ray	○
	432	小講義室	45人	○			Blue-Ray	○
5号館	433	中講義室	144人	○			Blue-Ray	○
	434			○			Blue-Ray	○
	441	自習室						
	442	自習室						
		ラーニングコモンズ						
		SKY ATRIUM			SKYNET			

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

〈図書館〉

本学図書館は、高崎商科大学メディアセンターの管理の下に運営がなされ、2号館1階に位置する。延床面積は777.17m²（閲覧スペース627.94m²、書庫スペース149.23m²）である。開館時間は、月曜日から金曜日までは午前9時～午後6時30分まで、土曜日は午前9時～午後4時までとなっている。

蔵書数は、令和2（2020）年3月31日現在で81,259冊（和書74,350冊、洋書6,909冊）、学術雑誌101種（和雑誌100種、洋雑誌1種）、視聴覚資料3,616点であり、図書81,259冊の内、参考図書として百科事典、辞書、法規集、白書、年鑑等5,174冊を所蔵している。洋雑誌についてはデータベースを利用し、約150の分野をカバーしている。

閲覧室の座席数は120席で、この他にDVD・CD・CD-ROM・ビデオテープ等を見る事ができるよう設備された6ブースから成る視聴覚コーナーや雑誌・新聞コーナー、ソファ一席5席、ハイカウンター席9席、個別自習ブース6席、ラーニングコモンズスペースも整備されており、明るく落ち着いた環境で学習が出来るようになっている。

また、図書館には、図書館情報システムが導入されており、全ての図書が電算化され、図書管理、目録データ作成、貸出、蔵書検索等が行えるようになっている。館内には、蔵書検索用のパソコン端末2台を設置し、学外からもインターネットを利用して、蔵書を検索できるシステムとなっているなど、情報化が図られている。

令和元（2019）年度の図書館利用状況は、開館日数263日、入館者数23,265人（うち学外一般利用者69人）、貸出冊数2,447冊（うち職員470冊、学外一般利用者45冊）、貸出人数は1,307人（うち職員240人、学外一般利用者19人）である。入館者数は前年比約15%の減少、貸出人数は9%減少している。また、貸出冊数も6%の減少となった。2月からのコロナ禍の影響もあり、利用者の減少につながった。今年度は、初めて学生を対象にビブリオバトルを開催。またゼミごとに図書館へ企画棚を設置する「ゼミ棚」を開始した。それにより企画後の学生利用が増加した。今後も引き続き「選書ツアーや学内誌「図書館ニュース～パイディア～」等による書籍の紹介を行い、読書に対して興味を持たせる取り組みを行っていきたい。また、年度初めの新入生に対するオリエンテーションの中で図書館の紹介および「図書館利用案内」の配布を行うほか、ゼミ単位、個人単位での図書館ガイダンスを実施している。

平成23（2011）年度より図書館関連規程の改定を行い、卒業生や近隣住民の方等への図書館資料の貸し出しが可能となっている。

そのほか、他の図書館等との連携では、群馬県大学図書館協議会（加盟県内23大学）に加盟し情報交換を行っている。また、県立図書館の図書貸出サービスを利用している。

〈運動場、体育施設〉

体育施設は、体育館（1,104.96m²）、テニスコート2面（内1面はフットサルコートと兼用）、ゴルフ練習場、また、屋外運動場（17,801.00m²）として、野球・ソフトボール場、サッカー場などを保有している。これらの施設は、授業で使用するほか、学生の課外活動においても活用されており、運動場については、支障のない範囲で地域住民へも開放している。

〈情報サービス施設〉

情報サービス施設としては、コンピュータ教室3室（内1室は短大専用）と少人数クラスに対応したアクティブ・ラーニング室2室（内1室は短大専用）があり、合計168台のPCを設置している。図書館では20台のノート型PC及び20台のタブレット端末を貸与している。前述したコンピュータ教室については、授業時間以外は学生が自由に利用できるように開放しており、卒業論文作成やレポート等の課題作成、自習に利用されている。

1号館のコンピュータ教室（OSはWindows10 2台）は、「Microsoft Office2016（Excel, Word, Power Point）」を、2号館コンピュータ教室（OSはWindows10 48台）は同じく「Microsoft Office2016（Excel, Word, Power Point）」を、また3号館のコンピュータ教室（OSはWindows10 54台）は「Microsoft Office2016（Excel, Word, Power Point）」がインストールされている。アクティブ・ラーニング室の2教室（OSはWindows10 5台）についても「

Microsoft Office2016（Excel, Word, Power Point）」がインストールされており、学内全てのPCについて「Microsoft Office（Excel, Word, Power Point）」の各アプリケーションがそれぞれインストールされている。なお、2号館のラーニングコモンズとして整備した233教室は「AdobeのCreative Cloud」をプレゼンテーションや資料作成に活用するため、12台のMacPCを整備している。

コンピュータ教室等をはじめとする学内のパソコンは全て学内LANに接続され、自由にインターネットが使用できる環境になっている。学内にはファイルサーバーを設置しており、レポートの提出や教材の提供などに使用されている。

また1号館、3号館では、コンピュータ教室以外の教室においても一部を除いて、有線LAN又は無線LANが設置され、ネットワークが使用可能な環境となっている。

このほか、各校舎入り口のエントランスや学生ラウンジ、学生ホールなどにおいてもパソコンが多数整備されており、学生は教室内、教室外を問わず自由にインターネットに接続して情報検索ができると同時に、A-Portal（学内教育支援ネットワークシステム）に接続し、教室変更、休講・補講、定期試験日程、資格試験日程、各種説明会日程、就職活動における求人情報などの様々な情報を得ることが可能となっている。

平成28（2016）年4月より学習環境の整備を目的として、図書館にて20台のノート型PC及び20台のタブレット端末の貸出も開始した。貸出を行っているノートPC及びタブレット端末は学生ホールやゼミ室等で貸出機器専用の無線LANを利用することが可能となっている。

平成30（2018）年度には、4号館2階のラーニングコモンズにノートパソコン10台の貸出ロッカーを設置した。ノートパソコン貸出ロッカーは、ICカード対応型になっており、学生は学生証をICパネルにかざすことにより、貸出、返却が可能であり、4号館内すべて無線LANを利用でき、学生の自主学習を促進する仕組みとなっている。

また、4号館 SKY ATRIUM には、セキュリティに配慮して教務システムや学内LANと切り離した、学生個人所有の端末等を対象とした無線LAN環境も整備されている。

〈その他の施設〉

本学では、自転車・バイク通学をする学生のために、約 190 台分の駐輪場を設けている。また、任意保険への加入、運転免許証の保有を確認し、保護者の同意を得た上で、自動車通学も許可しており、駐車場は、大学周辺 7ヶ所に計 323 台分を確保している。

施設設備等の維持・管理は、法人本部総務課が中心となって担当しており、日常的な修理・修繕から大規模な工事を伴うものに至るまで、全て各業者と打合せを行いながら対応し、特に大規模な工事については年次計画を立てて対応している。

主な施設設備の日常的な保守点検業務は、外部委託しており、建物内清掃、ゴミ収集、学内植栽・樹木等管理及びグラウンド整備、情報機器管理、情報ネットワーク管理、空調機器管理、電気設備保守、防災設備保守、建物維持管理などについて、それぞれ専門業者と年間契約を結び、日常管理と定期検診を実施している。

特に個々のPCトラブルなど情報関連設備の維持・管理については、事務局とメディアセンターとで協力して適切に行っている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

1号館から4号館、すべての号館及び体育館には、緩やかな勾配のスロープがあり、車いす利用者も楽に移動できる。また、玄関出入口の自動ドアは、2号館及び4号館に設置してある。エレベーターは、3号館及び4号館に設置しており、誰もが利用できる多機能トイレは、3号館1階と4号館2階、3階に設置されている。

比較的使用頻度の高い、1号館1階の大講義室は車いすに配慮し、左右の通路を広くとっている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数の管理としては、まず少人数で行う「日本語リテラシーⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」では1クラスあたり20人以内、「専門演習Ⅰ・Ⅱ」(2015、16年度カリキュラム)では1クラス12人から15人で調整を行い実施している。これらの科目は担任制のない本学にとって、学生と教員がより近い関係を構築し、学修支援だけでなく学生生活面においてもサポートを可能とする体制を確立できる授業科目として重要な位置を占めている。

語学に関する授業では受講者38人を上限とし、履修登録時に抽選を行い、学生数の適切な管理を行っている。必修科目については、学年を2グループに分割し、100人を超えない規模を保ち、教育の質低下を防止しているが、中には受講者が100人を超える科目も存在するが、講義科目に限られており、科目の内容を考慮しながら適切な規模を保っている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

校地・校舎面積については、大学設置基準を十分に充たしている。新しい4号館には学生食堂、地域活動を推進する地域連携センター、ラーニングコモンズ、経理研究所等を設けており、学生が自主的に学び、互いにコミュニケーションを取り合う環境づくりを推進している。

バリアフリーについては、現在 3 号館、4 号館にのみエレベーターが設置されており、1 号館及び 2 号館には設置されていない。完全なバリアフリー対応となっていないうことが今後の課題として挙げられる。

図書館の入館者数・貸出冊数・貸出人数については平成 29（2017）年度と比較し、入館者数は 15% 減少、貸出冊数は 12% 増加、貸出人数も 18% 増加であった。今後の課題として、さらなる貸出冊数及び貸出人数を増加させるために、「選書ツアーや広報や授業内での課題等にて図書館蔵書を使用するなどの工夫を引き続き行い、そして、新たな公開講座や教育イベントを企画して図書館の利用促進を図りたい。

情報機器については、随時更新を行っているが、予算の兼ね合いから計画どおりのタイミングで入れ替えが行えず、中には耐用年数を超えて使用しているものもある。情報機器の処理速度等はスムーズな授業運営を阻害することも考えられるため、計画的な更新を行っていきたい。平成 29（2017）年度は各号館のエントランスに設置している PC や学生ホールに設置された PC 等のメンテナンス及び入れ替えを実施した。学生が使用するコンピュータについては、学修効果等に影響しない様、しっかりとバージョンアップ等の対応及び耐用年数以内での入れ替えを検討していきたい。

地震や火災等の災害や、防犯等に対する対策については「危機管理基本マニュアル」を策定し対応してはいるが、対応の詳細については不十分な面があるため、あらゆるケースを想定し、今後マニュアルの充実を図っていきたい。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望は、毎学期末（7 月と 1 月）に実施している授業アンケートによって把握している。これは各授業についての学生の意見を汲み上げる目的で実施しており、「FD 推進委員会」により組織的な授業改善活動の一環として実施されているものである。教員の担当科目に対するアンケート結果は、授業改善のための資料として教職員間に開示し、集計結果は、1 号館エントランス掲示板に掲示することによって学生にも開示している。また、授業アンケートによる結果が平均値を大きく下回る場合は、該当の教員に対して「授業改善計画書」の提出を義務付けるなど、授業改善のために活用がされている。

2) 心身に関する健康相談

本学においては、体調を崩した学生への対応や健康への相談を受け付けるため「保健

室」を設置し、専任の養護職員を配置している。

メンタルケア、カウンセリングなどを必要とする学生への支援については、「学生生活支援室」を設置し、非常勤ではあるが臨床心理士の資格を有する専門のカウンセラーを配置して対応している。カウンセリングの結果について、必要があればプライバシーに配慮しながら、事務局担当職員（教学課学生グループ員）やゼミ担当教員、学部長、学生生活・学習支援センターと連携を図る体制を探っている。特に配慮を必要とする学生については、教育相談の状況を把握し、適切な支援を行うための「教育相談に関する情報交換会」を開催し、情報の共有を行っている。

学生生活・学習支援センターや学生生活支援室での相談状況は以下【表 2-6-1】のとおりである。学生生活・学習支援センターへの相談件数は、令和元（2019）年度は、平成 30（2018）年度に比べると 11 件、学生生活支援室の相談件数は 10 件と若干であるが減少している。また、保健室の利用については、令和元（2019）年度は 270 件であり、前年度と比べると 8 件増加している。中退率低減の対策として、教学課学生支援・総務グループ員と養護職員とで積極的に臨床心理士によるカウンセリングへの誘導を行い、成績不良や健康上の相談、友人関係での相談等、少しでも重い悩みであると思われた場合は即座に学生生活支援室への誘導を心掛けている。

【表 2-6-1】学生相談室 医務室等の利用状況

名称	スタッフ数		開室日数		開室時間	年間相談件数			備 考
	常勤	非常勤	週当たり	年間		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	
学生生活・学習支援センター	10	—	5 日	160 日	9：00～17：00	127	142	131	教員、職員
学生生活支援室	—	1	月 3 回	33 日	13：00～17：30	78	88	78	臨床心理士
保健室	1	—	6 日	297 日	9：00～17：00	308	262	270	職員

3) 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望は、毎学期末（7 月と 1 月）に実施している「学生生活満足度調査」によって把握している。調査項目は次の 7 項目で、各項目について 5 段階評価で回答を求めるほか、自由記入形式で学生からの意見・要望を聴取している。

- ①この大学に入学してどのくらい満足していますか。
- ②学習・教育システムにどのくらい満足していますか。
- ③大学・短大の施設・設備にどのくらい満足していますか。
- ④進路支援システムについてどのくらい満足していますか。
- ⑤教員の学生対応についてどのくらい満足していますか。
- ⑥職員の学生対応についてどのくらい満足していますか。
- ⑦大学生活全般についてどのくらい満足していますか。

「学生生活満足度調査」の集計結果については、学生生活・学習支援センターで分析・

検討が行われ、次年度以降の学生サービスの検討に活かされている。

なお、令和元（2019）年度1月のアンケート調査では、学生の自由記入欄を大幅に増やし、学生生活全般に関する学生の細かい意見を汲み上げることが可能となった。寄せられた多数の意見をもとに、さらなる学生サービスの向上に繋がるよう、情報共有および検討が行われた。

（3）2-6 の改善・向上方策（将来計画）

近年社会の変化に伴い、多様なニーズをもった学生が入学してきている。前述のように既に「授業アンケート」や「学生生活満足度調査」は例年実施されているが、課外活動など正課外での学修支援に関する学生の意見・要望を把握する必要が以前から指摘されていた、そのような要請を受け、今年度から授業アンケートと同時期に、自由記述式によるアンケートを実施し、さらに学生のニーズを適切に把握できるように改善がなされた。

【基準2の自己評価】

以下の12点より、基準2を満たしていると判断した。

1. 平成29(2017)年設置の経営学科、会計学科の準備を通じて、人材育成方針、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを念頭に置いたアドミッションポリシーを制定し、入試種別等の入試制度を決定している。
2. 入試制度の運用は厳密かつ公正に行われ、アドミッションポリシーとの整合性も確認される。
3. 平成30(2018)年度入試以降は学部として入学定員を確保し、令和元(2019)年度入試以降は学科単位でも入学定員を確保している。入学定員を超過した学生への対応を行い、適切な学修環境を維持している。
4. 入学者に対して、正課授業(少人数のゼミ形式授業など)、課外プログラム、学生支援部局(学生生活・学修支援センター)等、多面的に学修を支援する体制を整備してきている。
5. TA、チューター制度、成績不良者への手厚い支援、教育支援ネットワークシステム等、学生ひとりひとりに対応するための支援の仕組みを充実させ、複数の定例アンケートの結果をフィードバックさせている。
6. 卒業後に向けたキャリア支援では、正課科目(キャリア関連科目、インターンシップ)、キャリアサポート室による多彩な課外講座、学内合同企業説明会やキャリア合宿などのイベント等、様々なキャリア教育の機会を提供している。
7. キャリアサポート室は、6の企画運営を行うとともに、卒業年次の全学生に複数回の面接を行ない、学生の希望や適性を把握した上での助言や企業紹介等、対面的なキャリア形成支援を行なっている。
8. 学生サービスは学生生活・学習支援センターが、また厚生補導は学生委員会が担い、特に前者は、定期的または随時の学生面談、学生の状況に合わせたイベント、ゼミ形式授業担当者との連携を行い、学生へのきめ細かい指導・助言と手厚いサポートを行な

っている。

9. 公的な奨学金制度の情報提供や申請支援に加えて、本学独自の奨学金制度で、経済的支援を行なっている。
10. 学生会やサークル等の自主的な活動から、大学による海外研修プログラム、様々な地域活動やボランティア等、多彩な活動への支援を行なっている。
11. 大学設置基準を大きく越える面積の校地・校舎を準備し、少人数授業に対応した施設としてある。また、図書館、運動場・体育施設、情報サービス施設等を整備することで、充実した学修環境を実現しており、学生に活用されている。計画的な整備が進行中であり平成 29（2017）年度末に 4 号館が竣工した。
12. 授業アンケート、心身に関する健康相談、学生満足度調査等で、学生の状況や要望を把握し、対応している。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

〈平成 28（2016）年度以前の入学生対象教育課程〉

本学の平成 28（2016）年度以前の入学生を対象とするディプロマ・ポリシーは、制定時点での教育目的を踏まえて、関連する合議体での協議を経て策定され、様々な媒体を通して周知されている。以下に概要を示す。

「自主・自立」の建学の精神に基づく「実学重視」「人間尊重」「未来創造」の教育理念の下、大学は「高等学校教育の基礎のうえに、広く深い教養を培い人格の陶冶に努めるとともに、広く社会科学に関する学問を研究教授し、もって産業の興隆並びに文化の発展に貢献しうる有為な人材を育成すること」を大学の目的としていることを、高崎商科大学学則第 1 条に定めている。

また、商学部の教育目的としては、学則第 6 条に、「商学部は、教養教育と商学に関する専門基礎科目の教授研究により、高度な知見と専門的能力及び総合的な判断力、創造力を培い、知識基盤社会を支える素養のある人材を養成することを目的とする。」と定めている。

この商学部の教育目的に沿って、平成 26（2014）年度に教務委員会、大学教授会の議を経て、ディプロマ・ポリシーが制定され、大学公式サイトに掲載され、また該当する入学生向けの学生便覧に掲載されている。

高崎商科大学は、所定の卒業要件を満たし、以下の能力を身につけた者に学士の学位

を授与します。

1. 豊かな人間性と倫理観を持ち、社会の一員として自立した活動を行う意志と素養を身につけている。
2. 広く深い教養や人間理解、地域に対する知見に裏付けられた、情報活用能力、判断力、コミュニケーション能力を持ち、地域社会や会社組織の中で、主体的に問題解決に取り組むことができる。
3. 商学の各分野に関する基礎知識と、ビジネスに関する基礎的な技能、ホスピタリティ精神を持ち、知識基盤社会において高度化するビジネスへの参画と、自らのキャリア形成を目指している。
4. 講義や演習、特に卒業研究で培われた、調べる力、考える力、表現する力、協働する力をさらに伸ばし、生涯にわたり学び続ける姿勢をもっている。

〈平成 29（2017）年度以降の入学生対象教育課程〉

本学の現行のディプロマ・ポリシーは、前項の学則の記述を具現化することを目指し、中期計画に沿った新学科設置申請のプロセスを通じ、関連する合議体での協議を経て、教育目的を踏まえて策定され、様々な媒体を通して周知されている。以下に概要を示す。

中長期計画会議が平成 26(2014)年に策定した「中期計画(平成 27 (2015) ~ 平成 31 (2019) 年度:5 か年)」では、建学の精神と教育理念を基に、大学の使命、経営方針、経営ビジョン(目指すべき目標)それぞれの策定を行い、さらに具体的な以下の 4 つの細目を含む「教育・学生支援計画」を策定した。

1. 学部・学科・コースの再編による特徴の明確化
2. カリキュラムのスリム化
3. アクティブ・ラーニングの導入・学習環境の整備
4. グローバル化の推進

この「教育・学生等支援計画」をもとに、平成 27(2015)年に、新学科設置推進室とカリキュラム検討会議が互いに連携して、建学の精神及び教育理念の現代的な意義づけと実質化の検討を行い。それぞれ「新学科設立届出書」、新学科に関する「カリキュラム検討会議答申」を作成した。

新学科設置推進室による「新学科設立届出書」所収の「基本計画書」における「基本計画」「大学の目的」欄の第三段落では、商学部の人材育成の方針について以下のように記載してある。

商学部では、事業体の経営及び会計に関する教育研究を通して、ビジネスの諸活動に必要となる基本的な知識の体系的な理解とともに、理論と実践の関係について理解し、経済社会の発展に向けて、それらを 総合的に実践する応用能力を有した幅広い職業人を養成することを目的としている。この目的を実現するため、事業体の運営や管理に関する基礎的な知識と実践的な能力の修得とともに、幅広い教養基礎に支えられた豊かな人間性や社会性と高い職業観、主体的に判断力と行動力、生涯にわたり自発的な職能開発を持続するための基礎的な研究能力を獲得する。

また、「基本計画」「新設学部等の目的」欄では、経営学科、会計学科それぞれに、より具体的に以下のように記載してある。

経営学科の養成する人材像は以下の通りである。

- ア 経営学に関する基礎的・基本的な知識と技能を経営実践の場面に適用することができる行動力をもって、経営の諸活動を主体的かつ合理的に行うことのできる経営実践者を養成する。
- イ 経営に関する基礎的な知識と実務的な能力の修得とともに、経済社会の一員として求められる基本的な態度や志向性、高い職業観、課題発見・解決能力、自発的かつ創造的な学修態度を修得する。
- ウ 卒業後の進路としては、地域企業などの事業経営者、営利・非営利の事業体に所属し、組織活動の管理・運営や諸課題の解決、新規事業の企画・開発などに携わるとともに、将来的に中核的管理職者となることが期待される。

会計学科の養成する人材像は以下の通りである。

- ア 会計学に関する基礎的・基本的な知識と技能を経営活動の場面に適用することができる行動力をもって、事業体の維持・存続・発展にむけて主体的に行動できる会計実務者を養成する。
- イ 会計に関する基礎的な知識と実務的な能力の修得とともに、経済社会の一員として求められる基本的な態度や志向性、高い職業観、課題発見・解決能力、自発的かつ創造的な学修態度を修得する。
- ウ 公認会計士や税理士などの職業的会計専門家、事業体の経理部門や財務部門、シンクタンクやコンサルティング関連部門に所属し、企業活動戦略の策定や企業外部からの企業活動分析等に携わることが想定される。

カリキュラム検討会議による「カリキュラム検討会議答申」には「新学科設立届出書」と同一の「人材育成の方針」が記載され、それに沿ってディプロマポリシーとカリキュラムポリシーが記載されている。以下に同答申のディプロマポリシーを記す。

高崎商科大学商学部は、所定の卒業要件を満たし、以下の能力を身に付けた者に学士の学位を授与します。

1. 職業人的倫理観を持ち、組織で協働できる能力
2. 情報の収集、分析を行い、進んで課題解決に臨む姿勢
3. 専門的分野の学びを、実務や社会で応用できる能力
4. 大学での学びを地域に還元し、価値を創造する姿勢

とりわけ「3. 専門的分野の学びを、実務や社会で応用できる能力」では各学科において、次の能力を有することを求めます。

《経営学科》

1. 経営学の専門的知識を持ち、組織全体を見渡す能力
2. 経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報）を多面的に理解し、活用できる能力

3. 語学力を持ち、グローバルな視野に立って考える能力

《会計学科》

1. 会計学の専門的知識を持ち、職業会計人として社会的責任を全うできる能力（職業会計人…公認会計士、税理士、会計に関する教員・公務員、会計に関する企業人）
2. 財務分析を行い、経営改善に関する助言を行える能力

この答申を踏まえて、学長のリーダーシップのもと、大学協議会、教務委員会でディプロマ・ポリシー案が協議され、大学教授会での意見聴取を踏まえて、原案通り決定した。

このディプロマ・ポリシーは、以下の媒体でステークホルダーに周知されている。

1. 大学ホームページ
2. 学生便覧
3. キャンパスガイド
4. 保護者のためのガイドブック

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏ました単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学の教育課程では、科目レベル、学年レベル、学位プログラムレベルそれぞれでディプロマポリシーを踏ました基準が設定され、学生向けに周知されている。それぞれの概要を記す。

単位認定基準(科目レベル)

本学のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは体系的に構成されており、ディプロマ・ポリシーで示された具体的な能力や姿勢に関連付けて、各項目が構成されている。科目はこのカリキュラム・ポリシーに沿って定められた区分に配置されており、達成する能力や姿勢、水準がおおまかに設定されている。

科目担当者は、シラバスの「授業のねらい」欄に当該科目とディプロマ・ポリシーとの関連について記述し、また「到達目標」欄や「成績評価の方法・基準」欄も、「授業のねらい」欄と関連付けられている。複数教員担当科目の一部では「評価のめやす」として「到達目標」と関連づけたループリックを作成している。

このように各科目では、あらかじめシラバスで公開された目標に沿って授業を行ない、公開された基準に沿って成績評価を行ない、単位を認定しており、科目の位置付けと授業担当者の裁量による取り組みの二つの面からディプロマ・ポリシーで記載された具体的な能力や姿勢を育成する体制となっている。カリキュラムマネジメントの一環として、令和2(2020)年度に向けてカリキュラムマップに加えてスキル別科目担当表を作成した。ディプロマポリシーに記載されている能力や姿勢を下位要素(スキル)に分解し、個々の授業科目ごとに主として身に付ける下位要素を明記している。

ディプロマポリシーの水準を体系的、段階的に達成するカリキュラムであることを可視化するとともに、学生には科目選択の目安となるように工夫されている。

進級基準(学年レベル)

本学における進級基準は修得単位数、特定の必修科目の履修、GPA の 3 点の組み合わせで構成され、履修規程に明記されている。教育課程を構成する各科目はディプロマポリシーと関連付けた分野別、また水準別に細かく区分されており、配当学年も規定されている。そのため、学年ごとに進級要件となる取得単位数と設定することで、ディプロマポリシーで求める能力や姿勢を、バランス良く、また学年相応の水準で達成することが一定程度担保されており、また GPA が学修成果や学修意欲を裏打ちしている。詳細を以下に記す。

進級の要件は、「高崎商科大学履修規程」第 14 条に定めており、3 年次への進級要件及び 4 年次への進級要件を以下のように規定している。

(進級要件)

- 3 年次に進級するには、平成 24(2012) 年度以前の 1 年次入学者は、教養演習 I を含め、総単位数 50 単位以上を修得していなければならない。平成 29(2017) 年度以降の 1 年次入学者は日本語リテラシー I、日本語リテラシー II、を修得していなければならない。
- 4 年次に進級するには、平成 24(2012) 年度以前の 1 年次入学者は、教養演習 II、専門演習 I を含め、総単位数 80 単位以上を修得していなければならない。平成 25(2013) 年度以降の 1 年次入学者は、専門演習 I を修得していなければならない。平成 29(2017) 年度以降の 1 年次入学者は、専門教育科目の研究科目区分における 3 年次配当科目の必修科目すべてを修得していなければならない。
- 3 年次及び 4 年次に進級するには、それぞれ直近の 2 年次及び 3 年次の GPA が 1.0 以上でなければならない。ただし、学部長もしくは学生生活・学習支援センター員による面談において、学習意欲等が確認され、次年度の学修計画が示された場合はこの限りではない。

卒業認定基準(学位プログラムレベル)

本学における卒業認定基準は、科目区分ごとに定められた卒業要件単位数によって構成され、卒業認定の手続が学則に明記されている。卒業認定そのものは卒業要件単位数のみによって行なっているが、以下の 2 点より、この認定基準で十分にディプロマ・ポリシーを達成できると判断している。

1. 教育課程がディプロマ・ポリシーと整合的な体系を持ち、科目区分と必修科目、学年配当が構成されており、また進級要件に GPA を組み入れているため、4 年次に進級した段階で、一定の水準でディプロマ・ポリシーの求める能力や姿勢を達成している。
2. 卒業年次のみに配当されているのは少人数の演習形式の科目のみであり、学生は科目担当者の研究・学修指導を通じて、ディプロマ・ポリシーの 4 項目の仕上げを行うことが想定されている。

卒業要件は「高崎商科大学学則」第 31 条並びに第 39 条、第 40 条に規定されている。具体的な卒業要件は、4 年以上在学し、学則別表の各区分に定められた卒業要件単位数を修得し、合計で 124 単位以上を取得しなければならないとしている。

この要件を満たした者について、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

前項で設定したそれぞれの基準の厳正な適用のために、それぞれのレベルで様々な運用上の手続が定められている。以下に概要を記す。

単位認定基準(科目レベル)

本学の学則では単位認定について以下のように規定されている。

(単位取得の認定)

第31条 各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。

2 単位取得の認定の方法は、試験、論文、その他の方法によるものとし、その方法については各授業科目の担当者が定める。

3 単位認定については、本学則に定めるもののほかは別に定める。

科目担当者は、「授業計画書(シラバス)」において科目における到達目標及び成績評価の基準項目を明確にし、評価の比率を%表記にて記載しており、初回の授業時に説明して周知を図っている。

成績評価については、100点満点で行い、60点以上を合格、60点未満を不合格としている。成績評価基準及び成績表記は、【表】のとおりである。

表 成績評価基準

区分	合 格			不格	不格又は定期試験欠席
評価基準点	80~100	70~79	60~69	60未満	評価不能
評価表示	A	B	C	D	K

※「K」評価は、定期試験欠席、受験資格なし並びに履修放棄と判定された場合などに表示。

上記のほか、3年次編入学等において、他の大学または短期大学で修得した単位を本学の単位として認定した場合については、「高崎商科大学履修規程」第10条第4項に基づき、成績評価は行わず「認定」と表示している。

学期末、年度末の成績評価について、講義科目におけるA評価及びD評価の学生が科目履修者の半数を超える場合には、書面にて教務委員会へ報告と説明を行うことが教務マニュアルにて定められている。

学期ごとに成績表を配付後、成績評価に関して疑問がある学生は、その内容を書面に纏め事務局に提出し、それを受け担当教員が当該学生に対し文書で応える、「学生からの成績評価問い合わせ制度」も設けている。

進級基準(学年レベル)

本学の進級基準は、修得単位数、特定の必修科目の履修、GPAの3点の組み合わせで構成されている。本学におけるGPA運用の詳細と進級認定の手続について述べる。

本学のGPAの算定方法は履修規程13条に記載してある。科目ごとのGPを、60点未満及び評価不能は0ポイント、60点台を1ポイント、70点台を2ポイント、80点台を3ポイント、90点以上を4ポイントとして算出し、全科目の合計をGPAとする。本学では

厳格な成績評価や学業成績をはかる基準として活用しており、進級要件としても利用している。一定の水準を満たした学生に対して行う学業特待生の選考や履修単位上限の緩和等に利用されている。また、反対に GPA が極端に低い数値の学生や単位修得状況が悪い学生に対しては、学部長、学生生活・学習支援センター員等が個人面談により、特にきめ細かな履修指導や学修指導、生活指導を行うなど有効に活用されている。

進級要件に設定した 1 未満という GPA の値は、仮に他の進級要件を満たしている場合でも 4 年間での卒業が危ぶまれる水準であるため、前期試験終了後の個人面談では後期に向けての学修指導を行なうことで GPA の改善につなげ、後期試験終了後の個人面談では履修規程 14 条 3 項但し書きにある学修意欲の確認と学習計画の策定を行ない次年度の円滑な学修につなげている。本学では GPA 制度を進級要件に組み入れることで、厳密な成績評価とキメ細かい学修指導の両立を図り、教育の質向上に寄与している。

修得単位数と必修科目の履修状況等の進級判定は、年度末に卒業判定に準じた厳密な手続で行なわれる。具体的には(1) 事務部局が精査した資料をもとに教務委員会において学生ごとの単位修得状況等を細部に亘り審査し、(2)並行して大学協議会でも確認作業が行われる。(3)教務委員会より教授会に提案がなされ、教授会の議を経て学長が最終決定を行う。事務組織、複数の教員組織による複数回のクロスチェックを経る厳正な手続で判定を行なっている。

卒業認定基準(学位プログラムレベル)

本学の卒業認定は、学則の規定に沿って厳密な手続で実施されている。

具体的には、事務部局が精査した資料をもとに教務委員会において該当の学生全ての単位修得状況を細部に亘り審査し、その後教授会に卒業者の提案がなされる。これに並行して大学協議会でも確認作業が行われ、教授会の議を経て学長が最終決定を行うこととなっており、事務組織、複数の教員組織による複数回のクロスチェックを経る厳正な手続となっている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育目的にあたる人材育成の方針を踏まえ、ディプロマ・ポリシーが策定されている。またディプロマ・ポリシーを踏まえた教育課程が編成されており、科目、学年、学位プログラムそれぞれのレベルでの積み重ねがディプロマ・ポリシーで求める能力や姿勢につながるように構成されている。さらにディプロマ・ポリシーの実効性を高めるために、以下の検討が求められる。

1. ディプロマ・ポリシーの改訂サイクルと手続を定め、ディプロマ・ポリシーそのものの PDCA サイクルを構築する。
2. 学年レベルあるいは学位プログラムレベルでのアセスメントの検討。学科の特性に合わせた外部機関による学修成果アセスメントの詳細な分析やそれぞれのレベルでのポートフォリオの導入などが想定される。
3. 学位プログラムの体系性の実質化。カリキュラムマップやスキル別科目担当表の更なる精緻化や、学科単位、学年単位のループリックなどのツールの導入で、ディプロマ・ポリシーで求める能力や姿勢を段階的、体系的に可視化し、科目ごとで設定してあるディプロマ・ポリシーとの関連や到達目標の設定を、より具体的、実効的なものとす

る。また、科目間の教育内容の検討を不断に行ない、学修内容の水準や範囲、先修・後修関係が適切に構成されているか、また、学年、学期の配当が適切かの検討を行なう。

4. 2, 3 の施策の進行と結果を踏まえた進級要件の再検討。
5. 科目ごとのアセスメントの検討及びFD活動への反映。

3-2 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学のカリキュラム・ポリシーは3-1-①でも示したように、平成28(2016)年度以前、平成29(2017)年度以降双方ともに、教育目的を踏まえて、ディプロマ・ポリシーに適合性を持たせて一体的にカリキュラム・ポリシーの策定を行ない、アドミッション・ポリシーも含めた3ポリシーとして周知されている。

〈平成28(2016)年度以前の入学生対象教育課程〉

以下のカリキュラム・ポリシーを平成26(2014)年度に「教務委員会」、「大学教授会」の議を経て、カリキュラム・ポリシーが制定され、大学公式サイトに掲載され、また該当する入学生向けの学生便覧に掲載されている。

高崎商科大学は、その教育理念に基づき、地域の中核となる教養ある商業人を育成するために、商学部に商学科を起き、以下の方針に基づいて、教育課程を編成し、実施します。

1. 広く深い教養と、知的活動の基盤となる技能を育成するために、教養・基礎科目を設置する。
2. 商学および隣接諸学の学問内容を理解し、方法論を身につけるため、専門教育科目を設置する。特に実践的な事例を重視する。
3. 情報活用能力、論理的思考力、問題解決力、コミュニケーションスキル、チームワーク力など、社会生活においても必要な汎用的技能を身につけるため、全学年において演習を必修とする。
4. キャリア意識の涵養と、卒業後の進路選択支援を大学教育全体をとおして行う。
5. 地域に対する幅広い経験を身につけるために、大学教育全体をと推して地域に関する内容を取り入れ、また大学外での教育活動も行う。

6. 大学で身につけた知識や技能の集大成として卒業研究を必修とし、主体的に問題解決を行うために懇切な指導を行う。

〈平成 29（2017）年度以降の入学生対象教育課程〉

以下のカリキュラム・ポリシーが、平成 27(2015)年に、新学科設置推進室が学長に答申した新学科に関する「カリキュラム検討会議答申」に掲載された。この答申を踏まえて、学長のリーダーシップのもと、「大学協議会」、「教務委員会」でディプロマ・ポリシー案が協議され、大学教授会での意見聴取を踏まえて、原案通り決定した。

このカリキュラム・ポリシーは、以下の媒体で 3 ポリシーアイドのものとしてステークホルダーに周知されている。

1. 大学ホームページ
2. 学生便覧
3. キャンパスガイド
4. 保護者のためのガイドブック

高崎商科大学商学部は、ディプロマポリシーに掲げる能力を身に付けさせるため、以下の方針に基づき教育課程の編成および教育の実施を行います。

1. 基礎教育科目では、学問の実践に必要な基礎的能力と、職業的倫理観、組織で協働できる能力を身に付けさせるため、「思考力の養成」「人間力の養成」「社会力の養成」「人間の理解」「社会の理解」等の区分を配置する。また、情報収集・分析力、課題解決力、応用力を身に付けさせるため、「表現力の養成」を配置する。
2. 専門科目では、商学の広い知識を身に付ける。さらに経営学及び会計学の専門的知識を身に付け、組織理解、財務状況の理解、経営状況の理解を自ら進められるよう、「経営」「会計」の分野を中心に授業科目を体系的に配置する。また、グローバルな視野を養うため、「グローバル」に関連する科目を配置する。
3. 学習成果を社会生活や職場生活で活用できるよう、実業界と連携した実践的な授業科目を配置する。また、職業観を身に付けさせるため、アウトキャンパススタディ(OCS)に関する科目を配置する。
4. 組織で協働できる能力をさらに発展させ、応用力及び活用力を身に付けさせるため、地域社会や企業課題を解決することを目的とした PBL 型の授業科目を配置する。
5. 学士課程教育において得た基礎的・専門的知識を地域に還元し、価値を創造する姿勢を身に付けさせるため、専門科目に「地域」に関連する科目を配置する。
6. 自ら進んで学間に相対し、自主性をもって人と交わり、課題解決に取り組む姿勢を醸成するため、全学年においてゼミナール形式の授業科目を配置する。

〈大学院商学研究科〉

大学院商学研究科は、「高崎商科大学大学院学則」第 1 条に「高崎商科大学大学院は、教育基本法及び学校教育法に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培

い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

また、第4条には(研究科の目的)として「商学研究科は、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、構造的・システム的分析能力、実践的な問題解決能力及び管理運営能力を養い、知識基盤社会を支える高度で知的な素養のある人材を養成することを目的とする。」と規定している。

このように「実学重視」「人間尊重」「未来創造」という建学の精神を体現した教育理念の下に、本学の教育・研究の目的を明確に定めている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学では平成26(2014)年度及び平成28(2015)年度にカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの策定を行なっている。双方ともに同一の合議体で、まずディプロマ・ポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシーの達成を念頭に置きながらカリキュラム・ポリシーを策定してきた。策定の順序と手続で一貫性を担保している。以下、平成28(2015)年度策定の両ポリシーについて述べる。

ディプロマ・ポリシーでは、学士の学位を授与するために身につけるべき4項目の能力あるいは姿勢が列挙されている。この4つは経営学科、会計学科共通のものであるが、第3項目は「専門的分野の学びを、実務や社会で応用できる能力」としており、包括的、一般的な記述となっている。この第3項目を学科ごとに詳説した項目が準備されており、経営学科で3項目、会計学科で2項目の能力が列挙されている。

一方、カリキュラム・ポリシーは、第1項目と第2項目で、基礎教育科目と専門教育科目の区分について概説し、第3項目から第6項目まで、特徴のある科目について触れている。

双方の対応関係は、以下のようになっており、ディプロマ・ポリシーのそれぞれの項目の涵養が想定される科目の区分と特色のある科目とに重層的な関連がつけられている。

(表のDPはディプロマ・ポリシー、CPはカリキュラム・ポリシーを指す)

DP項目	関連するCP項目及び詳細
DP1	CP1 「人間力の養成」「社会力の養成」区分, CP3, CP4
DP2	CP1 「思考力の養成」「表現力の養成」区分, CP4, CP6
DP3	CP1, CP3, CP4, CP6
DP4	全CP、特にCP5

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

〈商学部(平成28(2016)年度入学生まで)〉

商学部商学科の教育課程は、教養・基礎教育科目と専門教育科目から構成される。すなわち、人間尊重の意義を理解させながら専門教育への基礎的な素養を学ばせる「教養・基礎教育科目」を配置するとともに、実学を重視して商学の基軸となる流通・マーケティングや情報、経営、会計、経済、法律、地域などの関連科目からなる「専門教育科目」を体系的かつ系統的に配置することにより編成している。

教養・基礎教育科目は、「人」として必要な倫理・道徳性を重視した人間教育や広い視

野と豊かな教養を身に付ける、国際化へ対応する、身体と精神を含めた健康管理の知識を身に付ける、また、4年間の学修を継続するための基礎を身に付けることなどを編成方針として、「人間と文化」「暮らしと社会」「自然と環境」「コミュニケーション」「スポーツと健康」「演習」の6分野よりバランスよく学修できるように編成されている。

商学科の専門教育科目は、21世紀の新たな産業社会の創造と発展に対応した専門教育や実学教育の重視、急速な高度情報化への対応、地域やビジネスにおけるホスピタリティマインドの必要性への対応などを編成方針として、体系的かつ系統的に学修することのできるよう編成している。

また、商学科では、学生の学修目的意識を持たせるための目安として、当初「流通・マーケティングコース」「情報・eビジネスコース」「経営・会計コース」「観光・ホスピタリティコース」の4コースを設けていたが、平成23(2011)年4月より、「経営・会計コース」を「経営・経済コース」と「会計・金融コース」に2分割し、新たに「地域・国際・キャリアコース」を加え、6コース体制とした。その後、ホスピタリティの考えはコースを越えて全学的であるべきとの考え方や、平成25(2013)年度の文部科学省の地(知)の拠点整備事業の採択に伴い、平成27(2015)年4月より、「観光・ホスピタリティコース」と「地域・国際・キャリアコース」を融合させて、地域性を重視した「観光まちづくりコース」に名称変更し、5コース体制となった。

各コースの概要は学生便覧に以下に表記されている。

●流通・マーケティングコース

流通・マーケティングやITに関する科目を学ぶことで、情報を極め新たな戦略を考える力とそれを実践する情報システムを作り上げる力などを身につけ、ITを活用した流通・マーケティング活動並びにインターネットビジネス関連などに携わる人材になることを目指す。

●情報・メディア・eビジネスコース

コンピュータとネットワークを深く理解する科目、業務をシステム化するための科目、情報技術に関する社会的動向を知るための科目などを中心に学ぶと共に実際にコンピュータを活用した実習を合わせて行うことにより、人とビジネスを結ぶ新しい時代のエキスパートになることを目指す。

●経営・経済コース

経営学及び経済学に関する科目を中心に、経済の動向、社会の仕組み、起業の方法や実態、現代的な経営管理などを学び、企業のトップマネジメント、起業家、経営管理者として活躍する人材になることを目指す。

●会計・金融コース

会計・財務・金融に関する科目を中心に学び、会計の原理や実例を理解し事業を客観的に分析できる人材、資金の調達・運用などリスクを管理しながら企業戦略の立案が出来る人材になることを目指す。

●観光まちづくりコース

人、文化、歴史、食、自然、景観、産業など、地域には、その土地だけが持つ価値がある。そこで生まれ育った人が愛着を抱くものもあれば、地元では当たり前すぎて気づかれていない魅力もある。「観光まちづくりコース」ではこうした地域の個性を深く理解するとともに、これを観光資源やまちおこしの核とする振興策を構築・実践できる力を身につけることを目的とし、地域に根ざしつつ、時代の大きな流れをとらえながら、まちとまち、人と人をつなぐリーダーの育成を目指す。

教育目的を反映した教育方法として、本学の特徴の一つである少人数教育がある。1年次の「教養演習Ⅰ」、2年次の「教養演習Ⅱ」、3年次の「専門演習Ⅰ」、4年次の「専門演習Ⅱ(卒業研究)」において、問題発見、問題解決能力とプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を養成するため、15人から20人を上限とした少人数のクラス編成で4年間にわたり必修科目としてゼミナールが開設されている。

本学の教育理念である「実学重視、人間尊重」という側面からは、「インターンシップ」及び「キャリア形成論」「ホスピタリティ論」の科目が用意されている。実習を通じて大学で修得した知識・技能を職場の実際と照らし合わせながら実務的応用能力を養い、その後の大学生活に活かすとともに、具体的な職業観を確立し、将来の職業人としての活動に役立てるものである。

〈商学部(平成29(2017)年度以降の入学生)〉

平成29(2017)年度入学生を対象としたカリキュラムでは、カリキュラムポリシーに記載された科目の区分が明記されている。この区分に従い体系的に教育課程が編成され、授業科目が配置されている。

経営学科、会計学科にはコースが設けられている。これらは学生が学修プログラムを自らデザインするための手がかりとして提供されるものであり、それぞれのコースを念頭においたカリキュラムマップが作成されており、本学のホームページにも公開をしている。

また、体系的な履修のための科目ナンバリングも行われており、シラバスに明記されている。

カリキュラムの体系性の担保と、教育の質保証の一環として、科目担当者は、シラバスに、科目の到達目標、当該科目とディプロマポリシーとの連関を記載している。

独立した初年次教育の科目区分は設けていないが、複数の区分に属する1年次配当科目が連携して体系的な初年次教育を構成しており、学生便覧に明記されている。

単位制度の実質化をはかり、学習時間を確保するために、年間履修登録単位数を40単位とした。GPAによる例外や、資格取得による単位認定制度もあわせて整備している。

以下にカリキュラムポリシーの実質化のために行なってきた施策を記す。

1. アウトキャンパススタディに充当する日を学年暦の中に設定し、一年次配当必修科目を含む複数の科目が学外活動を行なった。
2. 海外インターンシップなどのプログラムを拡充し、一定の要件を満たせば、単位認定を行う旨履修規程に明記されている。

3. 地域の自治体・企業と提携した PBL 型の授業の支援を行った。
4. すべての科目を半期完結とし年 2 回の履修登録の機会を設けることで、留学など長期にわたる学外活動に対応した。

3-2-④ 教養教育の実施

本学における教養教育は、平成 29(2017)年度以降の入学生対象のカリキュラムで大きく変化し、ジェネリック・スキルを包含したものとなり、基礎教育科目を中心に他の科目や課外の教育プログラム全体で担うものとなった。正課科目については、新学科設置に伴う新設カリキュラムの 4 年目にあたることもあり、カリキュラムの円滑な実施と実効化の観点から、学部、「教務委員会」、「FD 推進委員会」を中心に、担当者支援、検証が行なわれてきた。また、入学前教育を含む正課外の教育プログラム全般を含めて教養教育全般を所管する「教養教育検討委員会」が平成 26(2014)年に設置され、一年次及び二年次の必修科目の一部について、科目担当者へのアンケートと分析などの検証活動を進めている。それぞれについて概説する。

平成 29(2017)年度以降の入学生対象の教育課程では、カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーにおいて、独立した「教養教育」の項目を設定しておらず、「人材育成の方針」の第 2 項目において「幅広い教養基盤に支えられた豊かな人間性や社会性と高い職業観、主体的な判断力と行動力、生涯にわたり自発的な職能開発を継続するための基礎的な研究能力を習得する」の記載で「教養」の語が使われている。これは「専門分野の研究」や「実践的な能力の育成」と対比させて「教養」および「教養教育」を位置付けるのではなく、前者の基盤として教養及び教養教育を位置付けており、主として基礎教育科目によって担われるが、専門教育科目、課外活動等によっても発展深化させるものと位置付けられているからである。

このような本学における教養教育は平成 20(2008)年の中央教育審議会「学士課程の構築に向けて」で提起されたジェネリック・スキル(汎用的技能)及び、平成 18(2006)年に経済産業省が提起した「社会人基礎力」を包含するものとして 3 ポリシーやカリキュラム本体が設計されている。前者の定義である「知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能」の通り、研究、職業生活、社会生活をシームレスに支える基盤として、前者を構成する「コミュニケーションスキル」「数量的スキル」「情報リテラシー」「論理的思考力」「問題解決力」を主たる目的とする科目が基礎教育科目として置かれている。また後者の定義である「職業や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力」や後者を構成する 3 つの能力及び 12 の能力要素を明示的に科目内容に盛り込んだ科目が、基礎教育科目、専門教育科目に広く配置されている。

平成 29(2017)年度以降の入学生対象のカリキュラムの円滑な実施と実効性の担保を通じ、本学の教養教育の目標を達成するために、以下の取組が行なわれている。

1. 面談等を通じた学部長による授業担当者への日常的な支援
2. 教務委員会、FD 推進委員会によるシラバス作成支援、の確認と授業担当者支援。
3. FD 研修会における振り返り、ライティングスキルのための教材と教育方法をテーマとしたワークショップ
4. 学生のコンピテンシーを意識した学外プログラム、課外プログラムの実施と評価、

周知

本学において、前述のようにさらに入学前教育を含む正課外の教育プログラム全般を含めて教養教育全般を所管する組織として「教養教育検討委員会」が設置されている。「高崎商科大学教養教育検討委員会細則」において、委員会の目的は「教養教育に関する授業編成、研究、開発、点検等の総合的推進及び教養教育における質の保証を目指し、本学の教養教育の充実を図ることと広範に規定されている。また、以下の8点の業務が規定されており、他部局との連携、調整のもと活動を行なうことが想定されている。

- (1) 教養教育の運営基本方針、企画
- (2) 教養教育の改善、充実
- (3) 教養教育における教育内容及び教育方法の改善支援及び推進
- (4) 教養教育に係るFD活動
- (5) 教養教育に係る自己点検・評価活動
- (6) 入学時教育に係る活動
- (7) その他本委員会の目的を達成するために必要とされる業務

令和元（2019）年度の委員会では、新カリキュラムが実施段階にあることを鑑み、さしあたり本委員会の専管事項となっている(6)に注力し、(1)から(5)については学部、FD推進委員会の支援による実施状況を注視しつつ、適切な段階で教養教育の観点から取り組む準備を行なうこととした。平成30（2018）年度以降には、複数担当者によって担われる必修科目担当者へのアンケートや成績評価分布の分析を通して現状把握を行なっている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

〈商学部〉

本学における工夫や開発は「FD推進委員会」及びFD推進委員会が実施する全学的なFD活動が中心となって担ってきた。また、地域や企業との連携した教育方法も関連部局等によって進められてきた。以下に概要を記す。

「FD推進委員会」を中心に教育の質向上を目的とした教育方法、教育内容の検討、工夫を行っている。平成26（2014）年度には教養・基礎教育科目に配置されている1年次対象のゼミナール「教養演習I」のシラバス統一化を行った。1年次は大学4年間の学修を継続するための基礎を身に付ける重要な期間である。高等学校からの円滑な導入を図る初年次教育の一環でもある「教養演習I」にて全入学生に対し、効果の高い同一内容の学びを提供することが目的である。また、統一シラバスにすることにより、担当者間での相互チェック等、PDCAサイクルを回すことが容易となるため、教育の質向上にもつながる取り組みである。平成28（2016）年度には、新学科における教育をテーマとした、全教員が参加する拡大FD推進委員会を3回開催した。複数担当者による科目の共通シラバスの検討や科目ごとの詳細な内容を検討することで、効果的かつ体系的な教育の実施を目指した。

また「FD推進委員会」では、定期的に専任教員全員参加のFD研修会を実施している。平成26（2015）年度は同年度内に実施した「授業の現状についてのアンケート」についての集計結果報告を行い、アクティブラーニングの実施状況及び各教員の取り組み内容、

方法について情報共有を行った。平成 27(2015)年度は、研修テーマを「アクティブ・ラーニングのための研修会」とし、午前の部で「アクティブ・ラーニング室の活用事例紹介と利用法」、午後の部で「アンケート結果とフィールドワークの事例紹介」を実施した。また、アクティブ・ラーニングが求められている背景や教育の質的転換を踏まえ、本学における「アクティブ・ラーニング像」を決定し、教務マニュアルに添付するなど、教授方法の工夫に努めている。平成 28(2016)年度の FD 研修会では、ワークショップ形式でディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを基に仮想的なシラバスを作成し、科目の到達目標と評価方法への理解を深め、教員間の認識を共有した。平成 29(2017)年度は、前年度の内容を発展させ、実在の科目を対象に科目の到達目標と評価方法の検討を行い、ループリックの試作を行なった。平成 30(2018)年度は、新学科カリキュラムで重視されているライティングスキルをテーマとして、教材の施策と教授法の検討を行った。令和元(2019)年度は、マイクロティーチングのセッションを授業種別に 3 ターン実施し、受講生、教員双方の視点から評価と助言を行った。クリッカーを利用したリアルタイムのフィードバックも併用した。

直接「FD 推進委員会」が関わったもの以外にも以下のような取組が行われた。

1. 企業と連携した授業を、ゲスト講師、ワークショップ等、多様な形式で導入した。
2. 会計学科において実務家教員を専任、兼任ともに強化した。
3. アウトキャンパススタディに充当する日を学年暦の中に設定し、一年次配当必修科目を含む複数の科目が学外活動を実施した。
4. 学内外のビジネスアイデアコンテストを組み入れた授業をゼミ単位で実施され、商学分野の学びをビジネスモデルの構想、プレゼンテーションにつなげる実践的な教育とした。
5. 地域連携センター(CPC)がコーディネートを行い、地域における活動や学外での成果発表の機会を提供し、授業やゼミで活用された。
6. 3.5 本の矢プロジェクト等で、正課科目の枠に捉われない実験的な企業連携活動を行ない、一部は授業やゼミに取り入れられた。

〈大学院商学研究科〉

大学院においては、全ての科目で少人数教育が行われており、特に修士論文作成における研究指導にあっては、研究の進捗状況に合わせてきめ細かい配慮と指導を行っている。論文作成の過程においてケース・スタディやフィールドワーク等も用いることで、その作業を通して調査、研究のために必要となる様々なスキルを身に付け、社会で必要となる実践力を養成している。

発表の機会は研究の進行に合わせて準備されている。1 年次の 3 月の修士論文中間発表会、2 年次 1 月の修士論文発表会において、院生は主査・副査以外の大学院担当教員の指導を受け、商学の広い分野の視点を持ちつつ、修士論文に相応しい専門性を確保するようにしている。2 月の最終試験では提出された修士論文を基に、主査 1 人、副査 2 人による口頭試問が行われる。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーと一体のものとしてカリキュラム・ポリシーが策定され、一貫

性を保持している。また当該 2 ポリシー、あるいはアドミッション・ポリシーも含めた 3 ポリシーとして周知が行なわれている。カリキュラム・ポリシーには教育課程の科目区分レベルの事項まで具体的に記載され、両者が連関した教育課程となっている。科目のナンバリング、到達目標や評価基準、目安とする学修時間等、詳細を記載したシラバスが準備され、カリキュラム・マップやスキル別科目担当表との組み合わせで、体系性を担保してある。単位制度の実質化を行なうため GPA を取り入れて柔軟できめの細かい履修単位上限の設定が行なわれている。教養教育の位置付けの工夫がなされ、他部局と連携して教養教育にあたる「教養教育委員会」が設置されている。アクティブ・ラーニング等の教授方法の開発は「FD 推進委員会」はじめとする教員の FD 活動中心に行なわれ、施設設備の整備も行なわれている。広く地域や企業との連携活動の成果も正課授業に取り入れられている。全学的なアセスメントポリシーが策定され、これまでのさまざまな施策が体系化された。

このような現状を踏まえ、以下の取組の検討が必要と思われる。

1. 完成年次以降に向けて、カリキュラム・ポリシーとカリキュラム本体の改訂の構想及び手続の準備。
2. 1 も含む教育課程全般への外部評価委員会の実質的・効果的な関与。
3. 学年レベルあるいは学位プログラムレベルを念頭においてアセスメントポリシーの効果的な運用。外部機関による学修成果アセスメントの結果の活用。それぞれのレベルでのポートフォリオの導入などが想定される。
4. 学位プログラムの体系性の実質化。カリキュラムマップの更なる精緻化や、学科単位、学年単位のループリックなどのツールの導入で、カリキュラムとディプロマ・ポリシーとの関連や到達目標の設定を、より具体的、実効的なものとする。また、科目間の教育内容の検討を不斷に行ない、学修内容の水準や範囲、先修・後修関係が適切に構成されているか、また、学年、学期の配当が適切かの検討を行なう。
5. 「教養教育委員会」と他の部局との連携を深め、重点的に取り組む事項を適切に設定し、効果的な運営ができるようにする。
6. 教養教育の位置付けや内容の検討を不斷に教養教育委員会中心に行ない、時代に即した教養教育が行なえるようにする。
7. 年に 1 回の FD 研修会以外にも組織的な教育方法改善の活動に資する仕組みと、様々な取組の成果を正課科目に反映するための仕組みを検討する。

3-3 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、新学科設置に伴う三つのポリシーの改訂以前から、アンケート等の点検・評価の制度は整備されていたが、改訂前の三つのポリシーを踏まえたものにはなっていなかった。新しい三つのポリシーの施行に合わせて、アンケート等の内容の検討を順次進めている段階である。以下に概要を記す。

学生の学習状況・意識調査については、前期、後期のいずれにおいても各学期終了時に、全科目で学生による「授業についてのアンケート」及び「授業自由記入アンケート」を毎年実施している。

学生本人の授業への取り組みのほか、教員の授業への取り組み状況等についてアンケートを取り、その結果を授業改善のための基礎資料とともに、「FD推進委員会」においても検討がなされ、組織的なFD活動に反映されるように努めている。

アンケートは、教職員学生向け教務システムポータルである「A-Portal」によりWeb上で行い、「11項目の設問に対し、5段階で回答する方式」（授業についてのアンケート）による部分と「自由記入方式」（授業自由記入アンケート）による部分とに分かれ、無記名で項目ごとに評価する形式で実施している。

平成29（2017）年度のアンケートより、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、「授業評価」に加えて「学生ができるようになったこと」の観点も含めた質間に一部変更を行った。

令和元（2019）年度以降の入学者を対象として、外部機関による学習成果アセスメントが導入された。様々な観点から思考力を得点化し全国的な比較が可能な指標とともに、「思考力の自己評価」「学びへの意欲」「リーダーシップ」「キャリア形成意識」「協働的思考」「続ける経験」「挑戦する経験」「多様性を受容する経験」「関係性を築く経験」等の自己評価の項目の総合的な分析に着手した。学修の進行に伴う経年的変化、学生の属性や項目間の相関等の分析を行うことで、より詳細かつ精度の高い学修成果の点検の途が開かれた。結果の一部は第2期中期計画の策定過程の協議に反映された。

就職状況の調査については、4年次の4月に「進路登録カード」を各学生がキャリアサポート室に提出し、卒業後の進路を登録している。その後、就職活動をしている各学生から就職活動状況や結果の報告を逐次受ける体制を探っている。

就職先の企業アンケートについては、平成27（2015）年度より、就職やインターンシップでお世話になっている企業への訪問時等を活用して実施することとし、大学教育のあり方や人材育成への要望等を確認するようとする。

また、上記のほかに学生からの意見を聞く取り組みとして、毎年度末に「学生生活満足度アンケート」を実施しており、学習・教育システムや進路支援、教員・職員の学生対応などについて回答してもらい、大学全体の改善のための取り組みを行っている。また学生生活・学習支援センター主催の自宅外通学生の集いや他の面談の機会を利用して、奨励資格取得者を対象として、学習や資格取得へのニーズや支援体制の充実度を把握するための意見聴取も実施している。

資格取得や就職状況の共有

月例の教授会において、資格取得状況や就職状況が担当部局の委員長より所見とともに報告されている。資格取得に向けた年間スケジュールを意識した学生への働きかけや、その年の社会状況に応じた就職活動での留意点を踏まえた学生指導が効果的に行えるよ

うになっている。

IR推進委員会によるアンケート等の二次分析

「IR 推進委員会」において、学生を対象としているアンケート結果や教務情報等を組み合わせて、二次的な分析を行うための方法を検討に着手している。今後は前述の学習成果アセスメントも含めた総合的な分析が望まれる。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック
前項で述べた点検・評価の結果は、教員個人及び個別授業科目のレベル、また、大学全体のレベルそれぞれにおいてフィードバックされ、教育内容・方法及び学習指導などの改善のために活用されている。

〈授業についてのアンケート〉

評価結果はコンピュータ処理され、科目ごとの集計表として各教員にフィードバックし、各科目の結果に対してコメントを付して「FD 推進委員会」への提出を義務付けている。提出されたコメントについて、委員会にて確認を行い、必要に応じて委員長から口頭による注意やアドバイスを行う体制を構築している。集計表は各学期末に学内掲示により全学生に対してもフィードバックを行っており、次期の履修計画の参考とするよう呼びかけている。更に、各質問項目において、大幅に平均値を下回った場合においては、該当する教員に対して「授業改善計画書」の提出を義務付けている。「自由記入方式」によるアンケートについては、A-Portal より該当する教員が直接学生に対して回答する方式を探っている。この回答に対しても、「FD 推進委員会」にて回答内容が適切であるかについて検討を行い、必要な場合は口頭あるいは文書による指導を行うこととしている。このように、どのような点に改善の余地があるか検討できる体制を確立している。FD 推進委員会が中心となって教員個人による個別授業の改善を促し支援する形となっている。

また、アンケートの全体の所見や「IR 推進委員会」による分析は、FD 研修会などで報告され、大学教育全体の課題として共有されている。新学科設置においても、これらの所見は反映してきた。

〈資格取得や就職状況の共有〉

ゼミナール形式担当の教員は、授業履修生の取得した資格の履歴の一部を閲覧することができ、また、キャリアサポート室と担当教員が共同で行う就職に関する面談結果の記入・閲覧を行うことができる。これらを踏まえて日常的により適切でキメの細かい指導を行えるようになっている。

〈大学院商学研究科〉

大学院については、これまで研究科担当教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的・具体的な取り組みは実施されず、個々の指導教員によって個別的に実施してきた。

大学院での教育は学部教育を基礎としていることから、社会の多様なニーズに応えるとともに、学部教育に対応し、接続を考慮したカリキュラムの検討を行ってきている。例えば税理士試験の科目免除の要件を加味して「税法特論」を「税法特論I」「税法特論II」の二科目構成とした、また「情報ビジネス・情報システムの専門家養成コース」を

強化しデータ人材育成も目的として「プログラミング特論」を科目増設した。

また、大学院のシラバスについては、科目概要・各コマの授業内容及び使用テキスト等を記載したものを「学修の手引き」に掲載している。学部と同様に、到達目標、予習・復習に関する時間、成績評価方法の明示を行い、理解度の向上に努めている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学生の成績、単位取得状況、出席状況等が日常的に確認できる環境にあり、授業に活用されている。就職状況、資格取得状況は月ごとに集計され教授会で報告され、年2回の授業に関する学生アンケート、年1回の満足度調査も報告されている。就職先企業へのアンケートも開始された。授業に関するアンケートでは、3ポリシーを踏まえた形での改訂が行われた。

このような学修成果の点検・評価結果のフィードバックは、教育内容・方法の観点では、教員個人によって行なわれるものに加えて「IR推進委員会」から他部局への提言の形で行なわれている。また、学修支援、学生支援の観点では関連するセンター、事務部局を中心に面談実施に活用されている。

今後は以下の取組の検討が求められる。

1. 事務局における様々な学生とのやりとりの共有によるきめ細かい対応の実現。
2. 個々の調査結果を学生を軸に総合的な分析を通じた、良好な成果をもたらす多面的な要因の検証。
3. 教員個人による授業方法・内容の改善事例を組織的に共有する仕組みづくり。
4. アセスメントポリシーの観点から実施を開始した学修成果アセスメントのさらなる活用

[基準3の自己評価]

本学の教育課程では、学部、学科ごとに教育目的を明確に定め、3つのポリシーを定め、周知をしている。教育課程とカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとの整合性を高め、体系的なものとなっており、学則と履修規程で単位認定基準、進級基準、卒業基準が適切に定められ厳正に運用されている。ディプロマ・ポリシーで定めた能力や姿勢を担保している。より実効性と客観性を高めるための取り組みが継続して求められる。

教育課程の体系化・単位制度の実質化への取り組みも行われ、「FD推進委員会」を中心としたアクティブ・ラーニング等の教育方法の開発も進み、教養教育検討委員会の活動も端緒についた。完成年次以降に向けてのさらなる教育課程の実質化、精緻化、教養教育の検討、FD活動の活発化などが求められる。

これまで確立した学習成果の点検・評価の手法を、全学アセスメントポリシーの観点から体系化、精緻化することが求められる。

基準4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの

確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学における意思決定は、学校教育法等関連法規に従い、学長のリーダーシップにより行うための規程上の整備が進んでいる。

学長のリーダーシップの確立、実質化のための制度、施策について以下に述べる。

年度運営方針の提示と評価

毎年度開始時に、学長より「大学運営年度方針」が提示される。すべての教職員個人、およびすべての教員組織、職員組織はそれぞれに年度目標を掲げてその実現に向け運営されて、自己点検評価を行う。

大学協議会の主宰

学長が議長となる大学協議会は、「高崎商科大学大学協議会規程」に則り、高崎商科大学の教育研究及び管理運営に関する重要事項について協議されるほか、学部、大学院、短大部及び附属機関等に関わる全ての事案を教授会に諮る前に協議し、活動状況・情報の共有化とその調整を、全学的な観点に立って図っている。学長を補佐する重要な機能を担っている。協議会のメンバーは副理事長、副学長、学部長、研究科長、学生部長、各センター・研究所長、事務局長ら役職者から構成され教員組織、職員組織双方にわたる。大学協議会の教員メンバーは各委員会の担当役職者も兼ねており、議事のみならず教授会報告事項、審議事項の執行、実施状況の確認を「大学協議会」にて行っている。このように学内の委員会から教授会に至るそれぞれの合議体が学長のリーダーシップの発揮により円滑に運営されている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長及び前項の大学協議会と、他の研究教育組織との関係は、権限と責任が規程によって明確に規定され、学長のリーダーシップのものとで運営されている。以下に組織体ごとに概説する。

《大学教授会・大学院教授会》

教学に関する主たる審議機関として、学部に「大学教授会」、大学院には「大学院教授会」が設置されている。学長が議長として両教授会を招集する。原則として、毎月1回定例で開催される。両教授会とも、学長、教授、准教授、専任講師及び学長指名による他の職員が構成員となり、教育研究の基本方針や教育課程、入学・卒業等の重要事項について審議を行い、学長に意見を述べる。教員の採用や昇任等の人事に関する事項については、通常の教授会とは別に、学長及び教授のみで構成する「大学人事教授会」「大学院人事教授会」において審議され、学長が最終決定を行っている。

《委員会》

大学教授会の下に、「教務委員会」、「学生委員会」、「入試委員会」、「就職委員会」、「国際交流委員会」、「教育実習委員会」、「教養教育検討委員会」、「教員養成カリキュラム検討委員会」、「外部資金獲得委員会」「IR推進委員会」の委員会が置かれ、それぞれ委員会細則に基づき運営がなされている。また、独立した規程を根拠とする学長直轄の委員会として「FD推進委員会」、「IR推進委員会」、「自己点検・評価委員会」などの委員会が置かれ、そして令和元（2019）年には、外部評価委員会を設置し、関連した規程に基づき運営がなされている。いずれの委員会でも規程、細則に定められた事項について協議している。「大学院教授会」には、「研究科委員会」が置かれ、細則に基づき運営がなされ、大学の各委員会と同様の関連事項を協議している。こうした各委員会での協議事項は、各々の教授会において報告され、重要事項については審議にかけられる。

また、短期大学部も含め大学全体としての調和を図り大学運営を円滑に行い、大学全体の教学マネジメントを行うため「大学協議会」が設置され、原則として、毎月1回定期例会議を開催している。構成員は、学長、副学長、研究科長、学部長、学科長（短大部）、メディアセンター長、学生生活・学習支援センター長、地域連携センター長、経理研究所長、学生部長及び事務局長等である。

「メディアセンター」、「学生生活・学習支援センター」、「地域連携センター」、「経理研究所」についても、必要に応じてセンター会議等が開催され、各業務に関わる事項を協議している。協議内容は、「大学協議会」及び「教授会」で報告され、重要事項については教授会の審議を踏まえ運営がなされている。以下に各センター・研究所の目的と業務をまとめた。

①メディアセンター

情報、語学に関する教育システム、図書館・図書館情報システムの管理・運営を担当するセンターであり、学生に対する教育支援、教職員の学生指導等に係る業務の円滑な遂行を支援する。

②学生生活・学習支援センター

学生生活全般についての学生相談や学習方法、学習計画、資格取得のための助言・指導活動などの学生支援を行うセンターである。

③地域連携センター（CPC）

地域連携、生涯学習、地域課題解決等に関する取組みを推進するなど、地域産業・文化の振興、人材育成を通して地域社会の発展に貢献するための活動を行うセンターである。このセンターは、平成26（2014）年度より、従前の「国際・地域交流センター」が発展的に改組されて「コミュニティ・パートナーシップセンター」となり、平成30（2018）年度に、文部科学省COC事業の終了に伴い、短大部合同の組織として「地域連携センター」に改称した。

④経理研究所

簿記・会計・経理の領域に関する学術研究及び教育水準の向上を図るとともに、地域社会並びに地域産業の発展に貢献することを目的にしている。

《副学長》

平成28（2016）年度より、学校教育法の改正の趣旨に従い、「高崎商科大学教育職員任用規程」に則り副学長職を置いている。1人であるため、担当分野は指定していないが、独立した規程に基づく学長直轄的な委員会のうち、「FD推進委員会」、「自己点検・評価委員会」で副委員長、教授会規程に基づく委員会のうち「IR推進委員会」、「外部資金獲得推進委員会」で委員となるなど、主としてスタッフ的な位置づけの委員会を担うことで、学長のリーダーシップの反映と実質的な補佐にあたる運用がなされている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の事務組織の構成と業務については、「学校法人高崎商科大学事務組織規程」及び「学校法人高崎商科大学勤務規程」並びに「学校法人高崎商科大学事務職員人事考課規程」にて規定されている。

本学事務局は教学課（教務グループ、学生グループ、教育企画グループ）、キャリアサポート室、広報・入試室、地域連携センター事務室により組織され、大学・大学院・短期大学部を一体化した事務局となっている。

また、本学の事務職員は、「大学協議会」、「学部教授会」、「メディアセンター」、「学生生活・学習支援センター」、「地域連携センター」、「経理研究所」、「大学院研究科委員会」、「自己点検・評価委員会」、「FD推進委員会」、「教務委員会」、「学生委員会」、「就職委員会」、「入試委員会」、「国際交流委員会」、「教育実習委員会」、「IR推進委員会」、「大学教養教育検討委員会」など大学・大学院・短期大学部の教学活動を担う各種会議体に構成員として参画し、教育職員と共に業務を遂行している。

事務局における所属グループや室と、参画するセンター・委員会は必ずしも一致せず、複数のグループ所属の職員がセンター・委員会に参加する形となっている。組織横断的なユニットとして、複数の部署の連携が必要となる案件を円滑に進めることを目指すものであり、複数のセンター・委員会に所属することで職員の経験と知見を深め、全学的見地からの職務遂行につなげるためのものである。

教職員間での情報共有や方針の周知、浸透については年間2回の全学会議を実施しており、共通した認識の下、教職協働の体制が構築されている。

また、教務委員会や就職委員会など大学と短期大学部の独自性が求められる委員会は分離させ適切な分散と責任の明確化に配慮し、必要に応じて大学・短大合同の委員会を組織している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長のリーダーシップを確立・発揮するために、教授会をはじめとする学内組織体の権限と責任について明記した規程が整備されている。また、それに加えて大学協議会を中心とした実質的な補佐体制が確立している。センター・委員会等に移譲・分散された業務が、役職者を中心とする教員組織及び組織横断的な職員組織によって担われる教職協働の体制を確立し、学長のリーダーシップのもと、それぞれの業務が円滑に遂行できるようになっている。教学マネジメントに特化した職員や職員組織は置いておらず、職員組織全体が学長のリーダーシップを支える構造となっている。また副学長職も、この構造の中で有効に学長を補佐している。

引き続き、適切な組織体の運営と、教育研究組織、事務組織の適切な更新で、外部要因・内部要因の変化に機敏に対応できる教学マネジメント体制の維持・発展が望まれる。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

令和元（2019）年5月1日現在の学部専任教員は、大学設置基準の教員数（30人）を満たしている。学部教育を担当する教員の構成は、専任32人（教授23人、准教授9人、講師0人）、兼任18人であり、うち専任教員は経営学科22人、会計学科10人である。

「基礎教育科目」及び「専門教育科目」の教育課程における主要な科目については、専任教員を配置している。「基礎教育科目」を主に担当する教員は5人、「専門教育科目」を主に担当する教員は26人、他に教職科目を主に担当する教員が2人となっている。

専任教員の男女別構成は、32人中7人が女性教員である。また、専任教員の年齢構成は、50代以上の教員が半数以上となっている。また外国人教員は、男性1人、女性1人の2人である。

大学院研究科については、学部の専任教員16人が大学院の専任を兼務しており、外部からの兼任教員5人で構成されている。

以上のように、教員組織に関して、教育目的及び教育課程に即した専任教員、兼任教員の適正な配置となっている。

詳細については、のとおりである。

教員の採用及び昇任は、「高崎商科大学教育職員任用規程」及び「高崎商科大学特別任用教育職員規程」「高崎商科大学兼任教育職員規程」に基づき適切、厳正に行われている。採用・昇任のいずれも、建学の精神に基づいた学部・研究科の教育・研究等の遂行に相応しいか否かを教員人事の基本方針としている。

これらの規程のうち基本となるのは「高崎商科大学教育職員任用規程」であり、その中で「人事推薦の基準」と「人事審査の基準」の条項において教授、准教授、講師、助手の各職位とその適格性等が規定されている。

「高崎商科大学特別任用教育職員規程」については、平成17（2005）年度に、それまでの「特任教授規程」より改定が行われ、新たに「特任准教授」「特任講師」が加わる規程となった。また、「高崎商科大学兼任教育職員規程」においては、これも実学重視の教育の観点から「審査の基準」の条項の中に「特定の分野について、大学における教育を担当するにふさわしい知識及び経験を有すると認められる者」という規定が設けられている。

教員の採用は、学部長、研究科長が必要のある旨を学長に申し入れ、学長は理事長に

承認を得た上で、原則として公募により行う。応募書類に関して、募集対象領域に合致し、あるいは関連・隣接する領域の教員の中から、学長が指名する主査、副査（1～2人）が書類選考を行う。結果は大学協議会でも協議され、候補者に対する面接及び模擬授業が行われる。面接及び模擬授業には、学長、学部長、研究科長、法人本部長（専任教員候補者の場合は、理事長も加わる）が対応する。面接の結果を踏まえた候補者を教授のみによる大学人事教授会での審査し、学長が最終候補者を理事長に内申し理事長が採用を決定することにより行っている。大学院科目担当の教員候補者については、大学院人事教授会による。

また、昇任についても、手続きは採用の場合と同様であり、候補者の履歴書、教育研究業績書等について、学長が指名する主査、副査が書類審査を行い大学協議会、人事教授会の審査を経て、学長が候補者を理事長に内申し理事長が決定している。

教員評価については、平成17（2005）年度より学園全体として「人事考課制度」が導入されており、これに基づき教員の教育、研究、校務、地域貢献活動等に関する多面的かつ総合的な評価が行われる。この評価システムによって教員集団の組織的な活性化が促されてきたと言える。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD活動は、本学では、平成18（2006）年度まで学長、学部長が主導し、個々の教員の自主的活動に委ねられていたが、平成19（2007）年度からは新たに制定された「高崎商科大学ファカルティ・ディベロップメント規程」に基づいて「FD推進委員会」の組織的な活動として行われるようになった。

主な取組みとしては、毎年全教員・全科目を対象として前期、後期の各学期終了時に実施される学生による「授業についてのアンケート」（11項目の5段階評価）及び「授業自由記入アンケート」をもとに、アンケートの評価結果は各教員にフィードバックされ、同時に「FD推進委員会」においても検討がなされ、授業改善につなげている。また、平成24（2012）年度から、授業アンケート結果のレーダーチャートが担当者のコメント付きで学内に一定期間公開され、担当科目についての「自由記入アンケート」に書かれた受講生の意見や要望に対しても、真摯に受け止め担当者からA-Portalにより回答することとしている。とくに問題のある場合には、FD推進委員会から当該教員に対して個別の対応により「授業改善計画書」の提出を求めるなどの改善努力を促し、その後の改善状況についてのフォローも行っている。

さらに、平成21（2009）年度から、教員同士が授業を参観して授業改善に役立てるため、授業公開についても制度化した。平成24（2012）年度からは、主に教員による授業の相互参観のための開放週間を前期7月・後期11月ともに各1回をとくに設けた。平成25（2013）年度からは教員一人最低1授業の参観（非常勤講師担当の授業も参観の対象となる）を義務付け、お互いに学び合う姿勢で前向きの感想を報告することとした。平成25（2013）年度の後期からはシラバスについても、予習・復習の内容・時間を明記するなど改善し、新たに平成26（2014）年度より地域関連・学修の科目も明示することとした。

このほか、FD関連の教員研修会を実施しており、平成23（2011）年度からは学生の声を反映させた専門教育担当者を中心とした研修会を行ったが、毎年度継続し令和元（2019）年度も9月に実施した。さらに教員FDと職員SDの共同研修会も開催するに至っている。今後は、他大学との交流も進めていく。

「FD推進委員会」の主導により、毎年、2人程度の教員を外部研修に派遣している。他に教育研究活動向上のための取り組みとして、各教員は、毎年度開始時に「教員個人教育・研究活動計画書」を提出し、年度末には「教員個人教育・研究活動報告書」を提出することとなっている。いずれも教育活動と研究活動に分けて記載され、特に教育活動では、計画書において前年度の「授業アンケート」など学生の評価を踏まえて、それぞれの担当科目ごとに教育課題と実施計画を明らかにし、報告書では、その成果・問題点等を自己チェックしている。教員は自ら毎年度見直しを行い授業改善に取組んでいる。

（3）4-2 の改善・向上方策（将来計画）

これまで、建学の精神に立ち教育理念に基づいた教育目的及び教育課程に即した教員を確保し、設置基準に適合させるとともに、整備された規程のもと、カリキュラムの編成に応じて適切な教員配置を進めてきた。そして教員任用や昇任などの人事に関して、本学の教育理念に鑑みて、人事審査の推薦・基準を「特任教員」にも適合的となるよう改めてきた。

また、教員組織の活性化を企図して「人事考課制度」を導入して、教育・研究・学内業務・地域貢献活動などを対象に、その考課結果を処遇にも反映させるといった、さまざまな思い切った改善・改良・改革も比較的短期間に行ってきた。

FD活動も全学的、組織的な活動として定着し、教育内容・方法等の改善・工夫開発に資してきた。

こうした改革等は、言うは易く行うは難しではないが、いずれも、学内の総意の結集へ向け、法人部門と連携した教職員の並々ならぬ誠実な努力を経て実現したものである。

今後、こうした改革等の成果を活かしながら、国際情勢や社会環境・ニーズなどの変化に対応しつつ、本学の教育内容と教授陣をより充実させ、その質を高めつつ大学ブランディング戦略を推進していくこととする。

経営学科、会計学科が始まり3年目となるが、経営学科においては産官学金を核とした連携を強化し、学生の手になる「株式会社の経営」というような構想も視野に入れていく。

会計学科においては、すでに「公認会計士の現役合格者」が続いている、地方の小規模大学としては全国的にみても瞠目に値する実績を今後とも積み上げることの可能な体制づくりを目標に、さらなる改善・改良・改革に努めるものとする。

こうした本学の努力が実を結ぶとき、両学科は現代社会にふさわしいビジネスリーダーを育成する最新の経営学部・会計学部へと前進できる展望が開かれると思う。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

職員の教育は、OJT (On-the-Job Training) に依るところが多いが、職員の能力向上に繋がるよう、学内における教職員向けの SD 研修と共に、学外で行われる研修会や各種セミナーに積極的に参加できるよう、その機会を用意し SD (職能開発) に対する意識を高めている。

学内における教職員向けの SD 研修については、平成 27 (2015) 年度に発足した「SD 推進委員会」が主体となり、研修を企画運営している。平成 28 (2016) 年度は年間で 10 回、平成 29 (2017) 年度は 8 回の研修を実施した。学内 SD 研修はそれぞれ目的別に企画されており、個人能力の向上、業務改善や業務知識共有、教職協働の 3 つの目的に沿って内容が決められている。年度の終わりにはアンケート調査もを行い、集計結果を次年度の委員会に提供し、研修企画にあたっての材料としており、PDCA サイクルも適切に回している。

SD 研修会については、様々な工夫も行っており、平成 29 (2017) 年度は PBL (Project-Based Learning) 型研修を導入、他大学視察を行った。事前アンケートにて有志を募り、参加意思を表明した職員で 4 人のチームを構成し、視察を実施した (2 チーム)。視察大学の選定から先方へのアポイント、提供資料作成等も全てチームで分担して行い、チーム構成員の決定から視察成果の発表まで、およそ 3 ヶ月に亘る長期プロジェクト型研修となった。さらに研修内容を職員全体で共有すること、及びプレゼンテーション準備を行うことにより視察効果を高め、プレゼンテーションによって効果的な発信力を強化することを目的として報告会を実施した。他大学視察を実施した 2 チームの成果発表は従来のものと比較しても、質の高いものであり、本研修の成果は非常に高かったと認識している。その他、従前からの流れでディスカッションの機会を多く設け、情報や認識の共有を図ることを推進、また、外部情報をしっかりと取り入れ、客観的な視点を意識させることを目的に、外部講師による研修を適宜実施した。SD 活動の活性化は部署が独自で行う SD 勉強会も活発にしている。平成 29 (2017) 年度は 12 回、平成 30 (2018) 年度は 11 回、令和元 (2019) 年度は 10 回もの勉強会が行われるようになったのは大きな収穫と言える。

学外で行われる研修については、各部署内でその必要性について議論し、部署の長が事務局長もしくは事務局次長と相談し、参加を決めるとしている。部署によつても、また職員の年齢、勤続年数、役職によっても、必要とされる研修内容は異なるため、決まったメニューで行われる継続的な外部研修への参加は行っていない。外部研修に参加した際は、必ず出張報告書の提出を義務付けている。出張報告書は情報共有を目的として関係部署に回覧される仕組みとなっている。

人事評価及び育成制度については、「学校法人高崎商科大学事務職員人事考課規程」に基づき人事考課制度を導入しており、それに伴い全ての専任職員が年間の個人目標を立てることとしている。年間の目標を計画する際は、学長による大学運営方針、事務局長による事務局方針を踏まえ、各部署の所属長による年度方針を基にブレイクダ

ウンすることで、個々の職員が全体像を認識しベクトル合わせを行っている。そのため、必ず課長もしくは室長の面談を経て行われ、その目標が適切であるかを確認されることになっている。年間の業務は常に目標を意識しながら行われ、9月から10月に中間面談が行われる。この中間面談では、目標に対する進捗の状況を確認することとなっており、進捗状況に対してその目標が適切であるか、上方もしくは下方修正は必要かについて面談を通して決めるとしている。年度の終わりには人事考課票により、評価が行われる。年度初めの年間個人目標の計画についての面談と併せ、前年度の評価についてのフィードバックが行われる。1年間を通じた以上の人事活動が本学における組織的に行われている教育制度として実施されているものである。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学職員は、適切な教育環境を構築し、管理・支援する役割があるため、教育への理解、運営スキルの向上など、高い知識と能力が求められている。これに対応するためには学園全体としてSDへの取り組みが必要と思われる。SDへの取り組みは、業務を遺漏なくこなすだけでなく、業務全体の効率性やレベルアップを図り、優れた教育サービスの提供を実現し、学生に提供する教育の質を担保し、さらに大学運営や教育環境の基盤を強化することにある。また、中長期的な経営の安定化への基盤に影響を与える。

本学の将来に向けた事務職員の資質・能力の向上方策としては、中期計画を明確に示すとともに、人事考課制度による目標管理とのつながりを持たせる。また、事務職員に対しては、「SD推進委員会」による学内SD研修を充実させ、将来的には職位や目的別の研修も企画、運営していく。啓発活動は受講者の満足度によって学習の効果が変化する。よって、「SD推進委員会」によるアンケート調査は今後も継続して行うものとし、職員が納得して学べる研修を企画していく。また、近年の活発なSD活動によりスキルアップに対する意識や自己啓発意欲の高揚が確認されている。個人能力向上については、部署、担当業務、職位、年齢、経験年数など様々な条件により必要な研修内容が異なるため、部署単位あるいは職位単位、個人による研修の促進及び支援についても強化していく。

現在、包括協定を締結している愛知東邦大学とは、定期的にSDに関する情報交換と人事交流研修を実施しているが、今後はより繋がりを密にし、効果の高い目的別の交流研修を提案していく。

大学設置基準24条の3のいわるSD義務化に従い、教員も参画したSD活動が今後求められる。SD推進委員会への教員の参画等を行ってきたが、今後必要に応じて規程等制度面の整備を行い、教職協働を実質化するための取り組みが求められる。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

教員の研究環境として施設・設備面では以下が整備され、適切に運用されている。

1. すべての専任教員に 21.48 平方メートルの研究室が割り当てられ、机、会議用テーブル、椅子、本棚、ロッカーなどの什器・備品が設置されており、また個人研究費による追加の購入・設置も認められている。守衛の警備時間外の機械警備に対応しており、24 時間 365 日、研究室を使用することが可能になっている。
2. 研究専用ではないが、学内会議室の運用には余裕があり、研究会等での利用がなされている。
3. 講義室、ゼミ室、コンピュータ教室等は授業や入試行事以外に、学会、研究会等での利用されている。
4. 知の拠点事業に伴い、富岡市、高崎市に学外サテライト施設があり、学外での社会調査や公開講座等の利用が可能である。

また、細則の目的に「研究支援に係る業務」と明記された教員の研究を支援する組織として外部資金獲得推進委員会が平成 27(2015)年新設された。平成 29(2017)年度には以下の活動を行っている。

1. 科研費以外の競争的研究費情報の提供
2. 科研説明会、研究倫理講習会の実施
3. 科研費申請のための体制整備
4. 研究関連規程等（研究倫理規定、不正防止計画、教員個人研究費のためのガイドライン等）の整備

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学においては、外部資金獲得推進委員会が中心となり、研究倫理確立のために、以下の規程等の整備や関連の活動が行われてきた。平成 29(2017)年度には、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に適合させるため、関連する以下の規程等すべての改訂が実施された。

「高崎商科大学 研究倫理規程」（「ひとを対象とする研究」計画書を含む）

「学校法人高崎商科大学公的研究費等取扱及び不正使用防止規程」

「高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部公的研究費等の不正使用防止計画」

これらの規程を大学公式サイトで公開するとともに、不正告発・相談窓口を設置した。

また、以下の活動を行った

研究倫理講習会

10月上旬に「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」（日本学術振興会）に沿って、委員が最近の事例を中心について説明を行い、その後、日本学術振興会が公開している e-learning の受講を行い、受講賞を委員会に提出した。

学部学生・大学院生への研究倫理教育

適切に情報倫理教育が行われるように必要に応じて FD 推進委員会に申し入れを行い、関連する科目のシラバスの確認を行っている。

本学における研究倫理の審査はメディアセンターの所管であり、研究資料の所在情報の管理及び「ひとを対象とする研究」の届け出に伴う研究倫理の審査を担当している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学における学内の研究資金として以下の制度が整備されている。

教員個人研究費

すべての専任教員は年間 35 万円を上限として規程の手続きに沿って研究経費に充当することができる。また、「教員個人研究費のためのガイドライン」「QandA 集」が整備され、利用に供されている。

共同研究費

複数の教員が特定の研究課題について共同して行う研究を対象とする。1 件あたり上限 100 万円であり、大学協議会にて配分額が決定される。

教育改革研究費

教育理念に基づく教育の質的向上を図り、社会に有用な人材を育成するための研究を対象とする。1 件あたり上限 100 万円であり、学長が審査、決定を行う学長裁量経費である。

地域志向教育研究費

地域を志向した本学の取り組みを推進するための教育・研究等を対象とする。1 件あたり上限は教育活動助成が 30 万円、地域志向研究助成が 100 万円である。文部科学省知の拠点事業の助成に伴い創設した制度であり、審査委員会の審査を経て、大学協議会に諮り、学長が適否及び交付額を決定する。

海外研修旅費

海外での学術研究、教育研究事情の調査研究などの研修に要する旅費を対象とする。1 人 1 件 40 万円を上限とし、詳細は規程で定められている。大学協議会の審査を経て、学長が配分を決定する。

研究に対する人的支援として、RA(Research Assistant)職等は設けていないが、学内外の研究費に関して、資金管理・検品等の使用管理事務において事務部局が教員を支援しており負担軽減を図っている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究支援の環境整備、制度整備をすすめ、並行して学長は年度運営方針で外部資金に申請することを強く推奨している。科学研究費について、平成 29(2017) 年度は、研究代表者 2 人（内短大教員 1 人）、研究分担者 1 人が獲得した。平成 30(2018) 年度は研究代表者 2 人、研究分担者 3 人が獲得し、令和元(2019) 年度は、研究代表者 2 人、研究分担者 3 人獲得した。また、平成 25(2013) 年度から平成 28(2016) 年度まで大学教員 1 人が電気通信普及財団からの補助金を獲得している。

このように着実な成果を上げているが、今後も本学の目的や教育目的にあわせた研究支援体制を構築・発展させてゆくことが望まれる。

[基準 4 の自己評価]

本学における教員・職員の領域は、以下の点より、組織面では、学長のリーダーシップが発揮され全学的に支える体制が整備されており、また、個々の教職員は適切に配置され、FD・SD活動を中心に様々な職能開発の機会が準備されており、教職員ともに協働しながら力を発揮し、能力を伸ばす環境の整備が進んでいる。以下の4点より全体として基準4を満たしていると判断する。

1. 学長のリーダーシップが規程等で制度的に担保され、また大学協議会を中心とした補佐体制が実効性を保持しており、役職者を中心とする教員組織及び職員組織が教職協働で学長のリーダーシップのもと機能的に施策を遂行している。
2. 教育目的に沿い、関連法規等に従った教員組織が整備され、厳格かつ公正に採用人事、昇任人事、人事考課が行なわれている。
3. SD活動は、学内外で様々な形式で行なわれ、企画立案段階から職員が主体的に参画し、高い効果を上げている。職員の人事効果は、継続性をもち、教育的な特徴を併せもつ。
4. 教員の研究環境は施設設備面、規程等制度面、予算面で、適切に整備されており研究倫理を確保するための取り組みも進み、外部資金獲得の成果も上がりつつある。

基準5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目5-1を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

「学校法人高崎商科大学寄附行為」（以下、寄附行為という。）第3条において、法人の目的を『この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。』と定めている。また寄附行為第6条1項1号にて高崎商科大学長は理事に選任され、法人役員の1人として大学も含めた法人全体の経営を担っている。

「高崎商科大学学則」（以下、学則という。）第1条では、大学の目的を『本学は教育基本法及び学校教育法に則り、高等学校教育の基礎のうえに、広く深い教養と人格の陶冶に努めるとともに、広く社会科学に関する学問を研究教授し、もって産業の興隆並びに文化の発展に貢献しうる有為な人材を育成することを目的とする。』と明確に定めている。この様に本法人は教育基本法並びに学校教育法を遵守し、同法の趣旨に従い運営されている。

また、法人自ら規則と誠実性を維持するために以下のコンプライアンス関連規程・規則を整備し運用している。
①個人情報の保護に関する規程
②個人番号及び特定個人情報取扱規則
③財務情報公開に関する規程
④公的研究費等取扱及び不正使用防止規程
⑤公益通報者の保護等に関する規程
⑥情報ネットワーク管理・運用規程
⑦内部監査

委員会規程 ⑧役員報酬支給規則 ⑨安全衛生管理規程 ⑩ストレスチェック実施規程
⑪ハラスメント防止に関する規程

従って本法人は「自主・自立」の建学の精神に基づき独自の教育を展開することにより、私立学校としての自主性を確立するとともに、教育機関に求められる規律と誠実性を維持するための組織体制や諸規程を整備し、高等教育機関として社会の要請に応える経営を行っていると言える。

5－1－② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的を継続的に実現するために、教学部門においては、大学協議会や教授会が少なくとも定例で月に1回以上開催され、審議の場が設けられている。大学協議会や教授会には法人を代表し法人本部長が毎回同席する事により、継続的に経営部門と教学部門との情報共有が図られている。

経営部門においては、寄附行為に定められた最高意思決定機関として「理事会」及びその諮問機関としての「評議員会」は必要に応じ、理事長が招集し開催している。

また法人内の円滑なる運営を図るため、理事長は「学校法人高崎商科大学法人企画調整会議設置規則」に基づいて法人の設置する各学校の長及び法人本部長を招集し、「法人企画調整会議」を必要に応じ開催している。そしてこれらの会議の運営機関として法人総務課、庶務係・財務係・企画係が大学事務局と連携し、使命・目的の実現に向けて継続的な努力を行なっている。

さらに「中長期計画策定会議」においては、本学の使命・目的について改めて検証を重ねており、教職員間への周知徹底を図っている。また年度始め及び年度途中の「全学會議」では大学全体の使命・目的並びに年度運営方針から部署ごとの年度方針、そして個々人の年度目標へと落とし込みを行うなど、使命・目的の実現に向けて組織的に継続した努力を重ねている。

5－1－③ 環境保全、人権、安全への配慮

東日本大震災を契機に、毎年夏季のクールビズ期間を設けてエアコンの設定温度管理と同時に事務局にデマンド警報機を設置してピーク消費電力量を抑制している。また既設の照明器具をLED仕様に順次切り替えることにより消費電力削減に取り組んでいる。

労働条件・服務規律等については、労働基準法に則り、社会保険労務士の確認を得ながら「学校法人高崎商科大学勤務規程」を定めている。各種ハラスメント防止については「学校法人高崎商科大学ハラスメント防止に関する規程」を基にして「ハラスメント防止と相談員制度」と合わせて学生便覧に掲載している。また、FD推進委員会とSD推進委員会との合同共催によりハラスメント防止に関する研修会も開催している。

個人情報の取り扱いについては、個人情報保護の重要性について深く認識するため、個人情報保護の基本方針を策定し、「学校法人高崎商科大学個人情報の保護に関する規程」を整備し、「プライバシーポリシー」と「学生個人情報の利用目的」とを合わせて学生便覧に掲載し学生に周知して対応している。

学園における安全衛生活動の充実を図り、安全と健康を確保する目的で「学校法人高崎商科大学安全衛生管理規程」を定め、衛生管理者、産業医を選任すると同時に「衛生

委員会」を設置し、衛生の改善及び向上を図っている。また定期的に環境測定を実施し受動喫煙防止等の措置を講じている。

学生及び教職員の健康保持増進及び快適な職場環境の維持促進のため、毎年、契約医療機関の出張による定期健康診断と学校医及び学内保健室の看護師資格保有職員による健康相談を定期的に実施している。令和2(2020)年より改正健康増進法により大学敷地内の屋外専用喫煙場所以外を全面禁煙とし、受動喫煙防止を徹底する事としている。また「学校法人高崎商科大学ストレスチェック実施規程」を定め、厚生労働大臣が認定した精神保健福祉士によるストレスチェックを実施し、その結果を集団ごとに集計・分析し職場環境の改善に役立てている。

メンタルケア、カウンセリングなどの学生相談については、学生生活支援室にて臨床心理士の資格を保有する専門のカウンセラーを配置している。また新入学の自宅外通学者や外国人留学生に対しては、昼休み時間を使い食事をとりながらの懇談と心配事を相談する目的で「自宅外通学者の集い」や「留学生の集い」を実施している。

そのほか、事務職員が消防隊を組織して防火避難訓練も毎年実施している。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性は問題なく維持されていると思われる。今後も環境保全・人権・安全への配慮を怠ることなく、情報開示の拡充などに留意しながら社会の要請に応え、信頼される教育機関を目指していく。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

使命・目的の達成に向けて意思決定ができる組織体制として「学校法人高崎商科大学寄附行為」第11条及び第18条により「理事会」並びに「評議員会」が設置されている。

理事会は大学長1人、附属高等学校長1人、評議員会において選任した者2人、学識経験者のうち理事会において選任した者3人の計7人で組織されている。理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会には、理事・法人職員・評議員若しくは役員の配偶者又は三親等以内の親族以外の者で理事会に於いて推薦され、評議員会の承認を得た「監事」2人が法人役員として出席し、法人業務・財産の状況及び理事の業務執行状況等を監査し意見を述べている。

評議員会は法人職員6人、法人の設置する学校の卒業生3人、理事会から推薦された学識経験者6人の計15人にて組織され、理事長の諮問機関として法人業務・財産の状況及び役員の業務執行の状況について意見を述べている。

また理事会の戦略的意思決定を更に機動的にするために理事長の諮問機関として、理事長が法人の設置する学校の長及び法人本部長並びに理事長の指名する職員に出席を求

める「法人企画調整会議」が「学校法人高崎商科大学法人企画調整会議設置規則」として定められている。法人企画調整会議では経営方針を更に具体的に実行に移す目的で、理事長が指名した事務職員及び教育職員等による「ワーキンググループ」が組織され、活動を行っている。

加えて理事会機能の補佐体制として「学校法人高崎商科大学内部監査委員会規程」により「内部監査委員会」が組織され、監査計画に基づいた定期監査と理事長の指示に基づいた臨時監査が業務監査と会計監査の内容別に実施されている。

更に平成 27（2015）年からは「学校法人高崎商科大学理事会規程」第 9 条に常勤理事の担当職務を定めて、体制の整備を図っている。

令和元年（2019）年度開催の評議員会並びに理事会の議案は資料の通りであり、良好な出席率となっている。従って本法人の建学の精神・教育理念を基に各人の任務は十分に遂行されており、管理運営の機能を充分に果たしていると言える。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

（1）5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

（2）5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

大学には、大学及び大学院並びに短期大学の調和のとれた運営を円滑に行う目的で学長の諮問機関として「大学協議会」が置かれ、「高崎商科大学協議会規程」に基づき運営されている。「大学協議会」には学長、研究科長、学部長、学科長、センター長、研究所長、学生部長、事務局長及び学長の指名する職員をもって構成し、月に 1～2 回の頻度で会議が開催され、各役職間及び各委員会の情報は共有されている。因みに令和元年（2019）年度は法人本部長と事務局次長が学長から指名されて会議に出席している。

法人と大学との管理運営機関の関係としては、学長と法人本部長は理事と評議員を兼務し「理事会」及び「評議員会」に出席している。学部長、学科長、事務局長、事務局次長は評議員として、「評議員会」に出席している。評議員会並びに理事会では理事長挨拶の後、議事を開始する前に報告事項として大学・短大、附属高等学校、幼稚園、法人本部からそれぞれの事業報告が行われ、情報共有を図っている。また理事長、学長、法人本部長の三者は週に 1～2 回の頻度で、短時間ではあるが「理事長懇談会」と称する情報共有の場を可能な限り設けている。

各休業期を除いた原則月 1 回開催される評議員会及び理事会の後には理事長、学長、高等学校長、幼稚園長、法人本部長と理事長の指名する教職員で構成される「法人企画調整会議」が開催され、現況報告・懸案事項の打合せを行っている。

原則月 1 回開催される大学、大学院、短期大学の各「教授会」には法人本部長、事務局長、事務局次長が毎回同席し、学長からの要請が有れば法人及び事務局側からの報告を伝えている。

事務職員間のコミュニケーション手段としては「事務局部課長連絡会議」を毎週金曜日を開催している。出席者は事務局長、事務局次長(教学課長兼務)、法人本部総務課課長、広報・入試室長、キャリアサポート室長、地域連携センター事務長、高校事務長であり、打合せの結果は事務局長より学長、法人本部長へまた各職場の朝礼時に課長・室長・事務長より各職場の職員へそれぞれ報告されている。

平成 17(2005)年度より「人事考課制度」と同時に導入された「教育職員・事務職員目標管理制度」に基づき、各教職員は第一次考課者と各人の年間個人目標と達成基準及び達成状況について 5 月と 9 月の年 2 回面談を行い、職務上のコミュニケーションを図っている。令和 2 (2020) 年度からは人事考課規程に「考課結果の開示」条項を追加して各教職員に対し考課結果をフィードバックして各人の能力開発・育成と公正な人事管理の体制を整えている。

また平成 27(2015)年度から 4 月の入学式開始前と 9 月に全教職員が出席する「全学会議」を開催し、学長並びに事務局長から年度方針や委員会組織などが詳しく説明され、年度途中ではそれらの再確認もされている。

平成 25(2013)年度からは年 1 回、学園広報誌「商大」並びに「教職員紹介冊子」を発行し、学園全体の情報共有化も図っている。

従って、法人並びに大学の各管理機関及び部門間のコミュニケーションは良く、円滑に意思決定がなされている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

1) 監事機能

寄附行為第 5 条にて法人役員として監事 2 人を置く事が決められている。また第 7 条にて監事は法人の理事、職員、評議員以外からの選任条件と法人の業務や財産状況を監査する職務を規定している。令和元 (2019) 年度からは選任にあたっては「監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止できるものを選任すること」と職務として「法人の理事の業務執行の状況を監査すること」が追加されている。寄附行為第 34 条では決算に関し、監事の意見を求める事も明記されている。

2) 理事会機能

寄附行為第 11 条では『理事会は学校法人の業務を決し、理事職務の執行を監督する。』と明記されており、自己管理機能が求められている。

3) 評議員会機能

寄附行為第 20 条(諮問事項)では『次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を求めなければならない。』と具体的な事項が明記されている。また第 21 条(評議員会の意見具申等)でも『評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員からの報告を徵することができる。』とも明記されている。更に第 32 条 2 項では『理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。』とある。

4) 内部監査委員会機能

平成 27(2015)年より、法人及び大学の各管理機能のチェックを行い業務の適正な執

行を図り、学園の健全な発展に資する目的で「学校法人高崎商科大学内部監査委員会規程」を定めた。その第2条(監査の区分)では監査計画に基づく定期監査と理事長の指示に基づき実施される臨時監査が明記されている。また第3条(監査の内容)では業務監査と会計監査が明記されている。更に第10条(他の監査との関係)では「監査責任者は、監事監査及び公認会計士監査との連携に努めなければならない」とも明記されている。以上により相互チェックの機能は充分に働いていると思われる。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、理事長・学長を始め学校運営に携わる法人職員と大学教職員がコミュニケーションを図れる環境をより一層整備する。

大学を取り巻く環境は厳しく、今後は増え多様化と独創性等の変革が求められることが想定される。理事長並びに学長のリーダーシップは今以上に求められるが、同時にそのリーダーシップを補佐する役職の必要性も高まっている。そのため平成26(2014)年度には副理事長職をまた平成28(2016)年度には副学長職を新しく設けて、理事長・学長を補佐すると同時に各担当の業務を明確にすることにより、これまで以上に円滑な運営を行うこととしている。

また、本学の各委員会及びセンターにおいては教職員が参画しているが、必ずしも各人が規程や法令や情報に習熟している訳ではない。今後の更なるボトムアップ促進のために、SD・FD活動を活発に行うことと加えて平成26(2014)年から設置された「IR推進委員会」での情報収集・データ分析を基にした計画策定により教職員の能力向上を一層高めると同時に理事長・学長の意思決定を更に円滑化していく。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園では、平成27(2015)年度に「学校法人高崎商科大学中期計画(平成27(2015)年度～平成31(2019)年度)」を策定し、計画に基づく適切な財務運営を行っている。

中期計画においては、大学・短期大学部・高等学校及び幼稚園の設置学校ごとの教育や学生支援等の計画だけでなく、財務計画のほか、経営、管理等に関する計画も策定されており、その中で財政基盤に関する目標として、「収支バランスを考慮し、安定した財政基盤の確立」「収入増加の方策への積極的な取組み」「経常的経費や事業経費の見直しによる支出抑制」を掲げている。

毎年度の予算編成においては、この中期計画と学園財政の収支見通し等を踏まえた予算編成方針により、各学校の事業計画に基づき提出される予算要求について、各事業の優先度や金額の妥当性等を法人本部において精査し、理事会を経て予算に反映し

ている。

令和元（2019）年度は、事業計画に基づき、大学・短期大学部の空調設備改修事業やイングリッシュコモンズ設置事業の他、附属高校のWi-Fi設備整備事業、幼稚園の園舎改修事業等を実施している。なお、資金計画においては、学園運営の健全性に影響を及ぼすことのないよう留意した計画としている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

前述のとおり本学園では「中期計画」の中で、財政基盤に関する目標として、「収支バランスを考慮し、安定した財政基盤の確立」を掲げている。

貸借対照表における法人全体の令和元（2019）年度の資産状況は、資産総額11,203,722千円、負債総額1,293,550千円、正味財産9,910,171千円である。総負債及び純資産の合計（総資金）に占める純資産（自己資金）の割合である純資産（自己資金）構成比率は、88.5%であり大学法人の全国平均87.8%（日本私立学校振興・共済事業団「平成31（2019）年度版 今日の私学財政」の平成30（2018）年度 大学法人〈医歯系法人を除く〉データ）とほぼ同率となっており、これまでの数値からも財政は安定している状態である。

資産関係では、固定資産構成比率は令和元（2019）年度末83.7%で全国平均の86.8%より低いが、現金預金を中心となる流動資産構成比率は全国平均13.2%に対し16.3%と高くなっている。

負債関係では、負債総額は年々減少してきたが、大学の校舎建築資金として日本私立学校振興・共済事業団より長期借入をした関係から増加し、これに伴い総負債比率についても若干増加していたが、元年度末では11.5%と全国平均12.2%よりも低い数値であり、健全な財政状態を維持している。また、流動比率は、全国平均の246.6%を大きく上回る元年度末359.9%であり、内部留保資産比率は、18.6%と全国平均25.7%を下回る比率ではあるが、負債に備える資産の蓄積は十分にされている。

他の貸借対照表関係比率を見ても、各年度とも大学法人の全国平均と比較して良い評価となっていることから、安定した財務基盤が確立されていると言える。

収支バランスについて、法人全体の資金収支の状況については、毎年度安定した繰越支払資金を維持している。活動区分資金収支における教育活動の収支バランスを表す比率である教育活動資金収支差額比率についても13.0%（全国平均14.6%）となっている。

また、事業活動収支においても基本金組入前当年度収支差額は、収入超過を継続してきている。日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標である経常収支差額比率は5.5%とプラスであり、「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」においては「A区分」の正常状態を維持している。令和元（2019）年度も「A3」の正常状態に位置しており、財政基盤は安定し、収支バランスは確保されている。

一方、法人全体の支出について、最も大きな割合を占める人件費は、人件費比率が年々上昇してきたが、令和元（2019）年度は54.7%まで下がっており、全国平均の53.0%（「平成31（2019）年度版 今日の私学財政」の平成30（2018）年度 大学法人〈医歯系法人を除く〉データ）に近づいている。教育研究経費比率は、33.7%（同

33.4%) で、ほぼ 30% 前後で推移しており、管理経費比率は、6.1% (同 8.8%) とこれまで良好な状態にある。なお、当年度収支差額については、令和元（2019）年度は 1,500 万円程の支出超過ではあるが、ほぼ収支は均衡している状況である。

大学部門の財務状況についてみると、基本金組入前当年度収支差額は、平成 29 (2017) 年度から支出超過となっていたが、令和元（2019）年度は収入超過である。また、当年度収支差額についても平成 28 (2016) 年度からは新校舎建設や体育館改修工事に伴い基本金組入額が増加したことにより支出超過となっていたが、令和元（2019）年度は収入超過である。

令和元（2019）年度の学生生徒等納付金比率は 81.8% (全国平均 76.9% <日本私立学校振興・共済事業団「平成 31 (2019) 年度版 今日の私学財政」の平成 30 (2018) 年度 大学部門 <系統別> 単一学部・社会科学系学部データ>) で、29 (2017) 年度からは全国平均よりも高い値となっている。また、補助金比率は 13.6% (同 10.8%) で、30 年度よりも減少した。人件費比率は 49.3% (同 53.4%)、教育研究経費比率は 38.2% (同 38.8%)、管理経費比率 7.4% (同 13.6%) であり、各数値とも良好な状態で推移してきている。

大学部門の収入と支出のバランスは確保され良好な状態にあり、元（2019）年度の経常収支差額比率は 4.5% (同 -6.1%)、事業活動収支差額比率は 4.4% (同 -19.2%) となっており、29 (2017) 年度からバランスが崩れる状況となっていたが、回復している。

また、外部資金に関しては、本学では、大学の教育研究の活性化や外部資金の獲得のため、年度運営方針として科学研究費補助金を始めとする外部資金に一人 1 件申請することを掲げており、科学研究費について、令和元（2019）年度は、研究代表者 2 人、研究分担者 3 人が獲得している。

文部科学省等の補助金については、平成 29 (2017) 年度で「地（知）の拠点整備事業」の補助金は終了したが、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」の補助金は継続している。

令和元（2019）年度は、大学、短大共に平成 30 (2018) 年度から令和 2 (2020) 年度までの 3 カ年において採択されている「私立大学等経営強化集中支援事業補助金」を受けている。

また、大学・短大及び高校において、台風 19 号による河川増水により被害を受けた各グラウンド復旧事業の関係で、文部科学省「私立学校建物其他災害復旧費補助金」を受けている。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

令和元（2019）年度は、基本金組入後の当年度収支差額が法人全体として若干支出超過となっている。今後とも健全な経営を継続するためには、安定した財政基盤の維持が不可欠である。

そのためには、教育の継続的な見直し改善と同時に、財政面での各経費の適切かつ効果的な配分と本法人の主要な収入である学生生徒等納付金及び補助金収入を増加させることが必要であり、何よりも学生の安定的な確保が課題である。令和元（2019）

年度は、大学が定員を確保できており、次年度以降も継続することで、財政基盤はより安定し、収支バランスも確保できることになる。

特に大学及び短大については、平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度の 3 年間で、教育研究経費及び管理経費について奨学費支出及び広報費支出を中心に見直しを行い、経費削減を図ることで財務状況を改善し、令和 2（2020）年度には大学・短大共に基本金組入前当年度収支差額をプラス化する計画としている。

各設置学校の中長期の事業計画と共に、法人全体の中長期計画に基づく財務計画により、施設設備の計画的な整備と教育環境の充実に向けて取組み、引き続き財政基盤の安定と収支バランスの確保された適切な財務運営を行っていく。

また、外部資金の導入についても、科学研究費補助金や文部科学省の補助金事業等に今後も積極的に応募していく。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

法人及び大学の会計処理は、学校法人会計基準に基づき、「学校法人高崎商科大学 経理規程及び経理規程施行細則」に則り適正に処理されている。

本法人の予算制度は、先ず法人本部より前年度10月に予算編成方針を各設置学校及び各部署に対し、学園の財政状況と併せて示し周知する。その後1月中に各部署から提出された予算要求についてヒアリングを実施し、各部署の事業計画並びに各事業の優先度や金額の妥当性等、全体の収支バランスを考慮し調整を図った後、次年度の事業計画及び予算案として編成している。決定した予算は、各部署の予算要求担当者に対し説明し、併せて予算要求担当者から各課員に内容を周知させている。

予算執行は、経理規程に基づき円滑に行われている。日常的には、承認済の予算に基づき、物品購入依頼伝票を起票し、各部門の課長が承認の後、総務課に提出される。ただし、10万円以上のものは稟議書により理事長決済としている。伝票は、会計システムに入力するとともに、締め日を20日として同課で集計され、当月末日を支払日としてインターネットバンキング等による振込み又は現金集金により処理している。これらの支払いの処理と会計の処理は、総務課内で段階的に複数人のチェックの後、法人本部長の最終承認を行っており、チェック機能の働く体制をとっている。

また予算は、3月に本予算を編成し、評議員会の意見を聞いて理事会に諮り審議決定しているほか、5月には各設置学校の在籍者数や前年度決算額の確定に伴う補正予算(1回目)を、2月には年度中のここまで実績と3月までの見込みに基づき、補正予算(1回目)と乖離がある科目について補正予算(2回目)を編成し、評議員会の意見を聞いて理事会に諮り審議決定しており、決算と大きな差異が生じないようにしている。

会計年度終了後は、2か月以内に決算書類を作成し、公認会計士による監査及び監事による監査を受け、理事会にて審議決定した後、評議員会に報告し意見を求めている。なお、監事より監査報告書が理事会及び評議員会に提出され、報告されている。

また、会計処理における不明な点は、文部科学省、群馬県、日本私立学校振興・共済事業団や公認会計士などに適宜質問し、適切な処理が行えるよう指導・助言を受けている。

会計システムにより、予算の執行状況も迅速に把握できるなど、円滑かつ適正な会計処理が実施されている。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人における監査は、公認会計士による監査と監事による監査とにより行われている。公認会計士による監査は、会計伝票、元帳、証憑書類、稟議書及び試算表による照合と物品購入等手続きの確認や業務手続の確認等により実施されており、期中における会計処理の状況監査と決算終了後に最終監査を受けている。

監事による監査は、理事会及び評議員会に毎回出席し、法人の業務、財産の状況及び各設置学校の管理運営の状況をチェックすると共に、理事会などで来学する際に状況を見て、法人財務担当者よりその都度財務状況を報告している。なお、毎年5月には期末の決算に係る監査を実施している。

また、決算における会計監査時や年度途中において、公認会計士と監事、法人本部長（副理事長兼務）及び法人財務担当者により状況報告や意見交換する機会を設けている。

以上のことから、会計監査の体制は整備され、厳正な監査が実施されている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理については、引き続き学校法人会計基準と法人の規程に則り、適正な処理を実施していく。学校法人会計基準の改正に伴い、会計システムの対応や規程の見直しなどを行い、円滑な移行ができている。

会計監査の体制については、監査が適正に行われるよう公認会計士及び監事と連携を図りながら、引き続き適正な監査体制の維持及び厳正な実施に努めていくこととする。現在は2人の公認会計士と1人の監査従事者による厳正な会計監査が実施されており、監査の精度及び効率アップが図られている。

また、平成27（2015）年度には、「学校法人高崎商科大学内部監査委員会規程」が整備され、理事長の下に組織される「内部監査委員会」により内部監査が毎年度実施されており、監査体制は一層充実している。

今後とも、会計処理の適正な実施と内部監査体制の充実に取り組んでいく。

[基準5の自己評価]

本学の寄附行為や学則・諸規程は教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法律に則り規定されている。また、教職員は法令を遵守し、環境保全・人権・安全に配慮している。情報公開についても教育情報や財務情報は、ホームページ、パンフ

レット、学園誌等の媒体を使い積極的に公表しており、経営の規律と誠実性は保たれていますと判断している。

理事会は理事長の強いリーダーシップのもとに中長期計画と将来を見据えた戦略的な意思決定を行い運営している。学長は各センター及び委員会からあげられた議案を大学協議会に諮り、教授会・評議員会・理事会などでの協議や審議を経て実効化している。これらのプロセスでは、組織間の円滑なコミュニケーションと相互チェックによるガバナンス機能が働いており、学長の適切なリーダーシップとボトムアップのバランスは保たれていると言える。センター、委員会などの各種会議体には事務職員が構成員として必ず参画し、教職一体となり業務を執行している。また、教職員の目標管理制度の他に事務職員のSD活動や教育職員のFD活動も自主的な勉強会を含め実施されており、職員の資質及び能力向上に努めている。令和2(2020)年度からは「高崎商科大学スタッフ・ディベロップメント規程」の内容を一部改訂し、事務職員と教育職員がより一体となった活動が進められるように計画している。

法人全体の資金収支状況は毎年安定した繰越支払資金を維持し、消費収支、事業活動収支に於いても「帰属収支差額比率」が過去17年間プラスを継続しており、収支バランスは確保されている。また、資産関係では負債に備える資産の蓄積を表す「流動比率」や、運用資産の蓄積を表す「積立率」は全国平均を大きく上回る数値を示しており、安定した財務基盤は確立されている。

本学園の会計処理は学校法人会計基準に則り適正に処理されている。また、会計監査は公認会計士2人と監事2人の連携により行われ、監査の精度及び効率アップが図られており、内部監査と共に監査体制は整備され信頼度は更に高まっている。

以上の事から、基準5の内容をすべて満たしていると自己評価する。

基準6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目6-1を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、平成13(2001)年の開学時に、「高崎商科大学自己点検・評価規程」が制定された。これに基づき学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」が設置された。毎年度の教育・研究・運営の自己点検を行い、平成15(2003)年度から「自己点検・評価報告書」の発行を行ってきた。この時期の自己点検・評価活動は、教員個人の教育・研究活動や、各部局、各委員会活動についての個々の報告を基にした自己点検・評価が中心であり、教員や部局ごとの自主的・自律的な自己点検・評価ではあるものの、大学の使命・目的に即した、全学的または体系的なものといえる水準には達していなかった。

平成14(2002)年の学校教育法の一部改正で、自己点検・評価の実施と結果の公表に係る規程が明示され、認証評価機関による認証制度が導入された。

これに伴い、本学でも平成 17（2005）年度より、自己点検・評価活動を大きく変更し、全学的かつ体系的な自己点検・評価の取り組みを目指した。例えば、教員および職員に係る領域では、「大学の使命・目的」と「教職員個人の自己評価・点検」の中間に「年度方針」を加えることで、両者を実効的に連動させることを試みている。具体的には、本学の使命・目的を果たすための具体的な施策や方針を、学長が年度当初に「運営方針」として教職員に提示する。これを受けた教職員は所属長との面談を通して年度始めに自らの個人目標を定め、年度半ばに中間面談を受け、年度終了後に自己評価を行う。所属長はその自己評価を基に人事考課を行う体制となっている。

併せて同年に、自己点検・評価委員会の体制を改め、大学協議会の構成員全員が自己点検・評価委員会を兼ねることとなった。大学協議会の構成員は、学長、副学長、学生部長、学部長、研究科長およびセンター・研究所の長から成り、各委員会の担当役職者も兼ねており、委員会やセンター・研究所が年度始めに制定する年間計画の策定や年度末の自己点検に直接携わっている。また教員組織の FD 推進委員会の主要な構成員や、職員組織の SD 企画立案担当者も含まれる。教員の人事考課における一次考課者である学部長、職員の二次考課者である事務局長及び事務局次長の両者が自己点検・評価委員会の構成員となるため、組織運営の自己点検・評価と、教職員個々人の自己点検・評価を、有機的に組み合せて、全学的かつ体系的な視点からの自己点検・評価が可能となっている。

また、学長の諮問機関の側面と執行機関の側面を併せ持つ大学協議会と、施策の検証、評価を行う自己点検・評価委員会が同一構成員であり、日常的に全学的な見地から、個々の部局や委員会の施策について協議を定期的に行い、課題を共有している。そのため組織の階層を深めすぎることなく、教育・研究現場の当事者に近い視点と、全学的な視点とを併せもつ自己点検・評価が可能になっている。

本学の自己点検・評価は「高崎商科大学自己点検・評価規程」に従い運用がなされている。

令和元（2019）年度は年間 6 回開催されている。

また、平成 15（2003）年以降、自己点検・評価報告書は、「自己点検・評価規程」の定めるところに則り、毎年度制作され理事長に報告するとともに、大学ホームページにて公開されている。

平成 31（2019）年 2 月にアセスメントポリシーが制定された。アンケート調査などのアセスメントを実施し PDCA を行う、委員会、部局、全体のデータの集約・報告を行う IR 推進委員会、各アセスメントに対する 評価・承認・指導を行う自己評価・点検委員会の位置づけと役割が明記された。令和元（2019）年度には、アセスメントポリシーに沿った施策として、学修成果アセスメントの実施、外部評価委員会の設置等が行われた。

（3）6-1 の改善・向上方策（将来計画）

自主性・自律性に裏付けられた内部質保証を行うための自己点検評価委員会等の制度が整備され、学長のリーダーシップを支え、部局や委員会の施策に責任と権限をもつ大学協議会のメンバーが、同時に自己点検・評価委員会の視点をもち自己点検・評価を行っており、継続的、恒常的な自己点検評価体制となっている。

より効果的な内部質保証とするために、以下が求められる。

1. アセスメントポリシーに沿ったアセスメントのPDCAの実効性の向上
2. 学生や地域、企業等の視点の組み入れ
3. 個々人の目標と大学全体の目標との連携

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学における自己点検・評価はいずれのレベルでも、自主的に定められた計画書と自律的に行われた自己評価を出発点として行われている。

教員、職員個々人の自己点検・評価は、学長あての「個人目標計画書」「個人目標達成自己評価書」「教員個人教育・研究活動計画書」および自己点検・評価委員会あての「教員個人教育・研究活動報告書」の書類と、所属長との面談に応じてすすめられる。上記の計画書、報告書類の提出・利用・保管については、提出先である学長および自己点検・評価委員会、ならびに、一次評価者である学部長、事務局長、事務局次長によって厳正に行われている。また、これらの計画書、報告書類は、教員、職員の自己点検・評価として、具体的な数値を基に行なうことが求められ、学期終了後に行われる学生による授業についてのアンケートなどを自己点検・評価の指標の一つとして利用する教員もみられる。

委員会やセンターなどの学内部局の組織的な活動の自己点検・評価は、自己点検・評価委員会あての「年間計画書」「自己点検・評価書」の書類をもとに進められる。委員会やセンター及び研究所等の部局では、年度初回の委員会やセンターハイブリッド会議及び研究所会議で「年間計画書」に基づき年間計画が示され、年度最終回の委員会やセンターハイブリッド会議及び研究所会議で活動や組織運営の振り返りが行われ、「自己点検・評価書」に反映される。委員会やセンターハイブリッド会議及び研究所会議の議事録は事務局内で閲覧可能な形で保管され、学内 LAN 上のファイルサーバで委員会の委員、センター員および研究所員ごとに限定公開され共有されている。委員会やセンターハイブリッド会議及び研究所会議に書面にて提示された資料は、すべて開催会議ごとに、議事録とともに事務局内で閲覧可能な形で保管されている。委員会やセンター及び研究所における活動は再検証、再評価が可能な透明性を保っている。

これらの資料は、関連する委員会やセンターおよび研究所において、委員会やセンターハイブリッド会議、研究所会議において共有され、まず委員やセンター員、研究所員の協議の対象となる。

また、授業関連など、教員個人にかかわる情報は、教員個人ごとに開示され、個々人の自己評価の資料として利用される。

自己点検・評価委員会では、個人、組織、個々の自己点検・評価を、あらためて全学的、また体系的な視点から行う。その際に、大学協議会にて委員が共有した情報を元に十分な協議が行われている。

完成した自己点検・評価書は大学ホームページを通じて学内外に公開される。教職員は大学全体の自己点検・評価書を、自らの研究、教育、地域貢献活動に生かし、次サイクルの個人の自己点検・評価活動に反映させることが求められる。

平成 31（2019）年度以降は、アセスメントポリシーに即した自己点検評価活動を実施している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

全教職員個人、ならびに、委員会やセンター、研究所における自己点検評価、また、自己点検・評価委員会における全学的・体系的な自己点検・評価のそれぞれにおいて、それぞれの議事録や会議資料が確認される。また、全学的に統計処理された以下の資料が随時利用される。また、これらは教職員個人へは、所属長による年 2 回の面談におけるフィードバックにおいても利用される。

- 1) 学生への定期的なアンケート。
 - a. 授業についての年 2 回の科目ごとのアンケート
 - b. 年に 1 回の学生満足度アンケート
 - c. 2 年に 1 回の施設・設備についてのアンケート
- 2) 保護者会総会におけるアンケートや相談記録。年に 1 回開催される保護者会総会において参加者全員に行うアンケートおよび、同日に行われる個別相談の相談票
- 3) 成績等教務関連の資料。科目ごとの出席状況、年 2 回の学生による成績問い合わせ記録
- 4) 学生関連の資料。学生生活・学習支援センターにおける相談記録、年 1 回の学生生活と資格取得についてのアンケート
- 5) 進路関連の資料。毎月の就職内定状況記録。

また、平成 26（2014）年度に設置された IR 推進委員会では、各部局を支援する立場から上記のデータの詳細かつ総合的な分析や解釈を行い、各部局への情報提供、提言を行ってきた。平成 28（2016）年度以降のものを以下に記す。

- 1) 中退率の現状と要因
- 2) 学習成果及び学習時間の分析・比較

平成 31(2019)年 2 月に制定されたアセスメントポリシーでは、IR 推進委員会の役割が、各委員会・部局が実施したアセスメント活動の結果を集約し、自己点検評価委員会に報告するものとして明確化されている。これに伴い令和元(2019)年以降の入学生を対象とした学修成果アセスメントが外部機関の協力を得て実施され、詳細な分析が行われた。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員は、人事考課と教育研究活動報告の 2 系統の自己点検・評価を行うシステムとなっている。教員のキャリア形成や組織人としての活動など「ひと」の側面の自己点検・評価と、教員が研究教育機関で担う「役割と成果」の側面の自己点検・評価それぞれの系統である。組織内専門職として研究・教育に携わる教員の多面的な自己点検・

評価を行うためのものである。しかし、両者で重複する点もあり、役割や位置付けをより体系的に明確化するとともに教員への周知を徹底する必要がある。

学長による年度ごとの「運営方針」をもとに、教職員個々人や、委員会やセンターおよび研究所が計画を立て、自己評価を行い、全学的また、体系的な計画立案や自己点検・評価を担保することになっているが、「運営方針」の解釈や反映度でばらつきがみられた。平成 27（2015）年度新たに開始した全学会議で、学長が「運営方針」を提示し、また、所属長による面談などを通して実質化を進めてきた。今後もさらなる徹底が求められる。

アセスメントポリシーで明記されているように、データを集約し、自己点検評価委員会に報告することが求められる。また新たな分析手法の開発と自己点検・評価への体系的な活用の検討が求められる。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では 1 学部 2 学科からなる小規模大学であり、学部、学科、研究科と大学全体の PDCA サイクルを一体として構築、運用している。以下に概説する。

本学における自己点検・評価を含む内部質保証のための PDCA は、期間ごとに以下の 2 つのサイクルがある

- 1) 中期計画(5 年周期)
- 2) 年間計画(1 年周期)

1)については、学長を議長とする中長期計画策定会議が中期計画（「中期ビジョン」）を策定する。これは大学の使命である建学の精神、教育理念と、具体的な戦略にあたる年間方針との間をつなぐものと位置付けられている。平成 27(2015)年には第 1 期となる中期計画（平成 27 年～31 年度：5 か年）が策定された。同年度から、同ビジョンにそった施策を進め、学部学科設置準備室を組織し、平成 29(2017)年度の新学科設置のための取り組みを担った。計画全体についても進捗状況の確認が毎年行われ、チェックと改善のためのアクションが実施されている。これらが令和元(2019)年度に策定された第 2 期中長計画に反映された。

2)は、本学の PDCA サイクルの中心をなすものである。年度初めに学長より示された「運営方針」をもとに、教職員個々人や委員会やセンターおよび研究所は年間計画を立て、自己評価を行う。それらの個別の評価を踏まえ、全学的また、体系的な自己点検・評価を、自己点検・評価委員会が行う。自己点検・評価委員会は毎年度、「自己点検・評価報

告書」を作成し、理事会に提出するとともに、本学ホームページを通して対外的に公開する。当該年度の自己点検・評価を踏まえて学長は次年度の「運営方針」を提示するサイクルとなっている。

また、2)を行う過程で、日常的な業務におけるPDCAサイクルが実施されている。委員会やセンターおよび研究所では、原則として月に1開催される委員会や会議において、業務ごとに計画や結果の評価が協議される。また、教員や職員個々人についても、隨時、必要に応じて所属長が助言を行うことがある。事務局では平成26(2014)年度に、業務の遂行にあたり「CA(チェック・アクション表)」を導入した。これは日常的な業務の実施ごとに、チェックを行い早急に可能な範囲での改善を行うとともに、次のサイクルのプランに組み入れるためのものである。これらの日常的な取り組みで、年間のPDCAサイクルを、より実質的なものとして機能させている。チェック・アクションは組織文化として定着し、当初は事務局レベルでチェック・アクションを行っていたが、課・室レベルに移譲され、より細かな業務にも適用されてきている。

平成29(2017)年度には、認証評価及び設置計画履行状況等調査が実施された。双方ともに本学の自己点検・評価委員会がメンバーでもある大学協議会を中心に対応する体制とし、本学による自己点検・評価と連携させ、包括的に内部質保証に活用することを目指した。認証評価では適合と認定され、「使命・目的及び教育目的の適切性」項目で経理研究所を中心とした会計教育について「優れた点」の評価があり、また設置計画履行状況等調査では、同一法人が併設する高崎商科大学短期大学部の定員充足率に関して改善意見が寄せられている。前者については、評価をより発展させる方向で今年度の自己点検報告に反映させた。

平成30(2018)年度では、第三期の大学認証評価に伴う法令等の変更に準拠して、自己点検・評価を実施し、報告書を作成した。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

中期計画は平成31(2019)年度で満了した。進捗管理とPDCAの知見を活かして策定された第2期中期計画の運用が開始される。年間サイクルの自己・点検評価との連携を進めることで、中期計画が全教職員に深く共有され各々の年間サイクルの自己点検・評価活動に活用されることを目指していく

また、アセスメントポリシーに実効性を担保する自己点検・評価活動を行っていく。

[基準6の自己評価]

本学の内部質保証は、以下の点より、自主的・自律的な自己点検・評価活動を行うための組織体制が確立され、三つのポリシーを起点とする教育の質保証と大学全体の質保証が一体として実施されていると判断する。

- 1) 平成13(2001)年の開学時に規程の整備と委員会の設置が行われ、平成15(2003)年度より毎年度、自己点検・評価報告書が発刊されている。
- 2) 認証評価機関による認証制度の導入に伴い、平成17(2005)年度に大規模な改善を行い、全学的かつ系統的な自己点検・評価体制を構築した。この体制に教職員の自己点検・評価も有機的に統合している。

- 3) 自己点検・評価活動は、教職員個々人、委員会のレベルにおいても、また、センターなどの学内部局のレベルにおいても、エビデンスに基づいて行われ、さらに、自己点検・評価委員会が、あらためて全学的・体系的な視点から自己点検・評価を行っている。また IR 推進委員会にて学生関連のデータの分析を行い、他部局への提言を行っている。
- 4) 上記の根拠となる調査やデータの収集は適切に行われ、また自己点検評価の結果は、学内外へ大学ホームページを通して公開されている。
- 5) 大学全体の PDCA も中期、年間それぞれのサイクルで行われ、自己点検評価とも連携している。現行の中期のサイクルには 3 ポリシーの起点となる目的・教育目的の改訂が含まれており、今後検証と完成年次に向けた 3 ポリシーの再検討が期待される。
- 6) 令和元(2019)年度に向けてアセスメントポリシーが策定され、自己点検・評価活動の中での位置づけが明確化された。同ポリシーに基づく施策も開始された。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

«A-1 の視点»

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A) はじめに

(a) 地域連携を目的とした部署整備

平成 25 (2013) 年文部科学省「地（知）の拠点整備事業」採択に伴い、それまでの「国際・地域交流センター」と「ネットビジネス研究所」を統合し、地域連携の中核を担う部署「コミュニティ・パートナーシップ・センター」が誕生した。その後、平成 29 (2017) 年度の大学組織改編に伴い、部署名を「コミュニティ・パートナーシップ・センター」から「地域連携センター」に変更した。これまで、大学と短期大学部における地域連携活動はそれぞれ取り組まれていることが多かったが、「地域連携センター」に変更したのちは、大学・短大がともに活動を推進できるよう、整備された。

令和元 (2019) 年度は、センター員として、センター長 1 人、専従教員 1 人の他、大学所属教員 4 人、短期大学部所属教員 2 人、センター専従事務 3

人、兼任事務 3 人の合計 14 人が活動した。特に、センター長・専従教員・センター専従事務 3 人の計 5 人は、4 号館 1 階の「地域連携センター」を拠点として、活動の中心を担った。

B) 大学の施設開放

(a) 地域活動拠点の運用維持および地域との連携推進

平成 26 (2014) 年 7 月、富岡中心市街地に「高崎商科大学富岡サテライト」を、平成 30 (2018) 年 2 月には、高崎市中心市街地に「高崎商科大学高崎サテライト」を開所した。「高崎サテライト」は、平成 30 (2018) 年 6 月の「高崎商科大学山名拠点」閉館に伴い、高崎市内の活動拠点として新たに整備したものである。特に、「富岡サテライト」は平成 27 (2015) 年以降、週 2 日地域連携センター職員が常駐し、地域と大学のパイプ役を担っている。

令和元 (2019) 年は「富岡サテライト」の来館者は 256 人で、富岡青年会議所が主催した子供対象イベント「まちなかトレジャー」においても、参加者の立ち寄りスポットとして開放した。また、主な相談事項には学習支援ボランティアの受け入れ、とみおかマルシェの開催や富岡青年会議所主催まちなかトレジャーの協力等があり、様々なシーンでその役目を果たした。

(b) 地域との対話の場づくり

隣住民や、行政、まちづくり団体らと本学が一堂に会し、意見を交わす場を設置している。そのひとつに、本学文化祭「彩霞祭」が位置しており、そこでは地域連携センターが活動紹介ブースを設置。例年、教室内にはテーブルや椅子を設置し、簡単なディスカッションができるようにしている。

令和元 (2019) 年度は、4 号館 1 階地域連携センター内に展示ブースを設置。学生の日ごろの活動の様子をスライドショーで紹介。写真を踏まえながら、来室者に対し活動を説明し、様々な意見を頂戴した。

C) 公開講座

(a) 公開講座開催プロジェクト

本学に蓄積されている教育・研究の成果といった学術的財産はもちろん、地域に内在する歴史的・文化的財産を広く開放し、地域社会の生涯学習の機会を提供することを目的に、公開講座を開催。受講者はシニア層を中心としつつも、幅広い年齢層を対象に門戸を開き、地域や歴史、健康といった様々な分野の講座を展開している。

なお、令和元 (2019) 年度公開講座開講数・受講者数は下記表のとおりである。

表 A-1-1 2019 年度公開講座一覧

分類	講座名	回数	講師名	日付	人数
地域活動と社会貢献 (前田拓生 高崎商科大学商学部教授による寄付講座)		11	高崎信用金庫	4/23	1
			高崎市役所	5/7	2
			富岡市役所	5/14	1
			しののめ信用金庫	5/21	1
			糸井商事	6/4	1
			ガーフェスタ ハラダ	6/11	1
			高崎信用金庫	6/18	1

高崎商科大学

分類	講座名	回数	講師名	日付	人数
地域	高崎市役所 富岡市役所 しののめ信用金庫 CeFilデジタルビデオネイバーションセンター		高崎市役所	6/25	2
			富岡市役所	7/2	1
			しののめ信用金庫	7/9	2
			CeFilデジタルビデオネイバーションセンター	7/16	1
	東国（あづま）から見た日本国誕生 熊倉浩靖 (高崎商科大学 特任教授)	10		6/22	30
				6/29	29
				7/6	26
				7/13	28
				7/20	29
				9/14	35
				9/21	38
				9/28	33
				10/12	中止(台風)
				10/19	40
言語	知っていますかー 一群馬の岩宿時代・縄文時代 大工原豊 (國學院大學 兼任講師)	6		5/25	32
				6/1	39
				6/15	33
				7/27	28
				11/9	18
				11/16	28
文化	長野氏と小幡氏の伝説	1	佐藤喜久一郎 (育英短期大 講師)	6/29	29
	金井沢自然観察会	1	西野仁美 (観音山丘陵の自然を守るネットワークの会)	7/15	1
	地域の伝統産業 「群馬の地酒」 の消費量増にむけて	1	清水大輔 (群馬 SAKE TSUGU 代表)	7/15	10
	山名丘陵の山仕事体験	1	群馬森林管理署	12/1	3
	英語を使っておらが群馬のおもてなし	2	渡邊美代子 (高崎商科大学 教授)	11/9	18
				11/16	9
趣味	英語であそぼう (小学生対象)	2	Patrick Rate (高崎商科大学短期大学部准教授) 中村雅典 (高崎商科大学短期大学部教授)	5/6	中止
	ドラマで学ぶ韓国語 金弘錫 (高崎商科大学 教授)	3		5/27	中止
				6/22	2
				6/29	1
	自分を大切にする生き方講座	1	吉田直美 (歯科衛生士 メンタルコンサルタント)	7/6	1
	自分発見！コミュニケーションカード体験会	1	松本咲子 (株式会社ジェイビー 取締役)	9/14	5
IT	自分で使えるコミュニケーションスキル	1	大井宗太郎 (高崎商科大学 兼任講師)	11/9	5
	笑って褒めて心の免疫力 UP!! 井上信子 (ラフターヨガアンバサダーほめ笑い講座講師)	2		11/16	7
				12/14	8
	消化器官の科学 南出正樹 (ヒルズアニマルホスピタル院長)	2		8/31	19
				9/21	5
	若返りツボを知って、いつまでも若々しく	1	高橋朋子 (シマ治療院 院長)	9/28	5
趣味	カウンセリングのサポートとサービス 佐々木昌幸 (産業カウンセラー)	2		10/5	21
				10/19	6
	食べることは生きることお口と心の健康講座 吉田直美 (歯科衛生士 メンタルコンサルタント)	1		11/9	10
				11/16	4
	生活習慣病『ロコモ』って何？ 天田美鈴 (アジアロモーショントレーニング協会 ALTA認定インストラクター・看護師)	1		11/16	7
				12/14	8
趣味	布ぞうりの作り方講座 吉田わこ (布ぞうり組代表)	3		5/18	6
				5/25	6
				6/1	6
	絵手紙で描こう 小林生子 (日本絵手紙協会)	3		5/25	11
				6/22	8
				7/27	12
IT	やさしい囲碁入門講座 潤上勇次郎 (高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部 学長)	3		8/17	3
				8/24	5
				8/31	4
	カラフルろうけつ染め手ぬぐいを染めよう 大竹夏紀 (染色アーティスト)	1		10/26	6
				11/16	12
	個人のためのサーバとクラウドを作る 野手正之 (株式会社テグレット技術開発、ワッフルコンピュータ株式会社 代表取締役)	1		6/1	8
	ポスト GAFA を考える 片桐量 (株式会社テグレット技術開発、ワッフルコンピュータ株式会社 シニアディレクター)	1		6/29	8

分類	講座名	回数	講師名	日付	人数
	はじめてのプログラミング	1	築雅之（高崎商科大学 教授）	7/27	19
	Flash アニメーション入門	1	築雅之（高崎商科大学 教授）	11/16	中止
開催講座 60、中止講座数 4			参加人合計		762

※中止については最少催行人数を満たさなかった講座である

(b) 商大シネマ

近隣の幼児・小学生らを対象にした映画上映会は、地域連携センター員が選出した候補 3 作品の中から、近隣小学生に書面でのアンケートを実施し決定している。アンケート用紙は、家庭に持ち帰り親子の会話の機会とともに、親に対する本学の周知も兼ねたものである。

令和元（2019）年度は、上映会に加え、本学の活動内容を記したポスターの展示や研究成果を基に出版された『世界遺産鉄道——上信電鉄 0 番線からの旅』『おらが群馬のおもてなし英語』（いずれも上毛新聞社）を販売。本学の研究成果を広く周知する機会とした。

(c) 寄付講座の開講と運営

正課科目「地域活動と社会貢献」において、本学連携自治体・企業・団体に加え、県内企業等が授業に登壇。それぞれの取り組みについて、学生たちに紹介。実際の取り組みについて、担当者から話すことで、学生の理解促進を目指した。

本科目は、正課科目であるものの、上記公開講座同様、一般にも門戸を開き受講生を募った。11 回の授業に対し、延べ 14 人が参加。学生とともに学び、意見を交わすことで、様々な刺激を受け、視野を広げる貴重な機会となった。

D) 大学が有する人的資源の還元

(a) しののめ信用金庫赤レンガ塾

平成 27（2015）年度より、しののめ信用金庫が開催している創業スクール「赤れんが塾」の講義に本学教員が講師として、登壇。創業や新規ビジネスの立ち上げを目指す参加者の創業支援を行っている。主催者のしののめ信金はもとより、地域のビジネスパーソンとの良好な関係を構築する場でもあり、本学の地域連携活動の理解と協力につながっている。

令和元（2019）年度は、4 回の講義に本学教員 3 人が講師として講義を行った。参加教員と内容については、下記の表のとおりである。

表 A-1-2 2019 年度

日程	セミナー	担当した教員
4月 13 日	無料セミナー	前田拓生
5月 11 日	基礎編講座創業のビジョンとビジネスモデル	美藤信也
7月 20 日	実践編ビジネスプラン作成ワークショップ	松元一明
7月 27 日	プレゼンテーション	前田拓生

E) 大学が有する知的財産の還元

(a) 『CPC 紀要』の発行

COC 事業並びに地域志向教育研究費等を活用した地域志向研究の内容を

総括した研究紀要『コミュニティ・パートナーシップ・センター紀要』を発行。執筆者の多くが本学教職員であるものの、地域住民・自治体関係者の投稿を受け付け、広く地域に関連した知的財産の集積と還元としての役割を担っている。

令和元（2019）年7月には、『コミュニティ・パートナーシップ・センター紀要 第5号』を発行。論文4本、研究ノート1本、事例報告/事例研究2本、エッセー2本の計9本を採録した。紀要是、学内はもちろん、国立国会図書館、群馬県立図書館、高崎市立図書館などに配布し、研究成果の社会還元に努めた。

(b) 地域志向教育研究費の活用

渡邊教授による地域志向研究費の成果をまとめた『おらが群馬のおもてなし英語』（2019年3月発行）について、チラシを作り連携自治体・企業間に周知することで、英語講座の開催を目指した。

公開講座「おらが群馬のおもてなし英語」では、受講者全員がテキストを購入。研究成果を基に作られたテキストを活用し、英語表現を学んだ。

(c) 石碑の路研究会の活用

新元号「令和」は万葉集から引用された元号であり、これに伴い、多くの人が万葉集に関心を寄せるようになった。このニーズを踏まえ、本学が進めている「石碑の路研究会」の研究成果を通じ、万葉集や万葉歌碑が設置されている「石碑の路」の理解促進につなげるべく、5月11日（土）に新元号記念セミナーを開催した。

セミナーには、研究会会員の群馬県立女子大学・北川名誉教授、本学・熊倉特任教授を中心に、万葉歌碑に関する講演や、研究会で企画・発行した「石碑の路を巡る散策マップ」の作成秘話について紹介。

来場者が大学周辺地域を詠んだ万葉集への理解を深める機会となった。

(3) A—1 の改善・向上方策 （将来計画）

本学の研究・教育を地域社会に開放する公開講座については、本来の生涯学習が意図する「個人の自発的な意志で行う学習を生涯にわたって支援する環境づくり」をこれまで以上に推進し、地域社会のニーズに沿った満足度の高い講座の提供を目指す。

地域との連携講座等は、しののめ信用金庫との連携協力のもと行われている創業スクール「赤れんが塾」の講座だけでなく、地域社会のニーズに沿って、より多くの本学教員による講座を積極的に実施するなど、地域社会との双方向型の連携を強化する。

また、富岡サテライトにおいても地域の中に位置することを踏まえ、サテライトキャンパスならではの講座等を専門家が地域の歴史や文化遺産をテーマにして地域関連講座や実技講座の開講を目指す。

今後は、公民館や他大学等との公開講座などの情報交換を定期的に実施しながら、受講生が満足する講座を企画することに努めるとともに、地域社会が抱える課題を敏感に受け止め、本学の生涯学習に課せられた役割を模索しながら取り組みを進めていく。

A-2 地域社会との連携

«A-2 の視点»

A-2-① 大学と地域社会との連携・協力関係の推進

(1) 基準 A の自己評価

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

令和元（2019）年度の連携事業については、表 A-2-1 とおりである。主な活動については、下記に記載するとおりである。

A) 連携自治体との連携体制・学内協力体制の強化

COC 事業採択以降、県内西毛地域を中心に、自治体・企業との連携を広げ、教員・学生の教育・研究フィールドの拡充に取り組んでいる。平成 28（2016）年度に実施した研究プロジェクトを基に、令和元（2019）年度には、甘楽町と「包括的連携協定」を締結。これにより、上信電鉄沿線の高崎市・甘楽町・富岡市・下仁田町の 4 自治体と連携を結び、点から線、線から面への活動に一層の拍車をかけることとなった。

甘楽町での活動に際しては、甘楽町企画課と本学地域連携センターがそれぞれの団体の軸となり、他部署との情報共有・情報提供に努める。より充実した連携を目指し、情報共有の方法を検討中である。

また、平成 29（2017）年度より開始した、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+事業）」において、本学は、参加校として参加。特に、群馬県西毛地域の自治体・企業との連携について強化することが求められている。

先述の甘楽町との新たな包括連携協定の締結は、COC+事業においても、学生の活躍の機会を広げることとなった。

B) 地域連携委員会・地域推進会議の開催

(a) 地域連携委員会

本学における地域連携業務の円滑な遂行と改善を図るため、地域連携委員会を開催している。上信電鉄沿線の観光協会を中心としつつ、観光まちづくりの推進に向け、様々な団体らと意見を交換する機会とし、令和元（2019）年度の開催は、下記の通りである。

開催日： 2020 年 1 月 15 日（水）

議 題： 2019 年度の事業報告について

群馬ディスティネーションキャンペーンに向けた取り組みについて

(b) 地域推進会議

本学と地元自治体や企業らとの連携について、円滑かつ効果的に推進すべく、その方法等を検討する機会として、地域推進会議を設けている。

令和元（2019）年度の開催は、下記の通り。なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大に伴い、書面で聞き取りを実施し、対面での会議は実施し

ていない。

議題：2019 年度の活動における課題等について
2020 年度の活動に関する要望等

C) 高崎市における地域資源調査

石碑の路内の歌碑に関する情報は、これまで本学で取り組んできた、「石碑の路再生プロジェクト」において設置した看板や、高崎市が発行している「高崎自然歩道ガイドマップ」に掲載されているものの、万葉歌が持つイメージや情景を伝えるには不十分であった。そこで、石碑の路の観光活用について検討すべく平成 29（2017）年に「石碑の路研究会」を設立した。

令和元（2019）年度はこれまでの活動を基に、「石碑の路ハイキングガイドブック」を作成。発行に際しては、高崎信用金庫より金銭的支援を受けている。発行したガイドブックは、学生のハイキング企画や実際のハイキングでのアテンドに活用し、研究成果の還元につなげている。

D) 富岡市における観光客調査

富岡製糸場と絹産業遺産群がユネスコ世界遺産に登録された、平成 26（2014）年度より、観光客の動向やニーズを明らかにすべく、「富岡製糸場周辺における観光客満足度調査」を実施。令和元（2019）年度の調査員には、観光まちづくりを専門とするゼミ生の他、日本語リテラシーⅡのうち、3 ゼミが調査に参加した。

令和元（2019）年度は、調査実施にあたり、富岡市観光交流課と調査項目の検討を実施。富岡市の意向を踏まえ、調査項目を検討した結果、まちなかのアクセスや駐車場の分かりやすさを問う調査項目を新設した。また、市営駐車場を利用した調査協力者に対し、調査協力のお礼として、無料駐車券を配布した。これは、富岡市から調査実施にあたり協力いただいたもので、調査当日は、宮本町駐車場と上町駐車場に合わせて 150 枚の無料券を配布した。

ふるさと学習・ふるさと検定

学生の地域資源研究の成果を近隣小中学生に発表。次世代を担う地元小中学生が、地域が有する魅力的な資源について、子供のうちから理解することで、地元愛着心の醸成を図っている。

令和元（2019）年度は「ふるさと学習」として、近隣の南八幡中学校生徒に本学学生が、中学校周辺の歴史的・文化的資源をテーマに、プレゼン。研究成果を中学生でもわかりやすく伝えた。ふるさと学習を受講した中学生を対象に、プレゼン内容を確認する「ふるさと検定」を実施。57 人が受験し、うち、1 人が優秀な成績を収め、子供たちの地元理解につながった。

E) 石碑の路再生プロジェクト

COC 採択以前より、取り組んでいた石碑の路再生プロジェクトでは、平成 29（2017）年度より地元中学生がモニターとなり、本学学生が歌碑や周辺地域について解説をしながら、ハイキングを実施し、石碑の路の観光利用について検討している。

令和元（2019）年は石碑の路研究会が作成したハイキングガイドブックを活用し、南八幡中学校生徒 22 人、教員 2 人の計 24 人に対し、本学学生のコーディネ

ート・アテンドによる石碑の路ハイキングを開催した。

F) 富岡地域活性化プロジェクト

富岡製糸場と絹産業遺産群が世界遺産登録を受けた、平成 26(2014) 年度には、上信電鉄と本学、平成 27(2015) 年度からは、富岡市を加えた産学官が連携し、本学学生による「工女おもてなしプロジェクト」を実施している。

令和元(2019) 年度は活動のリニューアルに向け、有志学生によるプロジェクトの立ち上げ、富岡市を理解するためのフィールドワーク等を実施した。

学生の活動の支援として、一般社団法人富岡市観光協会から工女おもてなし事業助成金として、30 万円の助成を受け、学生が活動する際の交通費・備品購入費・飲食費に充てられた。助成については令和 2(2020) 年 4 月、『2019 年度工女おもてなし事業助成金報告書』にまとめ提出している。

G) 下仁田ねぎ祭り

下仁田ねぎ祭り実行委員会に入り、イベントの企画立案の一部を担当。

令和元(2019) 年度は、有志学生が実行委員となり、下仁田町のフィールドワークをもとに、来場者が町内を散策することで、下仁田町を知る機会となるよう、スタンプラリーを提案した。実施に際しては、関係団体との調整がつかなかつた点から見送られたが、令和 2(2020) 年度の開催の際の課題となった。

H) 下仁田道の駅活性化

商学部会計学科の前田ゼミナールが、道の駅しもにたの活性化について検討・下仁田町に提案を行った。

活動にあたり、下仁田町から研究委託助成金 11 万円を受けており、弁当開発のための飲食や、パッケージのデザイン費等に活用した。令和 2(2020) 年 3 月に、『群馬県甘楽郡下仁田町との業務委託契約に基づく調査研究についての報告書』にまとめ、下仁田町商工観光課に提出している。

I) 上信電鉄クリスマストレイン運行協力

上信電鉄株式会社が実施しているイベント列車・クリスマストレインの車内企画と当日の運営の一部を本学学生が担当し、上信電鉄とその沿線地域の魅力を参加者に伝えている。

令和元(2019) 年度はマーケティングを専門とするゼミがマーケティングから考えるイベント列車をテーマに、車内イベントの企画立案を実施した。参加者の幼児をターゲットにハンドタオルを使ったクリスマスリース作りを実施。当日 7 人の参加者がクリスマスリース作りに取り組み、学生たちがサポートを行った。クリスマスリースづくりに必要となる材料は、上信電鉄株式会社からの材料費支援を受けて購入している。

表 A-2-1 2019 年度事業一覧

位置づけ	事業名	連携先	日程	参加学生	備考
高崎	しののめ信用金庫赤レンガ塾	しののめ信用金庫	4/13	—	教職員 1 人
その他	SDGs ACTION		4/14	—	教職員 1 人
高崎	高崎昼市	高崎昼市実行委員会	4/21	—	教職員 1 人
高崎	高崎市学力アップ大作成 学習支援ボランティア	高崎市教育委員会 高崎市立城山小学校	5/1	16	
高崎	高崎市学力アップ大作成 学習支援ボランティア	高崎市教育委員会 高崎市立南八幡中学校	5/1	36	
高崎	高崎市学力アップ大作成 学習支援ボランティア	高崎市教育委員会 高崎市立南八幡小学校	5/1	39	

高崎商科大学

位置づけ	事業名	連携先	日程	参加学生	備考
その他	しののめ信用金庫赤レンガ塾	しののめ信用金庫	5/11	—	教職員 1人
富岡	とみおかマルシェ 花と緑のマルシェ	とみおかマルシェ実行委員会	5/25	17	
高崎	高崎レンガ通りフリーマーケット +ファーマーズマーケット	高崎レンガ通り商店街組合	6/2	17	
高崎	南八幡小学校まち探検	南八幡小学校	6/4	—	教職員 2人が南八幡小学校児童・保護者 20人に学内案内。
高崎	高崎昼市	高崎昼市実行委員会	6/16	1	
富岡	工女育成プロジェクト	富岡製糸場 NPO 法人富岡製糸場を愛する会	6/16	8	
富岡	富岡製糸場登録 5周年記念イベント	富岡市、富岡商工会議所	6/22	10	
富岡	繭に願いを！（七夕飾り）準備	富岡製糸場	7/4	12	
富岡	繭に願いを！（七夕飾り）1日目	富岡製糸場	7/6	2	
富岡	繭に願いを！（七夕飾り）2日目	富岡製糸場	7/7	3	
次世代	富岡高校新テーマ研究(探究活動)中間発表会	富岡高校	7/18	2	
その他	しののめ信用金庫赤レンガ塾	しののめ信用金庫	7/20	—	教職員 1人
富岡	とみおか夏まつり 2019	とみおか夏まつり実行委員会	7/27	14	
高崎	上野三碑認知度アンケート	高崎市教育委員会	8/3	11	
高崎	夏休み小学生対象イベント	高崎市立東公民館	8/27	5	
高崎	高崎昼市	高崎昼市実行委員会	9/15	3	
その他	模擬プライダル	富岡商工会議所、マリエール高崎	9/21	45	
その他	SDGs ゲーム富岡市		10/5	23	
その他	SDGs ゲーム利根沼田夢大学		10/6	1	
高崎	たかさき雷舞フェスティバル	たかさき雷舞フェスティバル実行委員会	10/13	—	台風の影響で中止
高崎	学校行事支援 高崎市立南八幡中学校虹祭	高崎市立南八幡中学校	10/18	—	教職員 1人
高崎	J:com 主催石碑の路ハイキング	J:com	10/19	11	台風のため中止。学生 11人が誘導担当の予定。
高崎	高崎昼市	高崎昼市実行委員会	10/20	1	
富岡	富岡製糸場工女まつり	NPO 法人富岡製糸場を愛する会	10/26	2	台風の影響で中止。学生 2人が開会式司会を担当予定。
対話	彩霞祭出店「地連食堂」	うどんの会（富岡市）	10/26	1	
対話	彩霞祭出店「地連食堂」	うどんの会（富岡市）	10/27	2	
高崎	高崎菓子まつり	高崎菓子業組合	11/2	39	
広域	下仁田へ行ってんべー祭	下仁田町	11/3	5	
高崎	高崎レンガ通りフリーマーケット +ファーマーズマーケット	高崎レンガ通り商店街組合	11/3	10	
次世代	石碑の路清掃活動	南八幡中学校	11/6	3	南八幡中学校生徒 60 人に、学生が石碑の路を解説。
活動拠点	まちなかトレジャー	富岡青年会議所	11/9	10	
富岡	富岡製糸場周辺における観光客 満足度調査 1日目	富岡市	11/9	45	
富岡	富岡製糸場周辺における観光客 満足度調査 2日目	富岡市	11/10	35	
高崎	高崎昼市	高崎昼市実行委員会	11/16	10	
広域	下仁田ねぎ祭り 2019	下仁田町	11/23	7	
高崎	たごひきつづふえす	NPO 法人上野三碑をつなぐ会 MKT	11/24	6	
その他	たかしんビジネスプランコンテスト	高崎信用金庫	11/30	5	
次世代	南八幡中学校ふるさと学習ふるさと検定	高崎市立南八幡中学校	12/4	2	
富岡	とみおかマルシェ クリスマスマルシェ	とみおかマルシェ実行委員会	12/7	16	
次世代	ビジネスアイデアコンテスト	しののめ信用金庫 CREATOR'S GUILD 高崎カロエ	12/14	26	
広域	上信電鉄クリスマストレイン	上信電鉄株式会社	12/21	12	
広域	甘楽町外国人労働者日本語支援		12/24	—	教職員 2人
その他	SDGs ゲーム（公明党議員向け）		2/9	—	教職員 1人
次世代	市内私立大学・短期大学連携事例発表会	高崎市産業創造館	2/12	9	
その他	SDGs ゲーム（ワールドビースゲーム in 群馬）		2/16	—	教職員 1人
広域	甘楽町「はたらくための日本語講座」	甘楽町	2/16	—	教職員 2人
高崎	高崎昼市	高崎昼市実行委員会	2/16	—	教職員 1人
その他	NPO ボランティアフェスティバル		2/22	2	
高崎	石碑の路ハイキング		2/22	16	
その他	利根沼田まち映画（SDGs 監修）	利根沼田夢大学	2/24	—	教職員 1人
富岡	第 4 回おっつきリンピック	おっつきリンピック実行委員会	3/15	—	教職員 2人
富岡	駆おもてなし事業		通年	3	新型コロナウイルスのため中止
地域連携事業合計 69事業			参加学生合計 543 人		

高崎…高崎地域活性化プロジェクト
広域…上信電鉄沿線広域活性化プロジェクト
対話…地域との対話の場づくり

域活動拠点を活用し、地域住民との交流・学習・協働活動を活発化させることにより、地域から頼られる大学としての発展を目指す。

【基準 A の自己評価】

本学は開学以来、「社会への貢献」を大学の重要な使命の一つとして位置付け、地域住民の一員として地域の総合的な発展に主体的に関わってきた。大学の保有する知的・物的資源を活用し、上記に記したような様々な地域貢献活動の取り組みを行ってきており、地域に貢献する大学として発展している。

平成 26（2014）年度から本学はコミュニティ・パートナーシップ・センター（現 地域連携センター）を地域連携の窓口として常設したこと、各種事業を企画・実施し、地域との連携活動を充実させた。現在では、地域連携センターを中心とした組織的な地域連携体制を整備した結果、多数の学生が地域との連携活動や調査研究活動に取り組んでいる。

また、地域の力と大学の知を融合させ、地域の課題解決に生かす大切さを学ぶことを目的に、平成 25（2013）年度から開催の地域創造フォーラムも、COC+事業の最終年度の前の年である平成 30（2018）年度で 6 回目を迎えた。群馬版 COC+関係大学を本学に招き、それぞれの大学が活動の成果を発表。来場した多くの参加者とともに、若者の県内活躍について検討する機会となった。

これを受け、令和 2（2020）年 2 月には COC+事業最終年度（2019 年度）C3PG 全体会議とそのシンポジウム（参加大学：共愛学園前橋国際大学・上武大学・明治学院大学・本学）を実施。C3PG 全体会議では、COC+事業の進捗状況をそれぞれの大学が発表し、その後「地（知）の拠点大学による地方創生事業（COC+）」シンポジウム「地域人材育成・地元への定着について考える」へと進められ、最後に COC/COC+事業を継承した形での事業継続を確認し合うことが出来た。

これら本学独自のネットワークの構築に加え、COC+事業で出来上がった県内大学・事業者らとの協力関係について確認できたことから、基準 A「社会との連携」の基準は、満たしていると判断する。

V. 特記事項

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に規定	1-1
第 85 条	○	学則第 5 条に規定	1-2
第 87 条	○	学則第 7 条に規定	3-2
第 88 条	○	学則第 17 条に規定	3-2
第 89 条	—		3-2
第 90 条	○	学則第 13 条及び入学者選抜規程に規定	2-1
第 92 条	○	学則第 50 条に規定	3-2
			4-1
			4-2
第 93 条	○	学則第 51 条及び教授会規程に規定	4-1
第 104 条	○	学則第 41 条及び学位規程に規定	3-1
第 105 条	○	学則第 54 条及び履修証明プログラム規程に規定	3-1
第 108 条	—		2-1
第 109 条	○	学則第 2 条及び自己点検・評価規程に規定	6-2
第 113 条	○	学則第 2 条及び自己点検・評価規程に規定	3-2
第 114 条	○	学則第 50 条に規定	4-1
			4-3
第 122 条	○	学則第 17 条及び編入学規程に規定	2-1
第 132 条	○	学則第 17 条及び編入学規程に規定	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則第 5、7、9、10～16、18、20、21、23、24、26、27、34、39、40、43～50、60、61条に規定	3-1 3-2
第 24 条	○	学籍簿を作成し保管	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 61 条及び懲戒規程に規定	4-1
第 28 条	○	各表簿について備付あり	3-2
第 143 条	○	学則第 51 条及び教授会規程に規定	4-1
第 146 条	○	学則第 35、53 条及び科目等履修生規程に規定	3-1
第 147 条	—		3-1
第 148 条	—		3-1
第 149 条	—		3-1

第 150 条	○	学則第 13 条及び入学者選抜規程に規定	2-1
第 151 条	—		2-1
第 152 条	—		2-1
第 153 条	—		2-1
第 154 条	—		2-1
第 161 条	○	学則第 17 条及び編入学規程に規定	2-1
第 162 条	○	学則第 23 条及び転入学、再入学及び転学規程に規定	2-1
第 163 条	○	学則第 9、10 条に規定	3-2
第 164 条	○	学則第 54 条及び履修証明プログラム規程に規定	3-1
第 165 条の 2	○	大学ホームページの「建学の精神・教育理念・ポリシー」において公表	1-2
			2-1
			3-1
			3-2
			6-3
第 166 条	○	学則第 2 条及び自己点検・評価規程に規定	6-2
第 172 条の 2	○	大学ホームページの「情報公開」において公表	1-2
			2-1
			3-1
			3-2
			5-1
第 173 条	○	学則第 40 条に規定	3-1
第 178 条	○	学則第 17 条及び編入学規程に規定	2-1
第 186 条	○	学則第 17 条及び編入学規程に規定	2-1

大学設置基準

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
○	学則第 1 条に規定 大学設置基準は全て満たすと共に、水準の向上に努めている	6-2 6-3
○	学則第 6 条に規定する他、学生便覧に記載している	1-1 1-2
○	学則第 12～16 条及び入学者選抜規程に基づき実施している	2-1
○	学内に設置されている各センターや各委員会などにおいては、教員及び事務職員が協働して職務を遂行している	2-2
○	学則第 5 条に規定	1-2
○	学則第 5 条に規定	1-2
—		1-2
—		1-2 3-2

			4-2
第 7 条	○	学則第 50 条に規定	3-2 4-2
第 10 条	○	主要授業科目については専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目については専任の教授、准教授、講師を中心 に担当させている	3-2 4-2
第 11 条	—		3-2 4-2
第 12 条	○	教育職員任用規程に規定	3-2 4-2
第 13 条	○	大学全体も含め 2 学科合計の設置基準教員数 30 人（内教授 1 5 人）に対し、専任教員数は 33 人（内教授 24 人）である	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長は、教育職員任用規程により、人格が高潔で、学識が優れ、 かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者が任用され ている	4-1
第 14 条	○	教育職員任用規程に規定	3-2 4-2
第 15 条	○	教育職員任用規程に規定	3-2 4-2
第 16 条	○	教育職員任用規程に規定	3-2 4-2
第 16 条の 2	—		3-2 4-2
第 17 条	—		3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 5 条に規定	2-1
第 19 条	○	学則第 26 条に規定	3-2
第 20 条	○	学則第 29 条に規定	3-2
第 21 条	○	学則第 28 条に規定	3-1
第 22 条	○	学則第 27 条に規定	3-2
第 23 条	○	学則第 10 条に規定	3-2
第 24 条	○	履修規程に規定	2-5
第 25 条	○	学則第 28 条に規定	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学則 34、39、40 条に規定 学生に対して、各授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計 画を授業計画書においてあらかじめ明示している	3-1
第 25 条の 3	○	ファカルティ・ディベロップメント規程に規定	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—		3-2

第 27 条	<input type="radio"/>	学則第 31 条に規定	3-1
第 27 条の 2	<input type="radio"/>	履修規程に規定	3-2
第 28 条	<input type="radio"/>	学則第 36 条に規定	3-1
第 29 条	<input type="radio"/>	学則第 36 条に規定	3-1
第 30 条	<input type="radio"/>	学則第 35 条に規定	3-1
第 30 条の 2	—		3-2
第 31 条	<input type="radio"/>	学則第 53 条に規定	3-1 3-2
第 32 条	<input type="radio"/>	学則第 39 条に規定	3-1
第 33 条	—		3-1
第 34 条	<input type="radio"/>	教育にふさわしい環境を持った校地を有している	2-5
第 35 条	<input type="radio"/>	運動場は校舎敷地の隣接地に設けられている	2-5
第 36 条	<input type="radio"/>	専用の各施設を備えた校舎を有している	2-5
第 37 条	<input type="radio"/>	設置基準以上の校地面積を有している	2-5
第 37 条の 2	<input type="radio"/>	設置基準以上の校舎面積を有している	2-5
第 38 条	<input type="radio"/>	図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の必要な資料を系統的に備えると共に、専門的職員を置き、閲覧室、書庫等を備え、閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えている	2-5
第 39 条	—		2-5
第 39 条の 2	—		2-5
第 40 条	<input type="radio"/>	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている	2-5
第 40 条の 2	—		2-5
第 40 条の 3	<input type="radio"/>	必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている	2-5 4-4
第 40 条の 4	<input type="radio"/>	大学等の名称は、大学の教育研究上の目的にふさわしいものとしている	1-1
第 41 条	<input type="radio"/>	学則第 50 条及び事務組織規程に規定	4-1 4-3
第 42 条	<input type="radio"/>	事務組織規程に規定	2-4 4-1
第 42 条の 2	<input type="radio"/>	学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培う授業科目を設けると共に、専門部署（キャリアサポート室）を設けて対応している	2-3
第 42 条の 3	<input type="radio"/>	日本私立大学協会主催の各種研修会等に参加すると共に、学内において SD 研修会を開催している	4-3
第 43 条	—		3-2
第 44 条	—		3-1
第 45 条	—		3-1
第 46 条	—		3-2

			4-2
第 47 条	—		2-5
第 48 条	—		2-5
第 49 条	—		2-5
第 57 条	—		1-2
第 58 条	—		2-5
第 60 条	—		2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 41 条及び学位規程に規定	3-1
第 10 条	○	学位規程に規定	3-1
第 13 条	○	学位規程に規定	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 35 条	○	学校法人高崎商科大学寄附行為第 5 条に規定	5-2 5-3
第 36 条	○	学校法人高崎商科大学寄附行為第 11 条に規定	5-2
第 37 条	○	学校法人高崎商科大学寄附行為第 7、13、14、15、16 条に規定	5-2 5-3
第 38 条	○	学校法人高崎商科大学寄附行為第 6、7 条に規定	5-2
第 39 条	○	学校法人高崎商科大学寄附行為第 7 条に規定	5-2
第 40 条	○	学校法人高崎商科大学寄附行為第 9 条に規定	5-2
第 41 条	○	学校法人高崎商科大学寄附行為第 19 条に規定	5-3
第 42 条	○	学校法人高崎商科大学寄附行為第 21 条に規定	5-3
第 43 条	○	学校法人高崎商科大学寄附行為第 22 条に規定	5-3
第 44 条	○	学校法人高崎商科大学寄附行為第 23 条に規定	5-3
第 45 条	○	学校法人高崎商科大学寄附行為第 43 条に規定	5-1
第 46 条	○	学校法人高崎商科大学寄附行為第 34 条に規定	5-3
第 47 条	○	学校法人高崎商科大学寄附行為第 35 条に規定	5-1
第 48 条	○	学校法人高崎商科大学寄附行為第 37 条に規定	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学学則第 8 条及び大学院学則に規定	1-1
第 100 条	○	大学学則第 8 条及び大学院学則第 3 条に規定	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 13 条に規定	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 13 条及び大学院入学者選抜規程に規定	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 13 条及び大学院入学者選抜規程に規定	2-1
第 157 条	○	大学院学則第 13 条及び大学院入学者選抜規程に規定	2-1
第 158 条	○	大学院学則第 2 条に規定	2-1
第 159 条	○	大学院学則第 13 条及び大学院入学者選抜規程に規定	2-1
第 160 条	○	大学院学則第 13 条及び大学院入学者選抜規程に規定	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院学則第 1 条に規定 大学設置基準は全て満たすと共に、水準の向上に努めている	6-2 6-3
第 1 条	○	大学院学則第 1 条に規定 大学設置基準は全て満たすと共に、水準の向上に努めている	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 4 条に規定	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第 12 ~ 16 条及び入学者選抜規程に基づき実施している	2-1
第 1 条の 4	○	学内に設置されている委員会などにおいては、教員及び事務職員が協働して職務を遂行している	2-2
第 2 条	○	大学院学則第 5 条に規定	1-2
第 2 条の 2	—		1-2
第 3 条	○	大学院学則第 4、5、8 条に規定	1-2
第 4 条	—		1-2
第 5 条	○	大学院学則第 3 条に規定	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 6 条に規定	1-2
第 7 条	○	大学商学部を基礎として、商学研究科を設置している	1-2
第 7 条の 2	—		1-2 3-2

			4-2
第 7 条の 3	—		1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	大学院学則第 48 条に規定	3-2 4-2
第 9 条	○	研究指導教員基準数 5 人（内教授 4 人）に対し、専任教員数は 12 人（内教授 12 人）、研究指導補助教員基準数 4 人に対し 4 人の合計 9 人に対し 16 人である	3-2 4-2
第 10 条	○	大学院学則第 7 条に規定	2-1
第 11 条	○	大学院学則第 26 条及び別表 1 教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設すると共に、学位論文の作成等に対する指導を行い、体系的な教育課程を編成している	3-2
第 12 条	○	大学院学則第 25 条に規定	2-2 3-2
第 13 条	○	大学院学則第 48 条に規定	2-2 3-2
第 14 条	—		3-2
第 14 条の 2	○	大学院学則 33、38、39 条に規定 学生に対して、各授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画を授業計画書においてあらかじめ明示している	3-1
第 14 条の 3	○	ファカルティ・ディベロップメント規程に規定	3-3 4-2
第 15 条	○	大学院学則第 9～11、25～27、30、34～37、50 条に規定	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 38、39 条に規定	3-1
第 17 条	—		3-1
第 19 条	○	教育研究に必要な専用の講義室、研究室、演習室等を備えている	2-5
第 20 条	○	必要な種類及び数の機械、器具等を備えている	2-5
第 21 条	○	図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えている	2-5
第 22 条	○	教育研究上支障を生じない範囲において、学部の施設及び設備を共用して使用している	2-5
第 22 条の 2	—		2-5
第 22 条の 3	○	必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている	2-5 4-4

第 22 条の 4	<input type="radio"/>	研究科等の名称は、教育研究上の目的にふさわしいものとしている	1-1
第 23 条	—		1-1 1-2
第 24 条	—		2-5
第 29 条	—		2-5
第 31 条	—		3-2
第 32 条	—		3-1
第 33 条	—		3-1
第 34 条	—		2-5
第 42 条	<input type="radio"/>	大学の事務組織と共に組織となっている	4-1 4-3
第 43 条	<input type="radio"/>	日本私立大学協会主催の各種研修会等に参加している	4-3
第 45 条	—		1-2
第 46 条	—		2-5 4-2

学位規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 3 条	<input type="radio"/>	大学院学則第 43 条及び学位規程に規定	3-1
第 4 条	—		3-1
第 5 条	<input type="radio"/>	学位規程に規定	3-1
第 12 条	—		3-1

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。